

【表紙】

【提出書類】	有価証券届出書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成18年8月21日
【会社名】	グランディハウス株式会社
【英訳名】	Grandy House Corporation
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 菊地 俊雄
【本店の所在の場所】	栃木県宇都宮市大通り四丁目3番18号
【電話番号】	(028)650-7777
【事務連絡者氏名】	常務取締役管理本部長 齋藤 淳夫
【最寄りの連絡場所】	栃木県宇都宮市大通り四丁目3番18号
【電話番号】	(028)650-7777
【事務連絡者氏名】	常務取締役管理本部長 齋藤 淳夫
【届出の対象とした募集有価証券の種類】	新株予約権証券
【届出の対象とした募集金額】	(第1回新株予約権) その他の者に対する割当 885,000円 発行価額の総額に新株予約権の行使に際して払込むべき金額 の合計額を合算した金額 500,885,000円 (第2回新株予約権) その他の者に対する割当 885,000円 発行価額の総額に新株予約権の行使に際して払込むべき金額 の合計額を合算した金額 500,885,000円 (第3回新株予約権) その他の者に対する割当 885,000円 発行価額の総額に新株予約権の行使に際して払込むべき金額 の合計額を合算した金額 500,885,000円 (第4回新株予約権) その他の者に対する割当 885,000円 発行価額の総額に新株予約権の行使に際して払込むべき金額 の合計額を合算した金額 500,885,000円 (第5回新株予約権) その他の者に対する割当 885,000円 発行価額の総額に新株予約権の行使に際して払込むべき金額 の合計額を合算した金額 500,885,000円 (第6回新株予約権) その他の者に対する割当 885,000円 発行価額の総額に新株予約権の行使に際して払込むべき金額 の合計額を合算した金額 500,885,000円 (第7回新株予約権) その他の者に対する割当 885,000円 発行価額の総額に新株予約権の行使に際して払込むべき金額 の合計額を合算した金額 500,885,000円

(第1回乃至第7回の合計)

その他の者に対する割当 6,195,000円

発行価額の総額に新株予約権の行使に際して払込むべき金額
の合計額を合算した金額 3,506,195,000円

(注) 新株予約権の行使期間内に行使が行われない場合
および当社が新株予約権を消却した場合には、発行
価額の総額に新株予約権の行使に際して払込む
べき金額の合計額を合算した金額は減少します。

【安定操作に関する事項】

該当事項なし

【縦覧に供する場所】

株式会社東京証券取引所

(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

第一部【証券情報】

第1【募集要項】

1【新規発行新株予約権証券（第1回新株予約権）】

(1)【募集の条件】

発行数	10個
発行価額の総額	885,000円
発行価格	88,500円
申込手数料	該当事項なし
申込単位	1個
申込期間	平成18年9月8日（金）
申込証拠金	該当事項なし
申込取扱場所	グランディハウス株式会社 管理本部 栃木県宇都宮市大通り四丁目3番18号
払込期日	平成18年9月8日（金） 本新株予約権の割当日も同日とする。
払込取扱場所	野村信託銀行株式会社 金融業務部 東京都千代田区大手町二丁目2番2号

- (注) 1 本新株予約権については、平成18年8月21日開催の当社取締役会において発行を決議しております。
2 申込方法は、申込期間内に申込取扱場所に申込みをすることとします。
3 本新株予約権の募集は第三者割当の方法によります。
4 当社と割当予定先との関係等は以下のとおりであります。

割当予定先の氏名または名称	野村證券株式会社	
割当新株予約権数	10個	
払込金額	885,000円	
割当予定先の内容	住所	東京都中央区日本橋一丁目9番1号
	代表者の氏名	執行役社長 古賀 信行
	資本の額	10,000,000,000円
	事業の内容	証券業
	大株主および持株比率	野村ホールディングス株式会社 100%
当社との関係	出資関係	割当予定先が保有している当社の株式の数：20株 当社が保有している割当予定先の株式の数：なし
	取引関係等	主幹事証券会社
	人的関係等	なし

出資関係は、平成18年3月31日現在のものです。

(2)【新株予約権の内容等】

新株予約権の目的となる株式の種類	当社普通株式
新株予約権の目的となる株式の数	本新株予約権1個の行使請求により当社が当社普通株式を交付する数(以下「交付株式数」という。)は、50,000,000円(以下「出資金額」という。)を行使価額(別記「新株予約権の行使時の払込金額」欄第2項に定義する。)で除して得られる最大整数とし、本新株予約権複数個の行使請求により当社が当社普通株式を交付する数は、行使請求の対象となった本新株予約権の数に出資金額を乗じた金額(以下「出資金総額」という。)を行使価額で除して得られる最大整数とする(1株未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、現金による調整は行わない。)。なお、本新株予約権の目的たる株式の総数の上限は、本新株予約権の総数に出資金額を乗じた金額を行使価額で除して得られる最大整数となる。ただし、別記「新株予約権の行使時の払込金額」欄第3項または第4項に従い、行使価額が修正または調整された場合は、本新株予約権の目的たる株式の総数は変更される。
新株予約権の行使時の払込金額	<ol style="list-style-type: none">1 本新株予約権1個の行使に際して出資される財産の価額は、別記「新株予約権の目的となる株式の数」欄に定める出資金額とする。なお、修正開始日(本欄第3項第(1)号に定義する。)後の包括行使請求(別記「新株予約権の行使請求の受付場所、取次場所及び払込取扱場所」欄第4項第(3)号に定義する。)または個別行使請求(別記「新株予約権の行使請求の受付場所、取次場所及び払込取扱場所」欄第4項第(4)号に定義する。)に基づく本新株予約権の行使に際して新株予約権1個につき出資される財産の価額もこれと同額とする。2 本新株予約権の行使により交付する当社普通株式の数を算定するにあたり用いられる当社普通株式1株あたりの価額(以下「行使価額」という。)は、当初393,000円とする。ただし、本欄第3項または第4項に従い、修正または調整される。3 行使価額の修正<ol style="list-style-type: none">(1) 当社は、平成18年10月10日以降、平成20年9月8日までの間、当社取締役会が資金調達のために必要と認めた場合には、修正開始日(行使価額修正の決定を行った日(以下「行使価額修正決議日」という。))の6銀行営業日後の日をいい、以下「修正開始日」という。)以降、本新株予約権の要項に従って本新株予約権の行使価額が修正される旨を決定(以下「行使価額修正の決定」という。)することができ、この決定を行った場合には、当社は、行使価額修正の決定が行われたことおよび修正開始日を、行使価額修正決議日に、新株予約権原簿に記載された各新株予約権者に通知するものとする。

- (2) 行使価額修正の決定が行われた場合、行使価額は、修正開始日(当日を含む。)から修正開始日の翌月の第3金曜日まで(当日を含む。)の期間においては、行使価額修正決議日の前銀行営業日まで(当日を含む。)の3連続取引日(ただし、終値(気配表示を含む。以下同じ。)のない日は除き、行使価額修正決議日の前銀行営業日が取引日でない場合には、行使価額修正決議日の前銀行営業日の直前の取引日までの3連続取引日とする。以下「修正開始日行使価額算定期間」という。)の株式会社東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の毎日の終値の平均値の90%に相当する金額(1,000円未満を切り捨てる。)に、修正開始日の翌月の第3金曜日の翌日以後においては、毎月第3金曜日(以下「決定日」という。)の翌日以降、決定日まで(当日を含む。)の3連続取引日(ただし、終値のない日は除き、決定日が取引日でない場合には、決定日の直前の取引日までの3連続取引日とする。以下「修正後行使価額算定期間」という。)の株式会社東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の毎日の終値の平均値の90%に相当する金額(1,000円未満を切り捨てる。)に、それぞれ修正される(修正後の行使価額を以下「修正後行使価額」という。)。なお、修正開始日行使価額算定期間または修正後行使価額算定期間内に、本欄第4項第(2)号乃至第(4)号で定める行使価額の調整事由が生じた場合には、修正後行使価額は、本新株予約権の要項に従い当社が適当と判断する値に調整される。
- ただし、かかる算出の結果、修正後行使価額が131,000円(ただし、本欄第4項第(1)号乃至第(4)号による調整を受ける。以下「下限行使価額」という。)を下回る場合には、修正後行使価額は下限行使価額とし、修正後行使価額が524,000円(ただし、本欄第4項第(1)号乃至第(4)号による調整を受ける。以下「上限行使価額」という。)を上回る場合には、修正後行使価額は上限行使価額とする。
- (3) 本項第(1)号および第(2)号により行使価額の修正を行うときは、当社は、あらかじめ書面によりその旨、修正前の行使価額、修正後行使価額およびその適用の日その他必要な事項を新株予約権原簿に記載された各新株予約権者に通知する。

4 行使価額の調整

- (1) 当社は、本新株予約権の発行後、本項第(2)号に掲げる各事由により当社普通株式数に変更を生じる場合または変更を生ずる可能性がある場合は、次に定める算式(以下「行使価額調整式」という。)をもって行使価額を調整する。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行普通株式数} + \frac{\text{交付普通株式数} \times \text{1株あたりの払込金額}}{\text{時価}}}{\text{既発行普通株式数} + \text{交付普通株式数}}$$

「既発行普通株式数」は、当社普通株式の株主(以下「当社普通株主」という。)に割当てを受ける権利を与えるための基準日が定められている場合はその日、また当該基準日が定められていない場合は、調整後の行使価額を適用する日の1か月前の日における当社の発行済普通株式数から当該日における当社の有する当社普通株式数を控除し、当該行使価額の調整前に、本項第(2)号乃至第(4)号に基づき「交付普通株式数」とみなされた当社普通株式のうち未だ交付されていない当社普通株式の株式数を加えるものとする。なお、当社普通株式の株式分割が行われる場合には、行使価額調整式で使用する交付普通株式数は、基準日における当社の有する当社普通株式に係り増加した当社普通株式数を含まないものとする。

- (2) 行使価額調整式により本新株予約権の行使価額の調整を行う場合およびその調整後の行使価額の適用時期については、次に定めるところによる。

本項第(3)号 に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式を交付する場合（ただし、当社の発行した取得条項付株式、取得請求権付株式もしくは取得条項付新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）の取得と引換えに交付する場合または当社普通株式の交付を請求できる新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）その他の証券もしくは権利の転換、交換または行使による場合を除く。）

調整後の行使価額は、払込期日（募集に際して払込期間が設けられたときは当該払込期間の最終日とする。以下同じ。）の翌日以降、当社普通株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合は、その日の翌日以降、これを適用する。

当社普通株式の株式分割または当社普通株式の無償割当てをする場合

調整後の行使価額は、当社普通株式の株式分割のための基準日の翌日以降、当社普通株式の無償割当ての効力発生日の翌日以降、これを適用する。ただし、当社普通株式の無償割当てについて、当社普通株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合は、その日の翌日以降これを適用する。

取得請求権付株式であって、その取得と引換えに本項第(3)号 に定める時価を下回る対価をもって当社普通株式を交付する定めがあるものを発行する場合（無償割当ての場合を含む。）、または本項第(3)号 に定める時価を下回る対価をもって当社普通株式の交付を請求できる新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）その他の証券もしくは権利を発行する場合（無償割当ての場合を含む。）（ただし、本新株予約権と同時に発行される第2回乃至第7回新株予約権の発行を除く。）

調整後の行使価額は、発行される取得請求権付株式、新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）その他の証券または権利（以下「取得請求権付株式等」という。）の全てが当初の条件で転換、交換または行使され当社普通株式が交付されたものとみなして行使価額調整式を準用して算出するものとし、払込期日（新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）の場合は割当日）または無償割当ての効力発生日の翌日以降、これを適用する。ただし、当社普通株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合は、その日の翌日以降これを適用する。

上記にかかわらず、転換、交換または行使に際して交付される当社普通株式の対価が取得請求権付株式等が発行された時点で確定していない場合は、調整後の行使価額は、当該対価の確定時点で発行されている取得請求権付株式等の全てが当該対価の確定時点の条件で転換、交換または行使され当社普通株式が交付されたものとみなして行使価額調整式を準用して算出するものとし、当該対価が確定した日の翌日以降これを適用する。

当社の発行した取得条項付株式または取得条項付新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）の取得と引換えに本項第(3)号 に定める時価を下回る対価をもって当社普通株式を交付する場合

調整後の行使価額は、取得日の翌日以降これを適用する。

上記にかかわらず、上記取得条項付株式または取得条項付新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）に関して当該調整前に本号 または による行使価額の調整が行われている場合には、()上記交付が行われた後の本項第(3)号 に定める完全希薄化後普通株式数が、上記交付の直前の既発行普通株式数を超えるときに限り、調整後の行使価額は、超過する株式数を行使価額調整式の「交付普通株式数」とみなして、行使価額調整式を準用して算出するものとし、()上記交付の直前の既発行普通株式数を超えない場合は、本 の調整は行わないものとする。

取得請求権付株式等の発行条件に従い、当社普通株式1株あたりの対価（本において「取得価額等」という。）の下方修正等が行われ（本項第(2)号乃至第(4)号と類似の希薄化防止条項に基づく調整の場合を除く。）、当該下方修正等後の当該取得価額等が当該修正が行われる日（以下「修正日」という。）における本項第(3)号に定める時価を下回る価額になる場合（ただし、本新株予約権と同時に発行される第2回乃至第7回新株予約権の行使価額の修正の場合を除く。）

() 当該取得請求権付株式等に関し、本号による行使価額の調整が修正日前に行われていない場合、調整後の行使価額は、修正日に残存する取得請求権付株式等の全てが修正日時点の条件で転換、交換または行使され当社普通株式が交付されたものとみなして本号の規定を準用して算出するものとし、修正日の翌日以降これを適用する。

() 当該取得請求権付株式等に関し、本号または上記()による行使価額の調整が修正日前に行われている場合で、修正日に残存する取得請求権付株式等の全てを修正日時点の条件で転換、交換または行使され当社普通株式が交付されたものとみなしたときの本項第(3)号に定める完全希薄化後普通株式数が、当該修正が行われなかった場合の既発行普通株式数を超えるときには、調整後の行使価額は、当該超過株式数を行使価額調整式の「交付普通株式数」とみなして、行使価額調整式を準用して算出するものとし、修正日の翌日以降これを適用する。なお、1か月間に複数回の取得価額等の修正が行われる場合には、調整後の行使価額は、当該修正された取得価額等のうちの最も低いものについて、行使価額調整式を準用して算出するものとし、当該月の末日の翌日以降これを適用する。

本号乃至における対価とは、当該株式または新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）の発行に際して払込みがなされた額（本号における新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）の場合には、その行使に際して出資される財産の価額を加えた額とする。）から、その取得または行使に際して当該株式または新株予約権の所持人に交付される金銭その他の財産の価額を控除した金額を、その取得または行使に際して交付される当社普通株式の数で除した金額をいう。

本号乃至の各取引において、当社普通株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日が設定され、かつ、各取引の効力の発生が当該基準日以降の株主総会または取締役会その他当社の機関の承認を条件としているときには、本号乃至にかかわらず、調整後の行使価額は、当該承認があった日の翌日以降これを適用するものとする。

この場合において、当該基準日の翌日から当該取引の承認があった日までに、本新株予約権を行使した新株予約権者に対しては、次の算出方法により、当社普通株式を交付するものとする。ただし、株券の交付については別記(注)1(2)の規定を準用する。

$$\text{株式数} = \frac{(\text{調整前行使価額} - \text{調整後行使価額}) \times \frac{\text{調整前行使価額により}}{\text{当該期間内に交付された株式数}}}{\text{調整後行使価額}}$$

この場合に1株未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、現金による調整は行わない。

- (3) 行使価額調整式の計算については、1,000円未満を切り捨てる。
行使価額調整式で使用する時価は、調整後の行使価額を適用する日（ただし、本項第(2)号の場合は基準日）に先立つ45取引日目に始まる30取引日の株式会社東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の毎日の終値の平均値（終値のない日数を除く。）とする。この場合、平均値の計算については、1,000円未満を切り捨てる。

	<p>「完全希薄化後普通株式数」は、調整後の行使価額を適用する日の1か月前の日における当社の発行済普通株式数から、当該日における当社の有する当社普通株式数を控除し、当該行使価額の調整以前に、本項第(2)号乃至第(4)号に基づき「交付普通株式数」とみなされた当社普通株式のうち未だ交付されていない当社普通株式の株式数を加えたものとする(当該行使価額の調整において本項第(2)号乃至第(4)号に基づき「交付普通株式数」に該当するものとみなされることとなる当社普通株式数を含む。)</p> <p>本項第(2)号乃至に定める証券または権利に類似した証券または権利が交付された場合における調整後の行使価額は、本項第(2)号の規定のうち、当該証券または権利に類似する証券または権利についての規定を準用して算出するものとする。</p> <p>(4) 本項第(2)号で定める行使価額の調整を必要とする場合以外にも、次に掲げる場合には、当社は、必要な行使価額の調整を行う。</p> <p>株式の併合、資本金の減少、当社を存続会社とする合併、他の会社が行う吸収分割による当該会社の権利義務の全部または一部の承継、または他の株式会社が行う株式交換による当該株式会社の発行済株式の全部の取得のために行使価額の調整を必要とするとき。</p> <p>その他当社普通株式数の変更または変更の可能性が生じる事由の発生により行使価額の調整を必要とするとき(ただし、本新株予約権と同時に発行される第2回乃至第7回新株予約権の行使価額の調整の場合を除く。)</p> <p>行使価額を調整すべき事由が2つ以上相接して発生し、一方の事由に基づく調整後の行使価額の算出にあたり使用すべき時価につき、他方の事由による影響を考慮する必要があるとき。</p> <p>(5) 本項第(1)号乃至第(4)号により行使価額の調整を行うときは、当社は、あらかじめ書面によりその旨ならびにその事由、調整前の行使価額、調整後の行使価額およびその適用の日その他必要な事項を新株予約権原簿に記載された各新株予約権者に通知する。ただし、本項第(2)号の場合その他適用の日の前日までに前記の通知を行うことができないときは、適用の日以降速やかにこれを行う。</p>
<p>新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価額の総額</p>	<p>500,885,000円</p> <p>本新株予約権の行使期間内に行使が行われない場合および当社が本新株予約権を消却した場合には、上記金額は減少します。</p>
<p>新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額</p>	<p>1 新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式1株の発行価格</p> <p>本新株予約権の行使により発行する当社普通株式1株の発行価格は、50,088,500円(本新株予約権1個の発行価格と出資金額を合計した金額)を、当該行使請求の時点(包括行使請求の場合は別記「新株予約権の行使期間」欄に定める権利行使最終期日)において有効な交付株式数で除した金額となる。</p> <p>2 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金および資本準備金</p> <p>本新株予約権の行使により株式を発行する場合の増加する資本金の額は、会社計算規則第40条の定めるところに従って算出された資本金等増加限度額に0.5を乗じた金額とし、計算の結果1円未満の端数を生ずる場合は、その端数を切り上げるものとする。増加する資本準備金の額は、資本金等増加限度額より増加する資本金の額を減じた額とする。</p>
<p>新株予約権の行使期間</p>	<p>1 平成18年9月11日から平成21年9月8日までの期間(以下、当該期間の最終日を「権利行使最終期日」という。)とする。ただし、平成21年9月8日が銀行営業日でない場合にはその前銀行営業日を権利行使最終期日とする。</p>

	<p>2 本欄第1項に拘わらず、包括行使請求は、権利行使最終期日を行行使する日として行うものとし、行使価額修正決議日から修正開始日までの期間（以下「包括行使請求書提出期間」という。）において、包括行使にかかる行使請求書を提出するものとする。別記「新株予約権の行使請求の受付場所、取次場所及び払込取扱場所」欄第4項第(4)号に定める個別行使請求を行う期間は、修正開始日から権利行使最終期日の前銀行営業日までの期間（以下「個別行使可能期間」という。）とする。</p>
<p>新株予約権の行使請求の受付場所、取次場所及び払込取扱場所</p>	<p>1 行使請求の受付場所 グランディハウス株式会社 管理本部 栃木県宇都宮市大通り四丁目3番18号</p> <p>2 行使請求の取次場所 該当事項なし</p> <p>3 払込取扱場所 野村信託銀行株式会社 金融業務部 東京都千代田区大手町二丁目2番2号</p> <p>4 新株予約権行使請求および払込の方法</p> <p>(1) 行使価額修正の決定が行われない場合において行使請求を行うときは、新株予約権者は、平成20年9月8日まで（当日を含む。）に、本項第(5)号および第(6)号に定める行使請求手続を完了するものとする。</p> <p>(2) 行使価額修正の決定が行われた場合において、修正後行使価額が適用される前の行使価額（以下「修正前行使価額」という。）に基づき行使請求を行うときは、新株予約権者は、修正開始日の前銀行営業日まで（当日を含む。）に本項第(5)号および第(6)号に定める行使請求手続を完了するものとする。</p> <p>(3) また、行使価額修正の決定が行われた場合において、修正後行使価額に基づき行使請求を行うときは、新株予約権者は、包括行使請求書提出期間内に行使請求書を提出することにより、各本新株予約権につき、別記「新株予約権の行使の条件」欄第2項第(1)号に定める条件が成就した場合に効力を生じる行使請求として、出資金額を本新株予約権1個あたりの行使に際して出資される財産の価額とし、権利行使最終期日において有効な交付株式数を本新株予約権1個あたりの交付株式数として株式の交付を受けることを意図する行使請求（以下「包括行使請求」という。）の手続きを、本項第(5)号に従い、権利行使最終期日を行行使日として行い、かつ出資金総額の払込を行うものとする。</p> <p>(4) 前号に従い出資金総額が払い込まれた本新株予約権については、新株予約権者は、当該本新株予約権に係る包括行使請求の行使日を待たずに、個別行使可能期間内において、いつでも、個別行使請求（以下に定義する。）を行うことができる。ここで「個別行使請求」とは、当該各本新株予約権について、出資金額を本新株予約権1個あたりの行使に際して出資される財産の価額とし、各個別行使請求の時点において有効な交付株式数を本新株予約権1個あたりの交付株式数として株式の交付を受けることを意図する行使請求とし、個別行使請求の効力は、本項第(5)号および第(6)号に定める行使請求手続が完了したときに生じるものとする。この場合、効力を生じた個別行使請求に対応する本新株予約権に係る包括行使請求は、別記「新株予約権の行使の条件」欄第2項第(1)号に定める包括行使請求に付された条件の不成就の確定により効力が発生しないこととなる。</p> <p>(5) 本新株予約権の行使請求を行う場合には、新株予約権者は、修正前行使価額に基づく行使請求（行使価額修正の決定が行われない場合の行使請求を含む。）、包括行使請求および個別行使請求の各場合に応じて、当社が定める様式による行使請求書（以下「行使請求書」という。）に必要事項を記入し、記名捺印の上、これを本欄第1項に定める行使請求受付場所に提出するものとする。</p>

	<p>(6) 前号の行使請求書の提出に加えて、出資金総額を現金にて本欄第3項に定める払込取扱場所の当社の指定する口座（以下「指定口座」という。）に払い込むものとする。</p> <p>(7) 各個別行使請求がなされることにより包括行使請求の一部もしくは全部の効力が発生しない場合を除き、本項に従い行使請求を行った者は、その後これを撤回することはできない。</p>
<p>新株予約権の行使の条件</p>	<p>1 各本新株予約権の一部行使はできないものとする。</p> <p>2 (1) 包括行使請求には、その対象となる各本新株予約権につき、権利行使最終期日の前銀行営業日までに、個別行使請求がなされず、本欄第4項第(1)号に定める事由も発生せず、別記「新株予約権の消却事由及び消却の条件」欄第1項、第2項または第4項に定めるいずれの取得も行われず、かつ本新株予約権が消滅していない場合に効力を生じる旨の条件を付すものとする。</p> <p>(2) 別記「新株予約権の行使請求の受付場所、取次場所及び払込取扱場所」欄第4項第(3)号に定める包括行使請求を行う新株予約権の個数については、新株予約権者の任意の選択によるものとし、新株予約権者は、包括行使請求を行う場合、出資金額に包括行使請求に基づき権利行使を希望する本新株予約権の個数を乗じた金額を、包括行使請求書提出期間内に、現金にて別記「新株予約権の行使請求の受付場所、取次場所及び払込取扱場所」欄第3項に定める払込取扱場所の指定口座に払い込むものとする。</p> <p>(3) 権利行使最終期日の前銀行営業日に本項第(1)号に定める包括行使請求に付された条件が成就した場合には、包括行使請求がなされた際に払い込まれた金銭は、権利行使最終期日において、当該包括行使請求の対象となる本新株予約権の出資金額に係る払込金として確定する。</p> <p>(4) 包括行使請求書提出期間内に、新株予約権者が包括行使にかかる行使請求書を提出しなかった場合には、新株予約権者は、当該包括行使にかかる行使請求書を提出しなかった本新株予約権につき、以後その行使請求を行うことができないものとする。</p> <p>3 (1) 別記(注)1(1)に従い個別行使請求の効力が生じた場合には、当該個別行使請求に対応する個数の本新株予約権に係る包括行使請求は効力が発生しないことが確定し、当社は新株予約権者に対し、当該効力が発生しないことが確定した包括行使請求に係る本新株予約権の個数に出資金額を乗じた金額を速やかに返還するものとする。</p> <p>(2) 新株予約権者は、かかる個別行使請求の効力発生以後、権利行使最終期日の前銀行営業日に至るまで、包括行使請求に係る行使請求書が提出された本新株予約権の総数から当該個別行使請求が行われた本新株予約権の個数を控除した残数の本新株予約権に限り、引き続き、個別行使請求を行うことができ、その後もまた同様とする。</p> <p>4 (1) 以下の(i)乃至()のいずれかの事由が生じた場合には、新株予約権者は、残存する本新株予約権全部につき、以後その行使請求を行うことができないものとする。なお、以下の(i)乃至()のいずれかの事由が生じた場合には、当社は速やかに新株予約権原簿に記載された各新株予約権者に通知する。</p> <p>() 当社が支払の停止に至った場合または当社につき破産手続開始、民事再生手続開始、会社更生手続開始、特別清算開始もしくはこれらに準じる法的清算・再建手続の申立がなされた場合もしくは裁判所もしくは監督官庁によりかかる手続開始の前提行為が行われた場合</p> <p>() 当社が手形交換所の取引停止処分を受けた場合</p> <p>() 当社の重要な財産が差し押さえられた場合</p> <p>(2) 本項第(1)号のいずれかの事由が生じた場合において、包括行使請求に基づく出資金額が払い込まれていたときは、包括行使請求は、当該事由発生時において残存する本新株予約権につき効力が発生しないことが確定し、当社は新株予約権者に対し、当該事由発生後遅滞なく、残存する本新株予約権の個数に出資金額を乗じた金額を包括行使請求に基づく出資金額の返還として支払うものとする。</p>

<p>新株予約権の消却事由及び消却の条件</p>	<p>該当事項なし。</p> <p>なお、本新株予約権の取得条項は以下のとおり。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 当社は、当社取締役会が本新株予約権を取得する日（当該取締役会後2か月を超えない日に定められるものとする。）を別に定めた場合には、当該取得日において、残存する本新株予約権の全部または一部を取得する。当社が本新株予約権の一部を取得する場合、抽選により、取得する本新株予約権を決定するものとする。当社は、本新株予約権を取得するのと引換えに、当該本新株予約権の新株予約権者に対して、本新株予約権1個あたり金88,500円を交付する。当社は、取得した本新株予約権を消却するものとする。 2 当社は、当社が消滅会社となる合併、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転（以下「組織再編行為」という。）につき当社株主総会（株主総会の決議を要しない場合は、取締役会）で承認決議した場合、当該組織再編行為の効力発生日以前に、当社が本新株予約権を取得するのと引換えに当該本新株予約権の新株予約権者に対して本新株予約権1個あたり88,500円を交付して、残存する本新株予約権の全部を取得する。当社は、取得した本新株予約権を消却するものとする。 3 当社は、当社が本新株予約権の発行後平成20年9月8日まで（当日を含む。）の間に行使価額修正の決定を行わない場合、平成20年9月8日の翌銀行営業日に、当社が本新株予約権を取得するのと引換えに当該本新株予約権の新株予約権者に対して本新株予約権1個あたり88,500円を交付して、残存する本新株予約権の全部を取得する。当社は、取得した本新株予約権を消却するものとする。 4 当社は、本新株予約権の発行後、5連続取引日（ただし、終値のない日は除く。）の株式会社東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の毎日の終値が下限行使価額を下回った場合、当該5連続取引日の最終日の翌銀行営業日に、当社が本新株予約権を取得するのと引換えに当該本新株予約権の新株予約権者に対して本新株予約権1個あたり88,500円を交付して、残存する本新株予約権の全部を取得する。当社は、取得した本新株予約権を消却するものとする。 5 本欄第1項または第2項により本新株予約権を取得する場合には、当社は、当社取締役会で定める取得日の2週間前までに、当該取得日を、新株予約権原簿に記載された本新株予約権の新株予約権者（本新株予約権の一部を取得する場合は、当社取締役会が決定した本新株予約権の新株予約権者）に通知する。 6 本欄第1項、第2項または第4項により本新株予約権を取得する場合において、包括行使請求に基づく出資金額が払い込まれていたときは、当社は新株予約権者に対し、当該取得事由発生後遅滞なく、取得される本新株予約権の個数に出資金額を乗じた金額を包括行使請求に基づく出資金額の返還として支払うものとする。
<p>新株予約権の譲渡に関する事項</p>	<p>本新株予約権の譲渡による取得については、当社取締役会の決議による当社の承認を要するものとする。</p>

（注）1 新株予約権行使の効力発生時期等

- (1) 本新株予約権の行使請求の効力は、別記「新株予約権の行使請求の受付場所、取次場所及び払込取扱場所」欄第4項第(5)号の行使請求書が行使請求受付場所に到達し、かつ別記「新株予約権の行使請求の受付場所、取次場所及び払込取扱場所」欄第4項第(6)号の出資金総額が指定口座に入金された場合において、本新株予約権を行使する日として当該行使請求書に記載された日（当該行使請求書が行使請求受付場所に到達した日または本新株予約権の行使に際して出資される出資金の指定口座への入金が行われた日のいずれかが、かかる行使請求書に記載された日の翌日以降である場合を除く。）に発生する。ただし、包括行使請求に基づく行使の効力は、別記「新株予約権の行使請求の受付場所、取次場所及び払込取扱場所」欄第4項第(5)号の行使請求書が行使請求受付場所に到達し、かつ別記「新株予約権の行使請求の受付場所、取次場所及び払込取扱場所」欄第4項第(6)号の出資金総額が指定口座に入金されることに加え、権利行使最終期日の前銀行営業日までに、個別行使請求がなされず、別記「新株予約権の行使の条件」欄第4項第(1)号に定める事由も発生せず、別記「新株予約権の消却事由及び消却の条件」欄第1項、第2項または第4項に定めるいずれの取得も行われず、かつ本新株予約権が消滅していない場合に権利行使最終期日において生じるものとする。
 - (2) 当社は、本新株予約権の行使請求の効力が発生した日以後遅滞なく株券を交付する。
- 2 単元株式数の定め等の導入に伴う取扱い
- 当社が単元株式数の定めを導入する場合等、本新株予約権の要項の規定中読み替えその他の措置が必要となる場合に

は、当社は必要な措置を講じる。

- (3) 【新株予約権証券の引受け】
該当事項なし

2【新規発行新株予約権証券（第2回新株予約権）】

(1)【募集の条件】

発行数	10個
発行価額の総額	885,000円
発行価格	88,500円
申込手数料	該当事項なし
申込単位	1個
申込期間	平成18年9月8日（金）
申込証拠金	該当事項なし
申込取扱場所	グランディハウス株式会社 管理本部 栃木県宇都宮市大通り四丁目3番18号
払込期日	平成18年9月8日（金） 本新株予約権の割当日も同日とする。
払込取扱場所	野村信託銀行株式会社 金融業務部 東京都千代田区大手町二丁目2番2号

- (注) 1 本新株予約権については、平成18年8月21日開催の当社取締役会において発行を決議しております。
 2 申込方法は、申込期間内に申込取扱場所に申込みをすることとします。
 3 本新株予約権の募集は第三者割当の方法によります。
 4 当社と割当予定先との関係等は以下のとおりであります。

割当予定先の氏名または名称		野村證券株式会社
割当新株予約権数		10個
払込金額		885,000円
割当予定先の内容	住所	東京都中央区日本橋一丁目9番1号
	代表者の氏名	執行役社長 古賀 信行
	資本の額	10,000,000,000円
	事業の内容	証券業
	大株主および持株比率	野村ホールディングス株式会社 100%
当社との関係	出資関係	割当予定先が保有している当社の株式の数：20株 当社が保有している割当予定先の株式の数：なし
	取引関係等	主幹事証券会社
	人的関係等	なし

出資関係は、平成18年3月31日現在のものです。

(2)【新株予約権の内容等】

新株予約権の目的となる株式の種類	当社普通株式
新株予約権の目的となる株式の数	本新株予約権1個の行使請求により当社が当社普通株式を交付する数(以下「交付株式数」という。)は、50,000,000円(以下「出資金額」という。)を行使価額(別記「新株予約権の行使時の払込金額」欄第2項に定義する。)で除して得られる最大整数とし、本新株予約権複数個の行使請求により当社が当社普通株式を交付する数は、行使請求の対象となった本新株予約権の数に出資金額を乗じた金額(以下「出資金総額」という。)を行使価額で除して得られる最大整数とする(1株未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、現金による調整は行わない。)。なお、本新株予約権の目的たる株式の総数の上限は、本新株予約権の総数に出資金額を乗じた金額を行使価額で除して得られる最大整数となる。ただし、別記「新株予約権の行使時の払込金額」欄第3項または第4項に従い、行使価額が修正または調整された場合は、本新株予約権の目的たる株式の総数は変更される。
新株予約権の行使時の払込金額	<ol style="list-style-type: none">1 本新株予約権1個の行使に際して出資される財産の価額は、別記「新株予約権の目的となる株式の数」欄に定める出資金額とする。なお、修正開始日(本欄第3項第(1)号に定義する。)後の包括行使請求(別記「新株予約権の行使請求の受付場所、取次場所及び払込取扱場所」欄第4項第(3)号に定義する。)または個別行使請求(別記「新株予約権の行使請求の受付場所、取次場所及び払込取扱場所」欄第4項第(4)号に定義する。)に基づく本新株予約権の行使に際して新株予約権1個につき出資される財産の価額もこれと同額とする。2 本新株予約権の行使により交付する当社普通株式の数を算定するにあたり用いられる当社普通株式1株あたりの価額(以下「行使価額」という。)は、当初393,000円とする。ただし、本欄第3項または第4項に従い、修正または調整される。3 行使価額の修正<ol style="list-style-type: none">(1) 当社は、平成18年10月10日以降、平成20年9月8日までの間、当社取締役会が資金調達のために必要と認めた場合には、修正開始日(行使価額修正の決定を行った日(以下「行使価額修正決議日」という。))の6銀行営業日後の日をいい、以下「修正開始日」という。)以降、本新株予約権の要項に従って本新株予約権の行使価額が修正される旨を決定(以下「行使価額修正の決定」という。)することができ、この決定を行った場合には、当社は、行使価額修正の決定が行われたことおよび修正開始日を、行使価額修正決議日に、新株予約権原簿に記載された各新株予約権者に通知するものとする。

- (2) 行使価額修正の決定が行われた場合、行使価額は、修正開始日(当日を含む。)から修正開始日の翌月の第3金曜日まで(当日を含む。)の期間においては、行使価額修正決議日の前銀行営業日まで(当日を含む。)の3連続取引日(ただし、終値(気配表示を含む。以下同じ。)のない日は除き、行使価額修正決議日の前銀行営業日が取引日でない場合には、行使価額修正決議日の前銀行営業日の直前の取引日までの3連続取引日とする。以下「修正開始日行使価額算定期間」という。)の株式会社東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の毎日の終値の平均値の90%に相当する金額(1,000円未満を切り捨てる。)に、修正開始日の翌月の第3金曜日の翌日以後においては、毎月第3金曜日(以下「決定日」という。)の翌日以降、決定日まで(当日を含む。)の3連続取引日(ただし、終値のない日は除き、決定日が取引日でない場合には、決定日の直前の取引日までの3連続取引日とする。以下「修正後行使価額算定期間」という。)の株式会社東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の毎日の終値の平均値の90%に相当する金額(1,000円未満を切り捨てる。)に、それぞれ修正される(修正後の行使価額を以下「修正後行使価額」という。)。なお、修正開始日行使価額算定期間または修正後行使価額算定期間内に、本欄第4項第(2)号乃至第(4)号で定める行使価額の調整事由が生じた場合には、修正後行使価額は、本新株予約権の要項に従い当社が適当と判断する値に調整される。
- ただし、かかる算出の結果、修正後行使価額が131,000円(ただし、本欄第4項第(1)号乃至第(4)号による調整を受ける。以下「下限行使価額」という。)を下回る場合には、修正後行使価額は下限行使価額とし、修正後行使価額が524,000円(ただし、本欄第4項第(1)号乃至第(4)号による調整を受ける。以下「上限行使価額」という。)を上回る場合には、修正後行使価額は上限行使価額とする。
- (3) 本項第(1)号および第(2)号により行使価額の修正を行うときは、当社は、あらかじめ書面によりその旨、修正前の行使価額、修正後行使価額およびその適用の日その他必要な事項を新株予約権原簿に記載された各新株予約権者に通知する。

4 行使価額の調整

- (1) 当社は、本新株予約権の発行後、本項第(2)号に掲げる各事由により当社普通株式数に変更を生じる場合または変更を生ずる可能性がある場合は、次に定める算式(以下「行使価額調整式」という。)をもって行使価額を調整する。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行普通株式数} + \frac{\text{交付普通株式数} \times \text{1株あたりの払込金額}}{\text{時価}}}{\text{既発行普通株式数} + \text{交付普通株式数}}$$

「既発行普通株式数」は、当社普通株式の株主(以下「当社普通株主」という。)に割当てを受ける権利を与えるための基準日が定められている場合はその日、また当該基準日が定められていない場合は、調整後の行使価額を適用する日の1か月前の日における当社の発行済普通株式数から当該日における当社の有する当社普通株式数を控除し、当該行使価額の調整前に、本項第(2)号乃至第(4)号に基づき「交付普通株式数」とみなされた当社普通株式のうち未だ交付されていない当社普通株式の株式数を加えるものとする。なお、当社普通株式の株式分割が行われる場合には、行使価額調整式で使用する交付普通株式数は、基準日における当社の有する当社普通株式に係り増加した当社普通株式数を含まないものとする。

- (2) 行使価額調整式により本新株予約権の行使価額の調整を行う場合およびその調整後の行使価額の適用時期については、次に定めるところによる。

本項第(3)号 に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式を交付する場合（ただし、当社の発行した取得条項付株式、取得請求権付株式もしくは取得条項付新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）の取得と引換えに交付する場合または当社普通株式の交付を請求できる新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）その他の証券もしくは権利の転換、交換または行使による場合を除く。）

調整後の行使価額は、払込期日（募集に際して払込期間が設けられたときは当該払込期間の最終日とする。以下同じ。）の翌日以降、当社普通株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合は、その日の翌日以降、これを適用する。

当社普通株式の株式分割または当社普通株式の無償割当てをする場合

調整後の行使価額は、当社普通株式の株式分割のための基準日の翌日以降、当社普通株式の無償割当ての効力発生日の翌日以降、これを適用する。ただし、当社普通株式の無償割当てについて、当社普通株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合は、その日の翌日以降これを適用する。

取得請求権付株式であって、その取得と引換えに本項第(3)号 に定める時価を下回る対価をもって当社普通株式を交付する定めがあるものを発行する場合（無償割当ての場合を含む。）、または本項第(3)号 に定める時価を下回る対価をもって当社普通株式の交付を請求できる新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）その他の証券もしくは権利を発行する場合（無償割当ての場合を含む。）（ただし、本新株予約権と同時に発行される第1回および第3回乃至第7回新株予約権の発行を除く。）

調整後の行使価額は、発行される取得請求権付株式、新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）その他の証券または権利（以下「取得請求権付株式等」という。）の全てが当初の条件で転換、交換または行使され当社普通株式が交付されたものとみなして行使価額調整式を準用して算出するものとし、払込期日（新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）の場合は割当日）または無償割当ての効力発生日の翌日以降、これを適用する。ただし、当社普通株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合は、その日の翌日以降これを適用する。

上記にかかわらず、転換、交換または行使に際して交付される当社普通株式の対価が取得請求権付株式等が発行された時点で確定していない場合は、調整後の行使価額は、当該対価の確定時点で発行されている取得請求権付株式等の全てが当該対価の確定時点の条件で転換、交換または行使され当社普通株式が交付されたものとみなして行使価額調整式を準用して算出するものとし、当該対価が確定した日の翌日以降これを適用する。

当社の発行した取得条項付株式または取得条項付新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）の取得と引換えに本項第(3)号 に定める時価を下回る対価をもって当社普通株式を交付する場合

調整後の行使価額は、取得日の翌日以降これを適用する。

上記にかかわらず、上記取得条項付株式または取得条項付新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）に関して当該調整前に本号 または による行使価額の調整が行われている場合には、()上記交付が行われた後の本項第(3)号 に定める完全希薄化後普通株式数が、上記交付の直前の既発行普通株式数を超えるときに限り、調整後の行使価額は、超過する株式数を行使価額調整式の「交付普通株式数」とみなして、行使価額調整式を準用して算出するものとし、()上記交付の直前の既発行普通株式数を超えない場合は、本 の調整は行わないものとする。

取得請求権付株式等の発行条件に従い、当社普通株式1株あたりの対価（本において「取得価額等」という。）の下方修正等が行われ（本項第(2)号乃至第(4)号と類似の希薄化防止条項に基づく調整の場合を除く。）、当該下方修正等後の当該取得価額等が当該修正が行われる日（以下「修正日」という。）における本項第(3)号に定める時価を下回る価額になる場合（ただし、本新株予約権と同時に発行される第1回および第3回乃至第7回新株予約権の行使価額の修正の場合を除く。）

() 当該取得請求権付株式等に関し、本号による行使価額の調整が修正日前に行われていない場合、調整後の行使価額は、修正日に残存する取得請求権付株式等の全てが修正日時点の条件で転換、交換または行使され当社普通株式が交付されたものとみなして本号の規定を準用して算出するものとし、修正日の翌日以降これを適用する。

() 当該取得請求権付株式等に関し、本号または上記()による行使価額の調整が修正日前に行われている場合で、修正日に残存する取得請求権付株式等の全てを修正日時点の条件で転換、交換または行使され当社普通株式が交付されたものとみなしたときの本項第(3)号に定める完全希薄化後普通株式数が、当該修正が行われなかった場合の既発行普通株式数を超えるときには、調整後の行使価額は、当該超過株式数を行使価額調整式の「交付普通株式数」とみなして、行使価額調整式を準用して算出するものとし、修正日の翌日以降これを適用する。なお、1か月間に複数回の取得価額等の修正が行われる場合には、調整後の行使価額は、当該修正された取得価額等のうちの最も低いものについて、行使価額調整式を準用して算出するものとし、当該月の末日の翌日以降これを適用する。

本号乃至における対価とは、当該株式または新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）の発行に際して払込みがなされた額（本号における新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）の場合には、その行使に際して出資される財産の価額を加えた額とする。）から、その取得または行使に際して当該株式または新株予約権の所持人に交付される金銭その他の財産の価額を控除した金額を、その取得または行使に際して交付される当社普通株式の数で除した金額をいう。

本号乃至の各取引において、当社普通株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日が設定され、かつ、各取引の効力の発生が当該基準日以降の株主総会または取締役会その他当社の機関の承認を条件としているときには、本号乃至にかかわらず、調整後の行使価額は、当該承認があった日の翌日以降これを適用するものとする。

この場合において、当該基準日の翌日から当該取引の承認があった日までに、本新株予約権を行使した新株予約権者に対しては、次の算出方法により、当社普通株式を交付するものとする。ただし、株券の交付については別記(注)1(2)の規定を準用する。

$$\text{株式数} = \frac{(\text{調整前行使価額} - \text{調整後行使価額}) \times \frac{\text{調整前行使価額により}}{\text{当該期間内に交付された株式数}}}{\text{調整後行使価額}}$$

この場合に1株未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、現金による調整は行わない。

- (3) 行使価額調整式の計算については、1,000円未満を切り捨てる。
行使価額調整式で使用する時価は、調整後の行使価額を適用する日（ただし、本項第(2)号の場合は基準日）に先立つ45取引日目に始まる30取引日の株式会社東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の毎日の終値の平均値（終値のない日数を除く。）とする。この場合、平均値の計算については、1,000円未満を切り捨てる。

	<p>「完全希薄化後普通株式数」は、調整後の行使価額を適用する日の1か月前の日における当社の発行済普通株式数から、当該日における当社の有する当社普通株式数を控除し、当該行使価額の調整以前に、本項第(2)号乃至第(4)号に基づき「交付普通株式数」とみなされた当社普通株式のうち未だ交付されていない当社普通株式の株式数を加えたものとする(当該行使価額の調整において本項第(2)号乃至第(4)号に基づき「交付普通株式数」に該当するものとみなされることとなる当社普通株式数を含む。)</p> <p>本項第(2)号乃至に定める証券または権利に類似した証券または権利が交付された場合における調整後の行使価額は、本項第(2)号の規定のうち、当該証券または権利に類似する証券または権利についての規定を準用して算出するものとする。</p> <p>(4) 本項第(2)号で定める行使価額の調整を必要とする場合以外にも、次に掲げる場合には、当社は、必要な行使価額の調整を行う。</p> <p>株式の併合、資本金の減少、当社を存続会社とする合併、他の会社が行う吸収分割による当該会社の権利義務の全部または一部の承継、または他の株式会社が行う株式交換による当該株式会社の発行済株式の全部の取得のために行使価額の調整を必要とするとき。</p> <p>その他当社普通株式数の変更または変更の可能性が生じる事由の発生により行使価額の調整を必要とするとき(ただし、本新株予約権と同時に発行される第1回および第3回乃至第7回新株予約権の行使価額の調整の場合を除く。)</p> <p>行使価額を調整すべき事由が2つ以上相接して発生し、一方の事由に基づく調整後の行使価額の算出にあたり使用すべき時価につき、他方の事由による影響を考慮する必要があるとき。</p> <p>(5) 本項第(1)号乃至第(4)号により行使価額の調整を行うときは、当社は、あらかじめ書面によりその旨ならびにその事由、調整前の行使価額、調整後の行使価額およびその適用の日その他必要な事項を新株予約権原簿に記載された各新株予約権者に通知する。ただし、本項第(2)号の場合その他適用の日の前日までに前記の通知を行うことができないときは、適用の日以降速やかにこれを行う。</p>
<p>新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価額の総額</p>	<p>500,885,000円</p> <p>本新株予約権の行使期間内に行使が行われない場合および当社が本新株予約権を消却した場合には、上記金額は減少します。</p>
<p>新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額</p>	<p>1 新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式1株の発行価格</p> <p>本新株予約権の行使により発行する当社普通株式1株の発行価格は、50,088,500円(本新株予約権1個の発行価格と出資金額を合計した金額)を、当該行使請求の時点(包括行使請求の場合は別記「新株予約権の行使期間」欄に定める権利行使最終期日)において有効な交付株式数で除した金額となる。</p> <p>2 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金および資本準備金</p> <p>本新株予約権の行使により株式を発行する場合の増加する資本金の額は、会社計算規則第40条の定めるところに従って算出された資本金等増加限度額に0.5を乗じた金額とし、計算の結果1円未満の端数を生ずる場合は、その端数を切り上げるものとする。増加する資本準備金の額は、資本金等増加限度額より増加する資本金の額を減じた額とする。</p>
<p>新株予約権の行使期間</p>	<p>1 平成18年9月11日から平成21年9月8日までの期間(以下、当該期間の最終日を「権利行使最終期日」という。)とする。ただし、平成21年9月8日が銀行営業日でない場合にはその前銀行営業日を権利行使最終期日とする。</p>

	<p>2 本欄第1項に拘わらず、包括行使請求は、権利行使最終期日を行行使する日として行うものとし、行使価額修正決議日から修正開始日までの期間（以下「包括行使請求書提出期間」という。）において、包括行使にかかる行使請求書を提出するものとする。別記「新株予約権の行使請求の受付場所、取次場所及び払込取扱場所」欄第4項第(4)号に定める個別行使請求を行う期間は、修正開始日から権利行使最終期日の前銀行営業日までの期間（以下「個別行使可能期間」という。）とする。</p>
<p>新株予約権の行使請求の受付場所、取次場所及び払込取扱場所</p>	<p>1 行使請求の受付場所 グランディハウス株式会社 管理本部 栃木県宇都宮市大通り四丁目3番18号</p> <p>2 行使請求の取次場所 該当事項なし</p> <p>3 払込取扱場所 野村信託銀行株式会社 金融業務部 東京都千代田区大手町二丁目2番2号</p> <p>4 新株予約権行使請求および払込の方法</p> <p>(1) 行使価額修正の決定が行われない場合において行使請求を行うときは、新株予約権者は、平成20年9月8日まで（当日を含む。）に、本項第(5)号および第(6)号に定める行使請求手続を完了するものとする。</p> <p>(2) 行使価額修正の決定が行われた場合において、修正後行使価額が適用される前の行使価額（以下「修正前行使価額」という。）に基づき行使請求を行うときは、新株予約権者は、修正開始日の前銀行営業日まで（当日を含む。）に本項第(5)号および第(6)号に定める行使請求手続を完了するものとする。</p> <p>(3) また、行使価額修正の決定が行われた場合において、修正後行使価額に基づき行使請求を行うときは、新株予約権者は、包括行使請求書提出期間内に行使請求書を提出することにより、各本新株予約権につき、別記「新株予約権の行使の条件」欄第2項第(1)号に定める条件が成就した場合に効力を生じる行使請求として、出資金額を本新株予約権1個あたりの行使に際して出資される財産の価額とし、権利行使最終期日において有効な交付株式数を本新株予約権1個あたりの交付株式数として株式の交付を受けることを意図する行使請求（以下「包括行使請求」という。）の手続きを、本項第(5)号に従い、権利行使最終期日を行行使日として行い、かつ出資金総額の払込を行うものとする。</p> <p>(4) 前号に従い出資金総額が払い込まれた本新株予約権については、新株予約権者は、当該本新株予約権に係る包括行使請求の行使日を待たずに、個別行使可能期間内において、いつでも、個別行使請求（以下に定義する。）を行うことができる。ここで「個別行使請求」とは、当該各本新株予約権について、出資金額を本新株予約権1個あたりの行使に際して出資される財産の価額とし、各個別行使請求の時点において有効な交付株式数を本新株予約権1個あたりの交付株式数として株式の交付を受けることを意図する行使請求とし、個別行使請求の効力は、本項第(5)号および第(6)号に定める行使請求手続が完了したときに生じるものとする。この場合、効力を生じた個別行使請求に対応する本新株予約権に係る包括行使請求は、別記「新株予約権の行使の条件」欄第2項第(1)号に定める包括行使請求に付された条件の不成就の確定により効力が発生しないこととなる。</p> <p>(5) 本新株予約権の行使請求を行う場合には、新株予約権者は、修正前行使価額に基づく行使請求（行使価額修正の決定が行われない場合の行使請求を含む。）、包括行使請求および個別行使請求の各場合に応じて、当社が定める様式による行使請求書（以下「行使請求書」という。）に必要事項を記入し、記名捺印の上、これを本欄第1項に定める行使請求受付場所に提出するものとする。</p>

	<p>(6) 前号の行使請求書の提出に加えて、出資金総額を現金にて本欄第3項に定める払込取扱場所の当社の指定する口座（以下「指定口座」という。）に払い込むものとする。</p> <p>(7) 各個別行使請求がなされることにより包括行使請求の一部もしくは全部の効力が発生しない場合を除き、本項に従い行使請求を行った者は、その後これを撤回することはできない。</p>
<p>新株予約権の行使の条件</p>	<p>1 各本新株予約権の一部行使はできないものとする。</p> <p>2 (1) 包括行使請求には、その対象となる各本新株予約権につき、権利行使最終期日の前銀行営業日までに、個別行使請求がなされず、本欄第4項第(1)号に定める事由も発生せず、別記「新株予約権の消却事由及び消却の条件」欄第1項、第2項または第4項に定めるいずれの取得も行われず、かつ本新株予約権が消滅していない場合に効力を生じる旨の条件を付すものとする。</p> <p>(2) 別記「新株予約権の行使請求の受付場所、取次場所及び払込取扱場所」欄第4項第(3)号に定める包括行使請求を行う新株予約権の個数については、新株予約権者の任意の選択によるものとし、新株予約権者は、包括行使請求を行う場合、出資金額に包括行使請求に基づき権利行使を希望する本新株予約権の個数を乗じた金額を、包括行使請求書提出期間内に、現金にて別記「新株予約権の行使請求の受付場所、取次場所及び払込取扱場所」欄第3項に定める払込取扱場所の指定口座に払い込むものとする。</p> <p>(3) 権利行使最終期日の前銀行営業日に本項第(1)号に定める包括行使請求に付された条件が成就した場合には、包括行使請求がなされた際に払い込まれた金銭は、権利行使最終期日において、当該包括行使請求の対象となる本新株予約権の出資金額に係る払込金として確定する。</p> <p>(4) 包括行使請求書提出期間内に、新株予約権者が包括行使にかかる行使請求書を提出しなかった場合には、新株予約権者は、当該包括行使にかかる行使請求書を提出しなかった本新株予約権につき、以後その行使請求を行うことができないものとする。</p> <p>3 (1) 別記(注)1(1)に従い個別行使請求の効力が生じた場合には、当該個別行使請求に対応する個数の本新株予約権に係る包括行使請求は効力が発生しないことが確定し、当社は新株予約権者に対し、当該効力が発生しないことが確定した包括行使請求に係る本新株予約権の個数に出資金額を乗じた金額を速やかに返還するものとする。</p> <p>(2) 新株予約権者は、かかる個別行使請求の効力発生以後、権利行使最終期日の前銀行営業日に至るまで、包括行使請求に係る行使請求書が提出された本新株予約権の総数から当該個別行使請求が行われた本新株予約権の個数を控除した残数の本新株予約権に限り、引き続き、個別行使請求を行うことができ、その後もまた同様とする。</p> <p>4 (1) 以下の(i)乃至()のいずれかの事由が生じた場合には、新株予約権者は、残存する本新株予約権全部につき、以後その行使請求を行うことができないものとする。なお、以下の(i)乃至()のいずれかの事由が生じた場合には、当社は速やかに新株予約権原簿に記載された各新株予約権者に通知する。</p> <p>() 当社が支払の停止に至った場合または当社につき破産手続開始、民事再生手続開始、会社更生手続開始、特別清算開始もしくはこれらに準じる法的清算・再建手続の申立がなされた場合もしくは裁判所もしくは監督官庁によりかかる手続開始の前提行為が行われた場合</p> <p>() 当社が手形交換所の取引停止処分を受けた場合</p> <p>() 当社の重要な財産が差し押さえられた場合</p> <p>(2) 本項第(1)号のいずれかの事由が生じた場合において、包括行使請求に基づく出資金額が払い込まれていたときは、包括行使請求は、当該事由発生時において残存する本新株予約権につき効力が発生しないことが確定し、当社は新株予約権者に対し、当該事由発生後遅滞なく、残存する本新株予約権の個数に出資金額を乗じた金額を包括行使請求に基づく出資金額の返還として支払うものとする。</p>

<p>新株予約権の消却事由及び消却の条件</p>	<p>該当事項なし。</p> <p>なお、本新株予約権の取得条項は以下のとおり。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 当社は、当社取締役会が本新株予約権を取得する日（当該取締役会後2か月を超えない日に定められるものとする。）を別に定めた場合には、当該取得日において、残存する本新株予約権の全部または一部を取得する。当社が本新株予約権の一部を取得する場合、抽選により、取得する本新株予約権を決定するものとする。当社は、本新株予約権を取得するのと引換えに、当該本新株予約権の新株予約権者に対して、本新株予約権1個あたり金88,500円を交付する。当社は、取得した本新株予約権を消却するものとする。 2 当社は、当社が消滅会社となる合併、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転（以下「組織再編行為」という。）につき当社株主総会（株主総会の決議を要しない場合は、取締役会）で承認決議した場合、当該組織再編行為の効力発生日以前に、当社が本新株予約権を取得するのと引換えに当該本新株予約権の新株予約権者に対して本新株予約権1個あたり88,500円を交付して、残存する本新株予約権の全部を取得する。当社は、取得した本新株予約権を消却するものとする。 3 当社は、当社が本新株予約権の発行後平成20年9月8日まで（当日を含む。）の間に行使価額修正の決定を行わない場合、平成20年9月8日の翌銀行営業日に、当社が本新株予約権を取得するのと引換えに当該本新株予約権の新株予約権者に対して本新株予約権1個あたり88,500円を交付して、残存する本新株予約権の全部を取得する。当社は、取得した本新株予約権を消却するものとする。 4 当社は、本新株予約権の発行後、5連続取引日（ただし、終値のない日は除く。）の株式会社東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の毎日の終値が下限行使価額を下回った場合、当該5連続取引日の最終日の翌銀行営業日に、当社が本新株予約権を取得するのと引換えに当該本新株予約権の新株予約権者に対して本新株予約権1個あたり88,500円を交付して、残存する本新株予約権の全部を取得する。当社は、取得した本新株予約権を消却するものとする。 5 本欄第1項または第2項により本新株予約権を取得する場合には、当社は、当社取締役会で定める取得日の2週間前までに、当該取得日を、新株予約権原簿に記載された本新株予約権の新株予約権者（本新株予約権の一部を取得する場合は、当社取締役会が決定した本新株予約権の新株予約権者）に通知する。 6 本欄第1項、第2項または第4項により本新株予約権を取得する場合において、包括行使請求に基づく出資金額が払い込まれていたときは、当社は新株予約権者に対し、当該取得事由発生後遅滞なく、取得される本新株予約権の個数に出資金額を乗じた金額を包括行使請求に基づく出資金額の返還として支払うものとする。
<p>新株予約権の譲渡に関する事項</p>	<p>本新株予約権の譲渡による取得については、当社取締役会の決議による当社の承認を要するものとする。</p>

（注）1 新株予約権行使の効力発生時期等

- (1) 本新株予約権の行使請求の効力は、別記「新株予約権の行使請求の受付場所、取次場所及び払込取扱場所」欄第4項第(5)号の行使請求書が行使請求受付場所に到達し、かつ別記「新株予約権の行使請求の受付場所、取次場所及び払込取扱場所」欄第4項第(6)号の出資金総額が指定口座に入金された場合において、本新株予約権を行使する日として当該行使請求書に記載された日（当該行使請求書が行使請求受付場所に到達した日または本新株予約権の行使に際して出資される出資金の指定口座への入金が行われた日のいずれかが、かかる行使請求書に記載された日の翌日以降である場合を除く。）に発生する。ただし、包括行使請求に基づく行使の効力は、別記「新株予約権の行使請求の受付場所、取次場所及び払込取扱場所」欄第4項第(5)号の行使請求書が行使請求受付場所に到達し、かつ別記「新株予約権の行使請求の受付場所、取次場所及び払込取扱場所」欄第4項第(6)号の出資金総額が指定口座に入金されることに加え、権利行使最終期日の前銀行営業日までに、個別行使請求がなされず、別記「新株予約権の行使の条件」欄第4項第(1)号に定める事由も発生せず、別記「新株予約権の消却事由及び消却の条件」欄第1項、第2項または第4項に定めるいずれの取得も行われず、かつ本新株予約権が消滅していない場合に権利行使最終期日において生じるものとする。
 - (2) 当社は、本新株予約権の行使請求の効力が発生した日以後遅滞なく株券を交付する。
- 2 単元株式数の定め等の導入に伴う取扱い
- 当社が単元株式数の定めを導入する場合等、本新株予約権の要項の規定中読み替えその他の措置が必要となる場合に

は、当社は必要な措置を講じる。

(3) 【新株予約権証券の引受け】

該当事項なし

3【新規発行新株予約権証券（第3回新株予約権）】

(1)【募集の条件】

発行数	10個
発行価額の総額	885,000円
発行価格	88,500円
申込手数料	該当事項なし
申込単位	1個
申込期間	平成18年9月8日（金）
申込証拠金	該当事項なし
申込取扱場所	グランディハウス株式会社 管理本部 栃木県宇都宮市大通り四丁目3番18号
払込期日	平成18年9月8日（金） 本新株予約権の割当日も同日とする。
払込取扱場所	野村信託銀行株式会社 金融業務部 東京都千代田区大手町二丁目2番2号

- (注) 1 本新株予約権については、平成18年8月21日開催の当社取締役会において発行を決議しております。
 2 申込方法は、申込期間内に申込取扱場所に申込みをすることとします。
 3 本新株予約権の募集は第三者割当の方法によります。
 4 当社と割当予定先との関係等は以下のとおりであります。

割当予定先の氏名または名称		野村證券株式会社
割当新株予約権数		10個
払込金額		885,000円
割当予定先の内容	住所	東京都中央区日本橋一丁目9番1号
	代表者の氏名	執行役社長 古賀 信行
	資本の額	10,000,000,000円
	事業の内容	証券業
	大株主および持株比率	野村ホールディングス株式会社 100%
当社との関係	出資関係	割当予定先が保有している当社の株式の数：20株 当社が保有している割当予定先の株式の数：なし
	取引関係等	主幹事証券会社
	人的関係等	なし

出資関係は、平成18年3月31日現在のものです。

(2)【新株予約権の内容等】

新株予約権の目的となる株式の種類	当社普通株式
新株予約権の目的となる株式の数	本新株予約権1個の行使請求により当社が当社普通株式を交付する数(以下「交付株式数」という。)は、50,000,000円(以下「出資金額」という。)を行使価額(別記「新株予約権の行使時の払込金額」欄第2項に定義する。)で除して得られる最大整数とし、本新株予約権複数個の行使請求により当社が当社普通株式を交付する数は、行使請求の対象となった本新株予約権の数に出資金額を乗じた金額(以下「出資金総額」という。)を行使価額で除して得られる最大整数とする(1株未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、現金による調整は行わない。)。なお、本新株予約権の目的たる株式の総数の上限は、本新株予約権の総数に出資金額を乗じた金額を行使価額で除して得られる最大整数となる。ただし、別記「新株予約権の行使時の払込金額」欄第3項または第4項に従い、行使価額が修正または調整された場合は、本新株予約権の目的たる株式の総数は変更される。
新株予約権の行使時の払込金額	<ol style="list-style-type: none">1 本新株予約権1個の行使に際して出資される財産の価額は、別記「新株予約権の目的となる株式の数」欄に定める出資金額とする。なお、修正開始日(本欄第3項第(1)号に定義する。)後の包括行使請求(別記「新株予約権の行使請求の受付場所、取次場所及び払込取扱場所」欄第4項第(3)号に定義する。)または個別行使請求(別記「新株予約権の行使請求の受付場所、取次場所及び払込取扱場所」欄第4項第(4)号に定義する。)に基づく本新株予約権の行使に際して新株予約権1個につき出資される財産の価額もこれと同額とする。2 本新株予約権の行使により交付する当社普通株式の数を算定するにあたり用いられる当社普通株式1株あたりの価額(以下「行使価額」という。)は、当初393,000円とする。ただし、本欄第3項または第4項に従い、修正または調整される。3 行使価額の修正<ol style="list-style-type: none">(1) 当社は、平成18年10月10日以降、平成20年9月8日までの間、当社取締役会が資金調達のために必要と認めた場合には、修正開始日(行使価額修正の決定を行った日(以下「行使価額修正決議日」という。))の6銀行営業日後の日をいい、以下「修正開始日」という。)以降、本新株予約権の要項に従って本新株予約権の行使価額が修正される旨を決定(以下「行使価額修正の決定」という。)することができ、この決定を行った場合には、当社は、行使価額修正の決定が行われたことおよび修正開始日を、行使価額修正決議日に、新株予約権原簿に記載された各新株予約権者に通知するものとする。

- (2) 行使価額修正の決定が行われた場合、行使価額は、修正開始日(当日を含む。)から修正開始日の翌月の第3金曜日まで(当日を含む。)の期間においては、行使価額修正決議日の前銀行営業日まで(当日を含む。)の3連続取引日(ただし、終値(気配表示を含む。以下同じ。)のない日は除き、行使価額修正決議日の前銀行営業日が取引日でない場合には、行使価額修正決議日の前銀行営業日の直前の取引日までの3連続取引日とする。以下「修正開始日行使価額算定期間」という。)の株式会社東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の毎日の終値の平均値の90%に相当する金額(1,000円未満を切り捨てる。)に、修正開始日の翌月の第3金曜日の翌日以後においては、毎月第3金曜日(以下「決定日」という。)の翌日以降、決定日まで(当日を含む。)の3連続取引日(ただし、終値のない日は除き、決定日が取引日でない場合には、決定日の直前の取引日までの3連続取引日とする。以下「修正後行使価額算定期間」という。)の株式会社東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の毎日の終値の平均値の90%に相当する金額(1,000円未満を切り捨てる。)に、それぞれ修正される(修正後の行使価額を以下「修正後行使価額」という。)。なお、修正開始日行使価額算定期間または修正後行使価額算定期間に、本欄第4項第(2)号乃至第(4)号で定める行使価額の調整事由が生じた場合には、修正後行使価額は、本新株予約権の要項に従い当社が適当と判断する値に調整される。
- ただし、かかる算出の結果、修正後行使価額が131,000円(ただし、本欄第4項第(1)号乃至第(4)号による調整を受ける。以下「下限行使価額」という。)を下回る場合には、修正後行使価額は下限行使価額とし、修正後行使価額が524,000円(ただし、本欄第4項第(1)号乃至第(4)号による調整を受ける。以下「上限行使価額」という。)を上回る場合には、修正後行使価額は上限行使価額とする。
- (3) 本項第(1)号および第(2)号により行使価額の修正を行うときは、当社は、あらかじめ書面によりその旨、修正前の行使価額、修正後行使価額およびその適用の日その他必要な事項を新株予約権原簿に記載された各新株予約権者に通知する。

4 行使価額の調整

- (1) 当社は、本新株予約権の発行後、本項第(2)号に掲げる各事由により当社普通株式数に変更を生じる場合または変更を生ずる可能性がある場合は、次に定める算式(以下「行使価額調整式」という。)をもって行使価額を調整する。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行普通株式数} + \frac{\text{交付普通株式数} \times \text{1株あたりの払込金額}}{\text{時価}}}{\text{既発行普通株式数} + \text{交付普通株式数}}$$

「既発行普通株式数」は、当社普通株式の株主(以下「当社普通株主」という。)に割当てを受ける権利を与えるための基準日が定められている場合はその日、また当該基準日が定められていない場合は、調整後の行使価額を適用する日の1か月前の日における当社の発行済普通株式数から当該日における当社の有する当社普通株式数を控除し、当該行使価額の調整前に、本項第(2)号乃至第(4)号に基づき「交付普通株式数」とみなされた当社普通株式のうち未だ交付されていない当社普通株式の株式数を加えるものとする。なお、当社普通株式の株式分割が行われる場合には、行使価額調整式で使用する交付普通株式数は、基準日における当社の有する当社普通株式に係り増加した当社普通株式数を含まないものとする。

- (2) 行使価額調整式により本新株予約権の行使価額の調整を行う場合およびその調整後の行使価額の適用時期については、次に定めるところによる。

本項第(3)号 に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式を交付する場合（ただし、当社の発行した取得条項付株式、取得請求権付株式もしくは取得条項付新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）の取得と引換えに交付する場合または当社普通株式の交付を請求できる新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）その他の証券もしくは権利の転換、交換または行使による場合を除く。）

調整後の行使価額は、払込期日（募集に際して払込期間が設けられたときは当該払込期間の最終日とする。以下同じ。）の翌日以降、当社普通株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合は、その日の翌日以降、これを適用する。

当社普通株式の株式分割または当社普通株式の無償割当てをする場合

調整後の行使価額は、当社普通株式の株式分割のための基準日の翌日以降、当社普通株式の無償割当ての効力発生日の翌日以降、これを適用する。ただし、当社普通株式の無償割当てについて、当社普通株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合は、その日の翌日以降これを適用する。

取得請求権付株式であって、その取得と引換えに本項第(3)号 に定める時価を下回る対価をもって当社普通株式を交付する定めがあるものを発行する場合（無償割当ての場合を含む。）、または本項第(3)号 に定める時価を下回る対価をもって当社普通株式の交付を請求できる新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）その他の証券もしくは権利を発行する場合（無償割当ての場合を含む。）（ただし、本新株予約権と同時に発行される第1回、第2回および第4回乃至第7回新株予約権の発行を除く。）

調整後の行使価額は、発行される取得請求権付株式、新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）その他の証券または権利（以下「取得請求権付株式等」という。）の全てが当初の条件で転換、交換または行使され当社普通株式が交付されたものとみなして行使価額調整式を準用して算出するものとし、払込期日（新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）の場合は割当日）または無償割当ての効力発生日の翌日以降、これを適用する。ただし、当社普通株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合は、その日の翌日以降これを適用する。

上記にかかわらず、転換、交換または行使に際して交付される当社普通株式の対価が取得請求権付株式等が発行された時点で確定していない場合は、調整後の行使価額は、当該対価の確定時点で発行されている取得請求権付株式等の全てが当該対価の確定時点の条件で転換、交換または行使され当社普通株式が交付されたものとみなして行使価額調整式を準用して算出するものとし、当該対価が確定した日の翌日以降これを適用する。

当社の発行した取得条項付株式または取得条項付新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）の取得と引換えに本項第(3)号 に定める時価を下回る対価をもって当社普通株式を交付する場合

調整後の行使価額は、取得日の翌日以降これを適用する。

上記にかかわらず、上記取得条項付株式または取得条項付新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）に関して当該調整前に本号 または による行使価額の調整が行われている場合には、()上記交付が行われた後の本項第(3)号 に定める完全希薄化後普通株式数が、上記交付の直前の既発行普通株式数を超えるときに限り、調整後の行使価額は、超過する株式数を行使価額調整式の「交付普通株式数」とみなして、行使価額調整式を準用して算出するものとし、()上記交付の直前の既発行普通株式数を超えない場合は、本 の調整は行わないものとする。

取得請求権付株式等の発行条件に従い、当社普通株式1株あたりの対価（本において「取得価額等」という。）の下方修正等が行われ（本項第(2)号乃至第(4)号と類似の希薄化防止条項に基づく調整の場合を除く。）、当該下方修正等後の当該取得価額等が当該修正が行われる日（以下「修正日」という。）における本項第(3)号に定める時価を下回る価額になる場合（ただし、本新株予約権と同時に発行される第1回、第2回および第4回乃至第7回新株予約権の行使価額の修正の場合を除く。）

() 当該取得請求権付株式等に関し、本号による行使価額の調整が修正日前に行われていない場合、調整後の行使価額は、修正日に残存する取得請求権付株式等の全てが修正日時点の条件で転換、交換または行使され当社普通株式が交付されたものとみなして本号の規定を準用して算出するものとし、修正日の翌日以降これを適用する。

() 当該取得請求権付株式等に関し、本号または上記()による行使価額の調整が修正日前に行われている場合で、修正日に残存する取得請求権付株式等の全てを修正日時点の条件で転換、交換または行使され当社普通株式が交付されたものとみなしたときの本項第(3)号に定める完全希薄化後普通株式数が、当該修正が行われなかった場合の既発行普通株式数を超えるときには、調整後の行使価額は、当該超過株式数を行使価額調整式の「交付普通株式数」とみなして、行使価額調整式を準用して算出するものとし、修正日の翌日以降これを適用する。なお、1か月間に複数回の取得価額等の修正が行われる場合には、調整後の行使価額は、当該修正された取得価額等のうちの最も低いものについて、行使価額調整式を準用して算出するものとし、当該月の末日の翌日以降これを適用する。

本号乃至における対価とは、当該株式または新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）の発行に際して払込みがなされた額（本号における新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）の場合には、その行使に際して出資される財産の価額を加えた額とする。）から、その取得または行使に際して当該株式または新株予約権の所持人に交付される金銭その他の財産の価額を控除した金額を、その取得または行使に際して交付される当社普通株式の数で除した金額をいう。

本号乃至の各取引において、当社普通株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日が設定され、かつ、各取引の効力の発生が当該基準日以降の株主総会または取締役会その他当社の機関の承認を条件としているときには、本号乃至にかかわらず、調整後の行使価額は、当該承認があった日の翌日以降これを適用するものとする。

この場合において、当該基準日の翌日から当該取引の承認があった日までに、本新株予約権を行使した新株予約権者に対しては、次の算出方法により、当社普通株式を交付するものとする。ただし、株券の交付については別記(注)1(2)の規定を準用する。

$$\text{株式数} = \frac{(\text{調整前行使価額} - \text{調整後行使価額}) \times \frac{\text{調整前行使価額により}}{\text{当該期間内に交付された株式数}}}{\text{調整後行使価額}}$$

この場合に1株未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、現金による調整は行わない。

- (3) 行使価額調整式の計算については、1,000円未満を切り捨てる。
行使価額調整式で使用する時価は、調整後の行使価額を適用する日（ただし、本項第(2)号の場合は基準日）に先立つ45取引日目に始まる30取引日の株式会社東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の毎日の終値の平均値（終値のない日数を除く。）とする。この場合、平均値の計算については、1,000円未満を切り捨てる。

	<p>「完全希薄化後普通株式数」は、調整後の行使価額を適用する日の1か月前の日における当社の発行済普通株式数から、当該日における当社の有する当社普通株式数を控除し、当該行使価額の調整以前に、本項第(2)号乃至第(4)号に基づき「交付普通株式数」とみなされた当社普通株式のうち未だ交付されていない当社普通株式の株式数を加えたものとする(当該行使価額の調整において本項第(2)号乃至第(4)号に基づき「交付普通株式数」に該当するものとみなされることとなる当社普通株式数を含む。)</p> <p>本項第(2)号乃至に定める証券または権利に類似した証券または権利が交付された場合における調整後の行使価額は、本項第(2)号の規定のうち、当該証券または権利に類似する証券または権利についての規定を準用して算出するものとする。</p> <p>(4) 本項第(2)号で定める行使価額の調整を必要とする場合以外にも、次に掲げる場合には、当社は、必要な行使価額の調整を行う。</p> <p>株式の併合、資本金の減少、当社を存続会社とする合併、他の会社が行う吸収分割による当該会社の権利義務の全部または一部の承継、または他の株式会社が行う株式交換による当該株式会社の発行済株式の全部の取得のために行使価額の調整を必要とするとき。</p> <p>その他当社普通株式数の変更または変更の可能性が生じる事由の発生により行使価額の調整を必要とするとき(ただし、本新株予約権と同時に発行される第1回、第2回および第4回乃至第7回新株予約権の行使価額の調整の場合を除く。)</p> <p>行使価額を調整すべき事由が2つ以上相接して発生し、一方の事由に基づく調整後の行使価額の算出にあたり使用すべき時価につき、他方の事由による影響を考慮する必要があるとき。</p> <p>(5) 本項第(1)号乃至第(4)号により行使価額の調整を行うときは、当社は、あらかじめ書面によりその旨ならびにその事由、調整前の行使価額、調整後の行使価額およびその適用の日その他必要な事項を新株予約権原簿に記載された各新株予約権者に通知する。ただし、本項第(2)号の場合その他適用の日の前日までに前記の通知を行うことができないときは、適用の日以降速やかにこれを行う。</p>
<p>新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価額の総額</p>	<p>500,885,000円</p> <p>本新株予約権の行使期間内に行使が行われない場合および当社が本新株予約権を消却した場合には、上記金額は減少します。</p>
<p>新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額</p>	<p>1 新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式1株の発行価格</p> <p>本新株予約権の行使により発行する当社普通株式1株の発行価格は、50,088,500円(本新株予約権1個の発行価格と出資金額を合計した金額)を、当該行使請求の時点(包括行使請求の場合は別記「新株予約権の行使期間」欄に定める権利行使最終期日)において有効な交付株式数で除した金額となる。</p> <p>2 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金および資本準備金</p> <p>本新株予約権の行使により株式を発行する場合の増加する資本金の額は、会社計算規則第40条の定めるところに従って算出された資本金等増加限度額に0.5を乗じた金額とし、計算の結果1円未満の端数を生ずる場合は、その端数を切り上げるものとする。増加する資本準備金の額は、資本金等増加限度額より増加する資本金の額を減じた額とする。</p>
<p>新株予約権の行使期間</p>	<p>1 平成18年9月11日から平成21年9月8日までの期間(以下、当該期間の最終日を「権利行使最終期日」という。)とする。ただし、平成21年9月8日が銀行営業日でない場合にはその前銀行営業日を権利行使最終期日とする。</p>

	<p>2 本欄第1項に拘わらず、包括行使請求は、権利行使最終期日を行行使する日として行うものとし、行使価額修正決議日から修正開始日までの期間（以下「包括行使請求書提出期間」という。）において、包括行使にかかる行使請求書を提出するものとする。別記「新株予約権の行使請求の受付場所、取次場所及び払込取扱場所」欄第4項第(4)号に定める個別行使請求を行う期間は、修正開始日から権利行使最終期日の前銀行営業日までの期間（以下「個別行使可能期間」という。）とする。</p>
<p>新株予約権の行使請求の受付場所、取次場所及び払込取扱場所</p>	<p>1 行使請求の受付場所 グランディハウス株式会社 管理本部 栃木県宇都宮市大通り四丁目3番18号</p> <p>2 行使請求の取次場所 該当事項なし</p> <p>3 払込取扱場所 野村信託銀行株式会社 金融業務部 東京都千代田区大手町二丁目2番2号</p> <p>4 新株予約権行使請求および払込の方法</p> <p>(1) 行使価額修正の決定が行われない場合において行使請求を行うときは、新株予約権者は、平成20年9月8日まで（当日を含む。）に、本項第(5)号および第(6)号に定める行使請求手続を完了するものとする。</p> <p>(2) 行使価額修正の決定が行われた場合において、修正後行使価額が適用される前の行使価額（以下「修正前行使価額」という。）に基づき行使請求を行うときは、新株予約権者は、修正開始日の前銀行営業日まで（当日を含む。）に本項第(5)号および第(6)号に定める行使請求手続を完了するものとする。</p> <p>(3) また、行使価額修正の決定が行われた場合において、修正後行使価額に基づき行使請求を行うときは、新株予約権者は、包括行使請求書提出期間内に行使請求書を提出することにより、各本新株予約権につき、別記「新株予約権の行使の条件」欄第2項第(1)号に定める条件が成就した場合に効力を生じる行使請求として、出資金額を本新株予約権1個あたりの行使に際して出資される財産の価額とし、権利行使最終期日において有効な交付株式数を本新株予約権1個あたりの交付株式数として株式の交付を受けることを意図する行使請求（以下「包括行使請求」という。）の手続きを、本項第(5)号に従い、権利行使最終期日を行行使日として行い、かつ出資金総額の払込を行うものとする。</p> <p>(4) 前号に従い出資金総額が払い込まれた本新株予約権については、新株予約権者は、当該本新株予約権に係る包括行使請求の行使日を待たずに、個別行使可能期間内において、いつでも、個別行使請求（以下に定義する。）を行うことができる。ここで「個別行使請求」とは、当該各本新株予約権について、出資金額を本新株予約権1個あたりの行使に際して出資される財産の価額とし、各個別行使請求の時点において有効な交付株式数を本新株予約権1個あたりの交付株式数として株式の交付を受けることを意図する行使請求とし、個別行使請求の効力は、本項第(5)号および第(6)号に定める行使請求手続が完了したときに生じるものとする。この場合、効力を生じた個別行使請求に対応する本新株予約権に係る包括行使請求は、別記「新株予約権の行使の条件」欄第2項第(1)号に定める包括行使請求に付された条件の不成就の確定により効力が発生しないこととなる。</p> <p>(5) 本新株予約権の行使請求を行う場合には、新株予約権者は、修正前行使価額に基づく行使請求（行使価額修正の決定が行われない場合の行使請求を含む。）、包括行使請求および個別行使請求の各場合に応じて、当社が定める様式による行使請求書（以下「行使請求書」という。）に必要事項を記入し、記名捺印の上、これを本欄第1項に定める行使請求受付場所に提出するものとする。</p>

	<p>(6) 前号の行使請求書の提出に加えて、出資金総額を現金にて本欄第3項に定める払込取扱場所の当社の指定する口座（以下「指定口座」という。）に払い込むものとする。</p> <p>(7) 各個別行使請求がなされることにより包括行使請求の一部もしくは全部の効力が発生しない場合を除き、本項に従い行使請求を行った者は、その後これを撤回することはできない。</p>
<p>新株予約権の行使の条件</p>	<p>1 各本新株予約権の一部行使はできないものとする。</p> <p>2 (1) 包括行使請求には、その対象となる各本新株予約権につき、権利行使最終期日の前銀行営業日までに、個別行使請求がなされず、本欄第4項第(1)号に定める事由も発生せず、別記「新株予約権の消却事由及び消却の条件」欄第1項、第2項または第4項に定めるいずれの取得も行われず、かつ本新株予約権が消滅していない場合に効力を生じる旨の条件を付すものとする。</p> <p>(2) 別記「新株予約権の行使請求の受付場所、取次場所及び払込取扱場所」欄第4項第(3)号に定める包括行使請求を行う新株予約権の個数については、新株予約権者の任意の選択によるものとし、新株予約権者は、包括行使請求を行う場合、出資金額に包括行使請求に基づき権利行使を希望する本新株予約権の個数を乗じた金額を、包括行使請求書提出期間内に、現金にて別記「新株予約権の行使請求の受付場所、取次場所及び払込取扱場所」欄第3項に定める払込取扱場所の指定口座に払い込むものとする。</p> <p>(3) 権利行使最終期日の前銀行営業日に本項第(1)号に定める包括行使請求に付された条件が成就した場合には、包括行使請求がなされた際に払い込まれた金銭は、権利行使最終期日において、当該包括行使請求の対象となる本新株予約権の出資金額に係る払込金として確定する。</p> <p>(4) 包括行使請求書提出期間内に、新株予約権者が包括行使にかかる行使請求書を提出しなかった場合には、新株予約権者は、当該包括行使にかかる行使請求書を提出しなかった本新株予約権につき、以後その行使請求を行うことができないものとする。</p> <p>3 (1) 別記(注)1(1)に従い個別行使請求の効力が生じた場合には、当該個別行使請求に対応する個数の本新株予約権に係る包括行使請求は効力が発生しないことが確定し、当社は新株予約権者に対し、当該効力が発生しないことが確定した包括行使請求に係る本新株予約権の個数に出資金額を乗じた金額を速やかに返還するものとする。</p> <p>(2) 新株予約権者は、かかる個別行使請求の効力発生以後、権利行使最終期日の前銀行営業日に至るまで、包括行使請求に係る行使請求書が提出された本新株予約権の総数から当該個別行使請求が行われた本新株予約権の個数を控除した残数の本新株予約権に限り、引き続き、個別行使請求を行うことができ、その後もまた同様とする。</p> <p>4 (1) 以下の(i)乃至()のいずれかの事由が生じた場合には、新株予約権者は、残存する本新株予約権全部につき、以後その行使請求を行うことができないものとする。なお、以下の(i)乃至()のいずれかの事由が生じた場合には、当社は速やかに新株予約権原簿に記載された各新株予約権者に通知する。</p> <p>() 当社が支払の停止に至った場合または当社につき破産手続開始、民事再生手続開始、会社更生手続開始、特別清算開始もしくはこれらに準じる法的清算・再建手続の申立がなされた場合もしくは裁判所もしくは監督官庁によりかかる手続開始の前提行為が行われた場合</p> <p>() 当社が手形交換所の取引停止処分を受けた場合</p> <p>() 当社の重要な財産が差し押さえられた場合</p> <p>(2) 本項第(1)号のいずれかの事由が生じた場合において、包括行使請求に基づく出資金額が払い込まれていたときは、包括行使請求は、当該事由発生時において残存する本新株予約権につき効力が発生しないことが確定し、当社は新株予約権者に対し、当該事由発生後遅滞なく、残存する本新株予約権の個数に出資金額を乗じた金額を包括行使請求に基づく出資金額の返還として支払うものとする。</p>

<p>新株予約権の消却事由及び消却の条件</p>	<p>該当事項なし。</p> <p>なお、本新株予約権の取得条項は以下のとおり。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 当社は、当社取締役会が本新株予約権を取得する日（当該取締役会後2か月を超えない日に定められるものとする。）を別に定めた場合には、当該取得日において、残存する本新株予約権の全部または一部を取得する。当社が本新株予約権の一部を取得する場合、抽選により、取得する本新株予約権を決定するものとする。当社は、本新株予約権を取得するのと引換えに、当該本新株予約権の新株予約権者に対して、本新株予約権1個あたり金88,500円を交付する。当社は、取得した本新株予約権を消却するものとする。 2 当社は、当社が消滅会社となる合併、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転（以下「組織再編行為」という。）につき当社株主総会（株主総会の決議を要しない場合は、取締役会）で承認決議した場合、当該組織再編行為の効力発生日以前に、当社が本新株予約権を取得するのと引換えに当該本新株予約権の新株予約権者に対して本新株予約権1個あたり88,500円を交付して、残存する本新株予約権の全部を取得する。当社は、取得した本新株予約権を消却するものとする。 3 当社は、当社が本新株予約権の発行後平成20年9月8日まで（当日を含む。）の間に行使価額修正の決定を行わない場合、平成20年9月8日の翌銀行営業日に、当社が本新株予約権を取得するのと引換えに当該本新株予約権の新株予約権者に対して本新株予約権1個あたり88,500円を交付して、残存する本新株予約権の全部を取得する。当社は、取得した本新株予約権を消却するものとする。 4 当社は、本新株予約権の発行後、5連続取引日（ただし、終値のない日は除く。）の株式会社東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の毎日の終値が下限行使価額を下回った場合、当該5連続取引日の最終日の翌銀行営業日に、当社が本新株予約権を取得するのと引換えに当該本新株予約権の新株予約権者に対して本新株予約権1個あたり88,500円を交付して、残存する本新株予約権の全部を取得する。当社は、取得した本新株予約権を消却するものとする。 5 本欄第1項または第2項により本新株予約権を取得する場合には、当社は、当社取締役会で定める取得日の2週間前までに、当該取得日を、新株予約権原簿に記載された本新株予約権の新株予約権者（本新株予約権の一部を取得する場合は、当社取締役会が決定した本新株予約権の新株予約権者）に通知する。 6 本欄第1項、第2項または第4項により本新株予約権を取得する場合において、包括行使請求に基づく出資金額が払い込まれていたときは、当社は新株予約権者に対し、当該取得事由発生後遅滞なく、取得される本新株予約権の個数に出資金額を乗じた金額を包括行使請求に基づく出資金額の返還として支払うものとする。
<p>新株予約権の譲渡に関する事項</p>	<p>本新株予約権の譲渡による取得については、当社取締役会の決議による当社の承認を要するものとする。</p>

（注）1 新株予約権行使の効力発生時期等

- (1) 本新株予約権の行使請求の効力は、別記「新株予約権の行使請求の受付場所、取次場所及び払込取扱場所」欄第4項第(5)号の行使請求書が行使請求受付場所に到達し、かつ別記「新株予約権の行使請求の受付場所、取次場所及び払込取扱場所」欄第4項第(6)号の出資金総額が指定口座に入金された場合において、本新株予約権を行使する日として当該行使請求書に記載された日（当該行使請求書が行使請求受付場所に到達した日または本新株予約権の行使に際して出資される出資金の指定口座への入金が行われた日のいずれかが、かかる行使請求書に記載された日の翌日以降である場合を除く。）に発生する。ただし、包括行使請求に基づく行使の効力は、別記「新株予約権の行使請求の受付場所、取次場所及び払込取扱場所」欄第4項第(5)号の行使請求書が行使請求受付場所に到達し、かつ別記「新株予約権の行使請求の受付場所、取次場所及び払込取扱場所」欄第4項第(6)号の出資金総額が指定口座に入金されることに加え、権利行使最終期日の前銀行営業日までに、個別行使請求がなされず、別記「新株予約権の行使の条件」欄第4項第(1)号に定める事由も発生せず、別記「新株予約権の消却事由及び消却の条件」欄第1項、第2項または第4項に定めるいずれの取得も行われず、かつ本新株予約権が消滅していない場合に権利行使最終期日において生じるものとする。
 - (2) 当社は、本新株予約権の行使請求の効力が発生した日以後遅滞なく株券を交付する。
- 2 単元株式数の定め等の導入に伴う取扱い
- 当社が単元株式数の定めを導入する場合等、本新株予約権の要項の規定中読み替えその他の措置が必要となる場合に

は、当社は必要な措置を講じる。

(3) 【新株予約権証券の引受け】

該当事項なし

4【新規発行新株予約権証券（第4回新株予約権）】

(1)【募集の条件】

発行数	10個
発行価額の総額	885,000円
発行価格	88,500円
申込手数料	該当事項なし
申込単位	1個
申込期間	平成18年9月8日（金）
申込証拠金	該当事項なし
申込取扱場所	グランディハウス株式会社 管理本部 栃木県宇都宮市大通り四丁目3番18号
払込期日	平成18年9月8日（金） 本新株予約権の割当日も同日とする。
払込取扱場所	野村信託銀行株式会社 金融業務部 東京都千代田区大手町二丁目2番2号

- (注) 1 本新株予約権については、平成18年8月21日開催の当社取締役会において発行を決議しております。
 2 申込方法は、申込期間内に申込取扱場所に申込みをすることとします。
 3 本新株予約権の募集は第三者割当の方法によります。
 4 当社と割当予定先との関係等は以下のとおりであります。

割当予定先の氏名または名称		野村證券株式会社
割当新株予約権数		10個
払込金額		885,000円
割当予定先の内容	住所	東京都中央区日本橋一丁目9番1号
	代表者の氏名	執行役社長 古賀 信行
	資本の額	10,000,000,000円
	事業の内容	証券業
	大株主および持株比率	野村ホールディングス株式会社 100%
当社との関係	出資関係	割当予定先が保有している当社の株式の数：20株 当社が保有している割当予定先の株式の数：なし
	取引関係等	主幹事証券会社
	人的関係等	なし

出資関係は、平成18年3月31日現在のものです。

(2)【新株予約権の内容等】

新株予約権の目的となる株式の種類	当社普通株式
新株予約権の目的となる株式の数	本新株予約権1個の行使請求により当社が当社普通株式を交付する数(以下「交付株式数」という。)は、50,000,000円(以下「出資金額」という。)を行使価額(別記「新株予約権の行使時の払込金額」欄第2項に定義する。)で除して得られる最大整数とし、本新株予約権複数個の行使請求により当社が当社普通株式を交付する数は、行使請求の対象となった本新株予約権の数に出資金額を乗じた金額(以下「出資金総額」という。)を行使価額で除して得られる最大整数とする(1株未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、現金による調整は行わない。)。なお、本新株予約権の目的たる株式の総数の上限は、本新株予約権の総数に出資金額を乗じた金額を行使価額で除して得られる最大整数となる。ただし、別記「新株予約権の行使時の払込金額」欄第3項または第4項に従い、行使価額が修正または調整された場合は、本新株予約権の目的たる株式の総数は変更される。
新株予約権の行使時の払込金額	<ol style="list-style-type: none">1 本新株予約権1個の行使に際して出資される財産の価額は、別記「新株予約権の目的となる株式の数」欄に定める出資金額とする。なお、修正開始日(本欄第3項第(1)号に定義する。)後の包括行使請求(別記「新株予約権の行使請求の受付場所、取次場所及び払込取扱場所」欄第4項第(3)号に定義する。)または個別行使請求(別記「新株予約権の行使請求の受付場所、取次場所及び払込取扱場所」欄第4項第(4)号に定義する。)に基づく本新株予約権の行使に際して新株予約権1個につき出資される財産の価額もこれと同額とする。2 本新株予約権の行使により交付する当社普通株式の数を算定するにあたり用いられる当社普通株式1株あたりの価額(以下「行使価額」という。)は、当初393,000円とする。ただし、本欄第3項または第4項に従い、修正または調整される。3 行使価額の修正<ol style="list-style-type: none">(1) 当社は、平成18年10月10日以降、平成20年9月8日までの間、当社取締役会が資金調達のために必要と認めた場合には、修正開始日(行使価額修正の決定を行った日(以下「行使価額修正決議日」という。))の6銀行営業日後の日をいい、以下「修正開始日」という。)以降、本新株予約権の要項に従って本新株予約権の行使価額が修正される旨を決定(以下「行使価額修正の決定」という。)することができ、この決定を行った場合には、当社は、行使価額修正の決定が行われたことおよび修正開始日を、行使価額修正決議日に、新株予約権原簿に記載された各新株予約権者に通知するものとする。

- (2) 行使価額修正の決定が行われた場合、行使価額は、修正開始日(当日を含む。)から修正開始日の翌月の第3金曜日まで(当日を含む。)の期間においては、行使価額修正決議日の前銀行営業日まで(当日を含む。)の3連続取引日(ただし、終値(気配表示を含む。以下同じ。)のない日は除き、行使価額修正決議日の前銀行営業日が取引日でない場合には、行使価額修正決議日の前銀行営業日の直前の取引日までの3連続取引日とする。以下「修正開始日行使価額算定期間」という。)の株式会社東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の毎日の終値の平均値の90%に相当する金額(1,000円未満を切り捨てる。)に、修正開始日の翌月の第3金曜日の翌日以後においては、毎月第3金曜日(以下「決定日」という。)の翌日以降、決定日まで(当日を含む。)の3連続取引日(ただし、終値のない日は除き、決定日が取引日でない場合には、決定日の直前の取引日までの3連続取引日とする。以下「修正後行使価額算定期間」という。)の株式会社東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の毎日の終値の平均値の90%に相当する金額(1,000円未満を切り捨てる。)に、それぞれ修正される(修正後の行使価額を以下「修正後行使価額」という。)。なお、修正開始日行使価額算定期間または修正後行使価額算定期間内に、本欄第4項第(2)号乃至第(4)号で定める行使価額の調整事由が生じた場合には、修正後行使価額は、本新株予約権の要項に従い当社が適当と判断する値に調整される。
- ただし、かかる算出の結果、修正後行使価額が131,000円(ただし、本欄第4項第(1)号乃至第(4)号による調整を受ける。以下「下限行使価額」という。)を下回る場合には、修正後行使価額は下限行使価額とし、修正後行使価額が524,000円(ただし、本欄第4項第(1)号乃至第(4)号による調整を受ける。以下「上限行使価額」という。)を上回る場合には、修正後行使価額は上限行使価額とする。
- (3) 本項第(1)号および第(2)号により行使価額の修正を行うときは、当社は、あらかじめ書面によりその旨、修正前の行使価額、修正後行使価額およびその適用の日その他必要な事項を新株予約権原簿に記載された各新株予約権者に通知する。

4 行使価額の調整

- (1) 当社は、本新株予約権の発行後、本項第(2)号に掲げる各事由により当社普通株式数に変更を生じる場合または変更を生ずる可能性がある場合は、次に定める算式(以下「行使価額調整式」という。)をもって行使価額を調整する。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行普通株式数} + \frac{\text{交付普通株式数} \times \text{1株あたりの払込金額}}{\text{時価}}}{\text{既発行普通株式数} + \text{交付普通株式数}}$$

「既発行普通株式数」は、当社普通株式の株主(以下「当社普通株主」という。)に割当てを受ける権利を与えるための基準日が定められている場合はその日、また当該基準日が定められていない場合は、調整後の行使価額を適用する日の1か月前の日における当社の発行済普通株式数から当該日における当社の有する当社普通株式数を控除し、当該行使価額の調整前に、本項第(2)号乃至第(4)号に基づき「交付普通株式数」とみなされた当社普通株式のうち未だ交付されていない当社普通株式の株式数を加えるものとする。なお、当社普通株式の株式分割が行われる場合には、行使価額調整式で使用する交付普通株式数は、基準日における当社の有する当社普通株式に係り増加した当社普通株式数を含まないものとする。

- (2) 行使価額調整式により本新株予約権の行使価額の調整を行う場合およびその調整後の行使価額の適用時期については、次に定めるところによる。

本項第(3)号 に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式を交付する場合（ただし、当社の発行した取得条項付株式、取得請求権付株式もしくは取得条項付新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）の取得と引換えに交付する場合または当社普通株式の交付を請求できる新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）その他の証券もしくは権利の転換、交換または行使による場合を除く。）

調整後の行使価額は、払込期日（募集に際して払込期間が設けられたときは当該払込期間の最終日とする。以下同じ。）の翌日以降、当社普通株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合は、その日の翌日以降、これを適用する。

当社普通株式の株式分割または当社普通株式の無償割当てをする場合

調整後の行使価額は、当社普通株式の株式分割のための基準日の翌日以降、当社普通株式の無償割当ての効力発生日の翌日以降、これを適用する。ただし、当社普通株式の無償割当てについて、当社普通株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合は、その日の翌日以降これを適用する。

取得請求権付株式であって、その取得と引換えに本項第(3)号 に定める時価を下回る対価をもって当社普通株式を交付する定めがあるものを発行する場合（無償割当ての場合を含む。）、または本項第(3)号 に定める時価を下回る対価をもって当社普通株式の交付を請求できる新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）その他の証券もしくは権利を発行する場合（無償割当ての場合を含む。）（ただし、本新株予約権と同時に発行される第1回乃至第3回および第5回乃至第7回新株予約権の発行を除く。）

調整後の行使価額は、発行される取得請求権付株式、新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）その他の証券または権利（以下「取得請求権付株式等」という。）の全てが当初の条件で転換、交換または行使され当社普通株式が交付されたものとみなして行使価額調整式を準用して算出するものとし、払込期日（新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）の場合は割当日）または無償割当ての効力発生日の翌日以降、これを適用する。ただし、当社普通株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合は、その日の翌日以降これを適用する。

上記にかかわらず、転換、交換または行使に際して交付される当社普通株式の対価が取得請求権付株式等が発行された時点で確定していない場合は、調整後の行使価額は、当該対価の確定時点で発行されている取得請求権付株式等の全てが当該対価の確定時点の条件で転換、交換または行使され当社普通株式が交付されたものとみなして行使価額調整式を準用して算出するものとし、当該対価が確定した日の翌日以降これを適用する。

当社の発行した取得条項付株式または取得条項付新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）の取得と引換えに本項第(3)号 に定める時価を下回る対価をもって当社普通株式を交付する場合

調整後の行使価額は、取得日の翌日以降これを適用する。

上記にかかわらず、上記取得条項付株式または取得条項付新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）に関して当該調整前に本号 または による行使価額の調整が行われている場合には、()上記交付が行われた後の本項第(3)号 に定める完全希薄化後普通株式数が、上記交付の直前の既発行普通株式数を超えるときに限り、調整後の行使価額は、超過する株式数を行使価額調整式の「交付普通株式数」とみなして、行使価額調整式を準用して算出するものとし、()上記交付の直前の既発行普通株式数を超えない場合は、本 の調整は行わないものとする。

取得請求権付株式等の発行条件に従い、当社普通株式1株あたりの対価（本において「取得価額等」という。）の下方修正等が行われ（本項第(2)号乃至第(4)号と類似の希薄化防止条項に基づく調整の場合を除く。）、当該下方修正等後の当該取得価額等が当該修正が行われる日（以下「修正日」という。）における本項第(3)号に定める時価を下回る価額になる場合（ただし、本新株予約権と同時に発行される第1回乃至第3回および第5回乃至第7回新株予約権の行使価額の修正の場合を除く。）

() 当該取得請求権付株式等に関し、本号による行使価額の調整が修正日前に行われていない場合、調整後の行使価額は、修正日に残存する取得請求権付株式等の全てが修正日時点の条件で転換、交換または行使され当社普通株式が交付されたものとみなして本号の規定を準用して算出するものとし、修正日の翌日以降これを適用する。

() 当該取得請求権付株式等に関し、本号または上記()による行使価額の調整が修正日前に行われている場合で、修正日に残存する取得請求権付株式等の全てを修正日時点の条件で転換、交換または行使され当社普通株式が交付されたものとみなしたときの本項第(3)号に定める完全希薄化後普通株式数が、当該修正が行われなかった場合の既発行普通株式数を超えるときには、調整後の行使価額は、当該超過株式数を行使価額調整式の「交付普通株式数」とみなして、行使価額調整式を準用して算出するものとし、修正日の翌日以降これを適用する。なお、1か月間に複数回の取得価額等の修正が行われる場合には、調整後の行使価額は、当該修正された取得価額等のうちの最も低いものについて、行使価額調整式を準用して算出するものとし、当該月の末日の翌日以降これを適用する。

本号乃至における対価とは、当該株式または新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）の発行に際して払込みがなされた額（本号における新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）の場合には、その行使に際して出資される財産の価額を加えた額とする。）から、その取得または行使に際して当該株式または新株予約権の所持人に交付される金銭その他の財産の価額を控除した金額を、その取得または行使に際して交付される当社普通株式の数で除した金額をいう。

本号乃至の各取引において、当社普通株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日が設定され、かつ、各取引の効力の発生が当該基準日以降の株主総会または取締役会その他当社の機関の承認を条件としているときには、本号乃至にかかわらず、調整後の行使価額は、当該承認があった日の翌日以降これを適用するものとする。

この場合において、当該基準日の翌日から当該取引の承認があった日までに、本新株予約権を行使した新株予約権者に対しては、次の算出方法により、当社普通株式を交付するものとする。ただし、株券の交付については別記(注)1(2)の規定を準用する。

$$\text{株式数} = \frac{(\text{調整前行使価額} - \text{調整後行使価額}) \times \frac{\text{調整前行使価額により}}{\text{当該期間内に交付された株式数}}}{\text{調整後行使価額}}$$

この場合に1株未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、現金による調整は行わない。

- (3) 行使価額調整式の計算については、1,000円未満を切り捨てる。
行使価額調整式で使用する時価は、調整後の行使価額を適用する日（ただし、本項第(2)号の場合は基準日）に先立つ45取引日目に始まる30取引日の株式会社東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の毎日の終値の平均値（終値のない日数を除く。）とする。この場合、平均値の計算については、1,000円未満を切り捨てる。

	<p>「完全希薄化後普通株式数」は、調整後の行使価額を適用する日の1か月前の日における当社の発行済普通株式数から、当該日における当社の有する当社普通株式数を控除し、当該行使価額の調整以前に、本項第(2)号乃至第(4)号に基づき「交付普通株式数」とみなされた当社普通株式のうち未だ交付されていない当社普通株式の株式数を加えたものとする(当該行使価額の調整において本項第(2)号乃至第(4)号に基づき「交付普通株式数」に該当するものとみなされることとなる当社普通株式数を含む。)</p> <p>本項第(2)号乃至に定める証券または権利に類似した証券または権利が交付された場合における調整後の行使価額は、本項第(2)号の規定のうち、当該証券または権利に類似する証券または権利についての規定を準用して算出するものとする。</p> <p>(4) 本項第(2)号で定める行使価額の調整を必要とする場合以外にも、次に掲げる場合には、当社は、必要な行使価額の調整を行う。</p> <p>株式の併合、資本金の減少、当社を存続会社とする合併、他の会社が行う吸収分割による当該会社の権利義務の全部または一部の承継、または他の株式会社が行う株式交換による当該株式会社の発行済株式の全部の取得のために行使価額の調整を必要とするとき。</p> <p>その他当社普通株式数の変更または変更の可能性が生じる事由の発生により行使価額の調整を必要とするとき(ただし、本新株予約権と同時に発行される第1回乃至第3回および第5回乃至第7回新株予約権の行使価額の調整の場合を除く。)</p> <p>行使価額を調整すべき事由が2つ以上相接して発生し、一方の事由に基づく調整後の行使価額の算出にあたり使用すべき時価につき、他方の事由による影響を考慮する必要があるとき。</p> <p>(5) 本項第(1)号乃至第(4)号により行使価額の調整を行うときは、当社は、あらかじめ書面によりその旨ならびにその事由、調整前の行使価額、調整後の行使価額およびその適用の日その他必要な事項を新株予約権原簿に記載された各新株予約権者に通知する。ただし、本項第(2)号の場合その他適用の日の前日までに前記の通知を行うことができないときは、適用の日以降速やかにこれを行う。</p>
<p>新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価額の総額</p>	<p>500,885,000円</p> <p>本新株予約権の行使期間内に行使が行われない場合および当社が本新株予約権を消却した場合には、上記金額は減少します。</p>
<p>新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額</p>	<p>1 新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式1株の発行価格</p> <p>本新株予約権の行使により発行する当社普通株式1株の発行価格は、50,088,500円(本新株予約権1個の発行価格と出資金額を合計した金額)を、当該行使請求の時点(包括行使請求の場合は別記「新株予約権の行使期間」欄に定める権利行使最終期日)において有効な交付株式数で除した金額となる。</p> <p>2 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金および資本準備金</p> <p>本新株予約権の行使により株式を発行する場合の増加する資本金の額は、会社計算規則第40条の定めるところに従って算出された資本金等増加限度額に0.5を乗じた金額とし、計算の結果1円未満の端数を生ずる場合は、その端数を切り上げるものとする。増加する資本準備金の額は、資本金等増加限度額より増加する資本金の額を減じた額とする。</p>
<p>新株予約権の行使期間</p>	<p>1 平成18年9月11日から平成21年9月8日までの期間(以下、当該期間の最終日を「権利行使最終期日」という。)とする。ただし、平成21年9月8日が銀行営業日でない場合にはその前銀行営業日を権利行使最終期日とする。</p>

	<p>2 本欄第1項に拘わらず、包括行使請求は、権利行使最終期日を行行使する日として行うものとし、行使価額修正決議日から修正開始日までの期間（以下「包括行使請求書提出期間」という。）において、包括行使にかかる行使請求書を提出するものとする。別記「新株予約権の行使請求の受付場所、取次場所及び払込取扱場所」欄第4項第(4)号に定める個別行使請求を行う期間は、修正開始日から権利行使最終期日の前銀行営業日までの期間（以下「個別行使可能期間」という。）とする。</p>
<p>新株予約権の行使請求の受付場所、取次場所及び払込取扱場所</p>	<p>1 行使請求の受付場所 グランディハウス株式会社 管理本部 栃木県宇都宮市大通り四丁目3番18号</p> <p>2 行使請求の取次場所 該当事項なし</p> <p>3 払込取扱場所 野村信託銀行株式会社 金融業務部 東京都千代田区大手町二丁目2番2号</p> <p>4 新株予約権行使請求および払込の方法</p> <p>(1) 行使価額修正の決定が行われない場合において行使請求を行うときは、新株予約権者は、平成20年9月8日まで（当日を含む。）に、本項第(5)号および第(6)号に定める行使請求手続を完了するものとする。</p> <p>(2) 行使価額修正の決定が行われた場合において、修正後行使価額が適用される前の行使価額（以下「修正前行使価額」という。）に基づき行使請求を行うときは、新株予約権者は、修正開始日の前銀行営業日まで（当日を含む。）に本項第(5)号および第(6)号に定める行使請求手続を完了するものとする。</p> <p>(3) また、行使価額修正の決定が行われた場合において、修正後行使価額に基づき行使請求を行うときは、新株予約権者は、包括行使請求書提出期間内に行使請求書を提出することにより、各本新株予約権につき、別記「新株予約権の行使の条件」欄第2項第(1)号に定める条件が成就した場合に効力を生じる行使請求として、出資金額を本新株予約権1個あたりの行使に際して出資される財産の価額とし、権利行使最終期日において有効な交付株式数を本新株予約権1個あたりの交付株式数として株式の交付を受けることを意図する行使請求（以下「包括行使請求」という。）の手続きを、本項第(5)号に従い、権利行使最終期日を行行使日として行い、かつ出資金総額の払込を行うものとする。</p> <p>(4) 前号に従い出資金総額が払い込まれた本新株予約権については、新株予約権者は、当該本新株予約権に係る包括行使請求の行使日を待たずに、個別行使可能期間内において、いつでも、個別行使請求（以下に定義する。）を行うことができる。ここで「個別行使請求」とは、当該各本新株予約権について、出資金額を本新株予約権1個あたりの行使に際して出資される財産の価額とし、各個別行使請求の時点において有効な交付株式数を本新株予約権1個あたりの交付株式数として株式の交付を受けることを意図する行使請求とし、個別行使請求の効力は、本項第(5)号および第(6)号に定める行使請求手続が完了したときに生じるものとする。この場合、効力を生じた個別行使請求に対応する本新株予約権に係る包括行使請求は、別記「新株予約権の行使の条件」欄第2項第(1)号に定める包括行使請求に付された条件の不成就の確定により効力が発生しないこととなる。</p> <p>(5) 本新株予約権の行使請求を行う場合には、新株予約権者は、修正前行使価額に基づく行使請求（行使価額修正の決定が行われない場合の行使請求を含む。）、包括行使請求および個別行使請求の各場合に応じて、当社が定める様式による行使請求書（以下「行使請求書」という。）に必要事項を記入し、記名捺印の上、これを本欄第1項に定める行使請求受付場所に提出するものとする。</p>

	<p>(6) 前号の行使請求書の提出に加えて、出資金総額を現金にて本欄第3項に定める払込取扱場所の当社の指定する口座（以下「指定口座」という。）に払い込むものとする。</p> <p>(7) 各個別行使請求がなされることにより包括行使請求の一部もしくは全部の効力が発生しない場合を除き、本項に従い行使請求を行った者は、その後これを撤回することはできない。</p>
<p>新株予約権の行使の条件</p>	<p>1 各本新株予約権の一部行使はできないものとする。</p> <p>2 (1) 包括行使請求には、その対象となる各本新株予約権につき、権利行使最終期日の前銀行営業日までに、個別行使請求がなされず、本欄第4項第(1)号に定める事由も発生せず、別記「新株予約権の消却事由及び消却の条件」欄第1項、第2項または第4項に定めるいずれの取得も行われず、かつ本新株予約権が消滅していない場合に効力を生じる旨の条件を付すものとする。</p> <p>(2) 別記「新株予約権の行使請求の受付場所、取次場所及び払込取扱場所」欄第4項第(3)号に定める包括行使請求を行う新株予約権の個数については、新株予約権者の任意の選択によるものとし、新株予約権者は、包括行使請求を行う場合、出資金額に包括行使請求に基づき権利行使を希望する本新株予約権の個数を乗じた金額を、包括行使請求書提出期間内に、現金にて別記「新株予約権の行使請求の受付場所、取次場所及び払込取扱場所」欄第3項に定める払込取扱場所の指定口座に払い込むものとする。</p> <p>(3) 権利行使最終期日の前銀行営業日に本項第(1)号に定める包括行使請求に付された条件が成就した場合には、包括行使請求がなされた際に払い込まれた金銭は、権利行使最終期日において、当該包括行使請求の対象となる本新株予約権の出資金額に係る払込金として確定する。</p> <p>(4) 包括行使請求書提出期間内に、新株予約権者が包括行使にかかる行使請求書を提出しなかった場合には、新株予約権者は、当該包括行使にかかる行使請求書を提出しなかった本新株予約権につき、以後その行使請求を行うことができないものとする。</p> <p>3 (1) 別記(注)1(1)に従い個別行使請求の効力が生じた場合には、当該個別行使請求に対応する個数の本新株予約権に係る包括行使請求は効力が発生しないことが確定し、当社は新株予約権者に対し、当該効力が発生しないことが確定した包括行使請求に係る本新株予約権の個数に出資金額を乗じた金額を速やかに返還するものとする。</p> <p>(2) 新株予約権者は、かかる個別行使請求の効力発生以後、権利行使最終期日の前銀行営業日に至るまで、包括行使請求に係る行使請求書が提出された本新株予約権の総数から当該個別行使請求が行われた本新株予約権の個数を控除した残数の本新株予約権に限り、引き続き、個別行使請求を行うことができ、その後もまた同様とする。</p> <p>4 (1) 以下の(i)乃至()のいずれかの事由が生じた場合には、新株予約権者は、残存する本新株予約権全部につき、以後その行使請求を行うことができないものとする。なお、以下の(i)乃至()のいずれかの事由が生じた場合には、当社は速やかに新株予約権原簿に記載された各新株予約権者に通知する。</p> <p>() 当社が支払の停止に至った場合または当社につき破産手続開始、民事再生手続開始、会社更生手続開始、特別清算開始もしくはこれらに準じる法的清算・再建手続の申立がなされた場合もしくは裁判所もしくは監督官庁によりかかる手続開始の前提行為が行われた場合</p> <p>() 当社が手形交換所の取引停止処分を受けた場合</p> <p>() 当社の重要な財産が差し押さえられた場合</p> <p>(2) 本項第(1)号のいずれかの事由が生じた場合において、包括行使請求に基づく出資金額が払い込まれていたときは、包括行使請求は、当該事由発生時において残存する本新株予約権につき効力が発生しないことが確定し、当社は新株予約権者に対し、当該事由発生後遅滞なく、残存する本新株予約権の個数に出資金額を乗じた金額を包括行使請求に基づく出資金額の返還として支払うものとする。</p>

<p>新株予約権の消却事由及び消却の条件</p>	<p>該当事項なし。</p> <p>なお、本新株予約権の取得条項は以下のとおり。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 当社は、当社取締役会が本新株予約権を取得する日（当該取締役会後2か月を超えない日に定められるものとする。）を別に定めた場合には、当該取得日において、残存する本新株予約権の全部または一部を取得する。当社が本新株予約権の一部を取得する場合、抽選により、取得する本新株予約権を決定するものとする。当社は、本新株予約権を取得するのと引換えに、当該本新株予約権の新株予約権者に対して、本新株予約権1個あたり金88,500円を交付する。当社は、取得した本新株予約権を消却するものとする。 2 当社は、当社が消滅会社となる合併、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転（以下「組織再編行為」という。）につき当社株主総会（株主総会の決議を要しない場合は、取締役会）で承認決議した場合、当該組織再編行為の効力発生日以前に、当社が本新株予約権を取得するのと引換えに当該本新株予約権の新株予約権者に対して本新株予約権1個あたり88,500円を交付して、残存する本新株予約権の全部を取得する。当社は、取得した本新株予約権を消却するものとする。 3 当社は、当社が本新株予約権の発行後平成20年9月8日まで（当日を含む。）の間に行使価額修正の決定を行わない場合、平成20年9月8日の翌銀行営業日に、当社が本新株予約権を取得するのと引換えに当該本新株予約権の新株予約権者に対して本新株予約権1個あたり88,500円を交付して、残存する本新株予約権の全部を取得する。当社は、取得した本新株予約権を消却するものとする。 4 当社は、本新株予約権の発行後、5連続取引日（ただし、終値のない日は除く。）の株式会社東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の毎日の終値が下限行使価額を下回った場合、当該5連続取引日の最終日の翌銀行営業日に、当社が本新株予約権を取得するのと引換えに当該本新株予約権の新株予約権者に対して本新株予約権1個あたり88,500円を交付して、残存する本新株予約権の全部を取得する。当社は、取得した本新株予約権を消却するものとする。 5 本欄第1項または第2項により本新株予約権を取得する場合には、当社は、当社取締役会で定める取得日の2週間前までに、当該取得日を、新株予約権原簿に記載された本新株予約権の新株予約権者（本新株予約権の一部を取得する場合は、当社取締役会が決定した本新株予約権の新株予約権者）に通知する。 6 本欄第1項、第2項または第4項により本新株予約権を取得する場合において、包括行使請求に基づく出資金額が払い込まれていたときは、当社は新株予約権者に対し、当該取得事由発生後遅滞なく、取得される本新株予約権の個数に出資金額を乗じた金額を包括行使請求に基づく出資金額の返還として支払うものとする。
<p>新株予約権の譲渡に関する事項</p>	<p>本新株予約権の譲渡による取得については、当社取締役会の決議による当社の承認を要するものとする。</p>

（注）1 新株予約権行使の効力発生時期等

- (1) 本新株予約権の行使請求の効力は、別記「新株予約権の行使請求の受付場所、取次場所及び払込取扱場所」欄第4項第(5)号の行使請求書が行使請求受付場所に到達し、かつ別記「新株予約権の行使請求の受付場所、取次場所及び払込取扱場所」欄第4項第(6)号の出資金総額が指定口座に入金された場合において、本新株予約権を行使する日として当該行使請求書に記載された日（当該行使請求書が行使請求受付場所に到達した日または本新株予約権の行使に際して出資される出資金の指定口座への入金が行われた日のいずれかが、かかる行使請求書に記載された日の翌日以降である場合を除く。）に発生する。ただし、包括行使請求に基づく行使の効力は、別記「新株予約権の行使請求の受付場所、取次場所及び払込取扱場所」欄第4項第(5)号の行使請求書が行使請求受付場所に到達し、かつ別記「新株予約権の行使請求の受付場所、取次場所及び払込取扱場所」欄第4項第(6)号の出資金総額が指定口座に入金されることに加え、権利行使最終期日の前銀行営業日までに、個別行使請求がなされず、別記「新株予約権の行使の条件」欄第4項第(1)号に定める事由も発生せず、別記「新株予約権の消却事由及び消却の条件」欄第1項、第2項または第4項に定めるいずれの取得も行われず、かつ本新株予約権が消滅していない場合に権利行使最終期日において生じるものとする。
 - (2) 当社は、本新株予約権の行使請求の効力が発生した日以後遅滞なく株券を交付する。
- 2 単元株式数の定め等の導入に伴う取扱い
- 当社が単元株式数の定めを導入する場合等、本新株予約権の要項の規定中読み替えその他の措置が必要となる場合に

は、当社は必要な措置を講じる。

- (3) 【新株予約権証券の引受け】
該当事項なし

5【新規発行新株予約権証券（第5回新株予約権）】

(1)【募集の条件】

発行数	10個
発行価額の総額	885,000円
発行価格	88,500円
申込手数料	該当事項なし
申込単位	1個
申込期間	平成18年9月8日（金）
申込証拠金	該当事項なし
申込取扱場所	グランディハウス株式会社 管理本部 栃木県宇都宮市大通り四丁目3番18号
払込期日	平成18年9月8日（金） 本新株予約権の割当日も同日とする。
払込取扱場所	野村信託銀行株式会社 金融業務部 東京都千代田区大手町二丁目2番2号

- (注) 1 本新株予約権については、平成18年8月21日開催の当社取締役会において発行を決議しております。
 2 申込方法は、申込期間内に申込取扱場所に申込みをすることとします。
 3 本新株予約権の募集は第三者割当の方法によります。
 4 当社と割当予定先との関係等は以下のとおりであります。

割当予定先の氏名または名称		野村證券株式会社
割当新株予約権数		10個
払込金額		885,000円
割当予定先の内容	住所	東京都中央区日本橋一丁目9番1号
	代表者の氏名	執行役社長 古賀 信行
	資本の額	10,000,000,000円
	事業の内容	証券業
	大株主および持株比率	野村ホールディングス株式会社 100%
当社との関係	出資関係	割当予定先が保有している当社の株式の数：20株 当社が保有している割当予定先の株式の数：なし
	取引関係等	主幹事証券会社
	人的関係等	なし

出資関係は、平成18年3月31日現在のものです。

(2)【新株予約権の内容等】

新株予約権の目的となる株式の種類	当社普通株式
新株予約権の目的となる株式の数	本新株予約権1個の行使請求により当社が当社普通株式を交付する数(以下「交付株式数」という。)は、50,000,000円(以下「出資金額」という。)を行使価額(別記「新株予約権の行使時の払込金額」欄第2項に定義する。)で除して得られる最大整数とし、本新株予約権複数個の行使請求により当社が当社普通株式を交付する数は、行使請求の対象となった本新株予約権の数に出資金額を乗じた金額(以下「出資金総額」という。)を行使価額で除して得られる最大整数とする(1株未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、現金による調整は行わない。)。なお、本新株予約権の目的たる株式の総数の上限は、本新株予約権の総数に出資金額を乗じた金額を行使価額で除して得られる最大整数となる。ただし、別記「新株予約権の行使時の払込金額」欄第3項または第4項に従い、行使価額が修正または調整された場合は、本新株予約権の目的たる株式の総数は変更される。
新株予約権の行使時の払込金額	<ol style="list-style-type: none">1 本新株予約権1個の行使に際して出資される財産の価額は、別記「新株予約権の目的となる株式の数」欄に定める出資金額とする。なお、修正開始日(本欄第3項第(1)号に定義する。)後の包括行使請求(別記「新株予約権の行使請求の受付場所、取次場所及び払込取扱場所」欄第4項第(3)号に定義する。)または個別行使請求(別記「新株予約権の行使請求の受付場所、取次場所及び払込取扱場所」欄第4項第(4)号に定義する。)に基づく本新株予約権の行使に際して新株予約権1個につき出資される財産の価額もこれと同額とする。2 本新株予約権の行使により交付する当社普通株式の数を算定するにあたり用いられる当社普通株式1株あたりの価額(以下「行使価額」という。)は、当初393,000円とする。ただし、本欄第3項または第4項に従い、修正または調整される。3 行使価額の修正<ol style="list-style-type: none">(1) 当社は、平成18年10月10日以降、平成20年9月8日までの間、当社取締役会が資金調達のために必要と認めた場合には、修正開始日(行使価額修正の決定を行った日(以下「行使価額修正決議日」という。))の6銀行営業日後の日をいい、以下「修正開始日」という。)以降、本新株予約権の要項に従って本新株予約権の行使価額が修正される旨を決定(以下「行使価額修正の決定」という。)することができ、この決定を行った場合には、当社は、行使価額修正の決定が行われたことおよび修正開始日を、行使価額修正決議日に、新株予約権原簿に記載された各新株予約権者に通知するものとする。

- (2) 行使価額修正の決定が行われた場合、行使価額は、修正開始日(当日を含む。)から修正開始日の翌月の第3金曜日まで(当日を含む。)の期間においては、行使価額修正決議日の前銀行営業日まで(当日を含む。)の3連続取引日(ただし、終値(気配表示を含む。以下同じ。)のない日は除き、行使価額修正決議日の前銀行営業日が取引日でない場合には、行使価額修正決議日の前銀行営業日の直前の取引日までの3連続取引日とする。以下「修正開始日行使価額算定期間」という。)の株式会社東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の毎日の終値の平均値の90%に相当する金額(1,000円未満を切り捨てる。)に、修正開始日の翌月の第3金曜日の翌日以後においては、毎月第3金曜日(以下「決定日」という。)の翌日以降、決定日まで(当日を含む。)の3連続取引日(ただし、終値のない日は除き、決定日が取引日でない場合には、決定日の直前の取引日までの3連続取引日とする。以下「修正後行使価額算定期間」という。)の株式会社東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の毎日の終値の平均値の90%に相当する金額(1,000円未満を切り捨てる。)に、それぞれ修正される(修正後の行使価額を以下「修正後行使価額」という。)。なお、修正開始日行使価額算定期間または修正後行使価額算定期間に、本欄第4項第(2)号乃至第(4)号で定める行使価額の調整事由が生じた場合には、修正後行使価額は、本新株予約権の要項に従い当社が適当と判断する値に調整される。
- ただし、かかる算出の結果、修正後行使価額が131,000円(ただし、本欄第4項第(1)号乃至第(4)号による調整を受ける。以下「下限行使価額」という。)を下回る場合には、修正後行使価額は下限行使価額とし、修正後行使価額が524,000円(ただし、本欄第4項第(1)号乃至第(4)号による調整を受ける。以下「上限行使価額」という。)を上回る場合には、修正後行使価額は上限行使価額とする。
- (3) 本項第(1)号および第(2)号により行使価額の修正を行うときは、当社は、あらかじめ書面によりその旨、修正前の行使価額、修正後行使価額およびその適用の日その他必要な事項を新株予約権原簿に記載された各新株予約権者に通知する。

4 行使価額の調整

- (1) 当社は、本新株予約権の発行後、本項第(2)号に掲げる各事由により当社普通株式数に変更を生じる場合または変更を生ずる可能性がある場合は、次に定める算式(以下「行使価額調整式」という。)をもって行使価額を調整する。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行普通株式数} + \frac{\text{交付普通株式数} \times \text{1株あたりの払込金額}}{\text{時価}}}{\text{既発行普通株式数} + \text{交付普通株式数}}$$

「既発行普通株式数」は、当社普通株式の株主(以下「当社普通株主」という。)に割当てを受ける権利を与えるための基準日が定められている場合はその日、また当該基準日が定められていない場合は、調整後の行使価額を適用する日の1か月前の日における当社の発行済普通株式数から当該日における当社の有する当社普通株式数を控除し、当該行使価額の調整前に、本項第(2)号乃至第(4)号に基づき「交付普通株式数」とみなされた当社普通株式のうち未だ交付されていない当社普通株式の株式数を加えるものとする。なお、当社普通株式の株式分割が行われる場合には、行使価額調整式で使用する交付普通株式数は、基準日における当社の有する当社普通株式に係り増加した当社普通株式数を含まないものとする。

- (2) 行使価額調整式により本新株予約権の行使価額の調整を行う場合およびその調整後の行使価額の適用時期については、次に定めるところによる。

本項第(3)号 に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式を交付する場合（ただし、当社の発行した取得条項付株式、取得請求権付株式もしくは取得条項付新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）の取得と引換えに交付する場合または当社普通株式の交付を請求できる新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）その他の証券もしくは権利の転換、交換または行使による場合を除く。）

調整後の行使価額は、払込期日（募集に際して払込期間が設けられたときは当該払込期間の最終日とする。以下同じ。）の翌日以降、当社普通株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合は、その日の翌日以降、これを適用する。

当社普通株式の株式分割または当社普通株式の無償割当てをする場合

調整後の行使価額は、当社普通株式の株式分割のための基準日の翌日以降、当社普通株式の無償割当ての効力発生日の翌日以降、これを適用する。ただし、当社普通株式の無償割当てについて、当社普通株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合は、その日の翌日以降これを適用する。

取得請求権付株式であって、その取得と引換えに本項第(3)号 に定める時価を下回る対価をもって当社普通株式を交付する定めがあるものを発行する場合（無償割当ての場合を含む。）、または本項第(3)号 に定める時価を下回る対価をもって当社普通株式の交付を請求できる新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）その他の証券もしくは権利を発行する場合（無償割当ての場合を含む。）（ただし、本新株予約権と同時に発行される第1回乃至第4回および第6回、第7回新株予約権の発行を除く。）

調整後の行使価額は、発行される取得請求権付株式、新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）その他の証券または権利（以下「取得請求権付株式等」という。）の全てが当初の条件で転換、交換または行使され当社普通株式が交付されたものとみなして行使価額調整式を準用して算出するものとし、払込期日（新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）の場合は割当日）または無償割当ての効力発生日の翌日以降、これを適用する。ただし、当社普通株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合は、その日の翌日以降これを適用する。

上記にかかわらず、転換、交換または行使に際して交付される当社普通株式の対価が取得請求権付株式等が発行された時点で確定していない場合は、調整後の行使価額は、当該対価の確定時点で発行されている取得請求権付株式等の全てが当該対価の確定時点の条件で転換、交換または行使され当社普通株式が交付されたものとみなして行使価額調整式を準用して算出するものとし、当該対価が確定した日の翌日以降これを適用する。

当社の発行した取得条項付株式または取得条項付新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）の取得と引換えに本項第(3)号 に定める時価を下回る対価をもって当社普通株式を交付する場合

調整後の行使価額は、取得日の翌日以降これを適用する。

上記にかかわらず、上記取得条項付株式または取得条項付新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）に関して当該調整前に本号 または による行使価額の調整が行われている場合には、()上記交付が行われた後の本項第(3)号 に定める完全希薄化後普通株式数が、上記交付の直前の既発行普通株式数を超えるときに限り、調整後の行使価額は、超過する株式数を行使価額調整式の「交付普通株式数」とみなして、行使価額調整式を準用して算出するものとし、()上記交付の直前の既発行普通株式数を超えない場合は、本 の調整は行わないものとする。

取得請求権付株式等の発行条件に従い、当社普通株式1株あたりの対価（本において「取得価額等」という。）の下方修正等が行われ（本項第(2)号乃至第(4)号と類似の希薄化防止条項に基づく調整の場合を除く。）、当該下方修正等後の当該取得価額等が当該修正が行われる日（以下「修正日」という。）における本項第(3)号に定める時価を下回る価額になる場合（ただし、本新株予約権と同時に発行される第1回乃至第4回および第6回、第7回新株予約権の行使価額の修正の場合を除く。）

() 当該取得請求権付株式等に関し、本号による行使価額の調整が修正日前に行われていない場合、調整後の行使価額は、修正日に残存する取得請求権付株式等の全てが修正日時点の条件で転換、交換または行使され当社普通株式が交付されたものとみなして本号の規定を準用して算出するものとし、修正日の翌日以降これを適用する。

() 当該取得請求権付株式等に関し、本号または上記()による行使価額の調整が修正日前に行われている場合で、修正日に残存する取得請求権付株式等の全てを修正日時点の条件で転換、交換または行使され当社普通株式が交付されたものとみなしたときの本項第(3)号に定める完全希薄化後普通株式数が、当該修正が行われなかった場合の既発行普通株式数を超えるときには、調整後の行使価額は、当該超過株式数を行使価額調整式の「交付普通株式数」とみなして、行使価額調整式を準用して算出するものとし、修正日の翌日以降これを適用する。なお、1か月間に複数回の取得価額等の修正が行われる場合には、調整後の行使価額は、当該修正された取得価額等のうちの最も低いものについて、行使価額調整式を準用して算出するものとし、当該月の末日の翌日以降これを適用する。

本号乃至における対価とは、当該株式または新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）の発行に際して払込みがなされた額（本号における新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）の場合には、その行使に際して出資される財産の価額を加えた額とする。）から、その取得または行使に際して当該株式または新株予約権の所持人に交付される金銭その他の財産の価額を控除した金額を、その取得または行使に際して交付される当社普通株式の数で除した金額をいう。

本号乃至の各取引において、当社普通株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日が設定され、かつ、各取引の効力の発生が当該基準日以降の株主総会または取締役会その他当社の機関の承認を条件としているときには、本号乃至にかかわらず、調整後の行使価額は、当該承認があった日の翌日以降これを適用するものとする。

この場合において、当該基準日の翌日から当該取引の承認があった日までに、本新株予約権を行使した新株予約権者に対しては、次の算出方法により、当社普通株式を交付するものとする。ただし、株券の交付については別記(注)1(2)の規定を準用する。

$$\text{株式数} = \frac{(\text{調整前行使価額} - \text{調整後行使価額}) \times \frac{\text{調整前行使価額により}}{\text{当該期間内に交付された株式数}}}{\text{調整後行使価額}}$$

この場合に1株未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、現金による調整は行わない。

- (3) 行使価額調整式の計算については、1,000円未満を切り捨てる。
行使価額調整式で使用する時価は、調整後の行使価額を適用する日（ただし、本項第(2)号の場合は基準日）に先立つ45取引日目に始まる30取引日の株式会社東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の毎日の終値の平均値（終値のない日数を除く。）とする。この場合、平均値の計算については、1,000円未満を切り捨てる。

	<p>「完全希薄化後普通株式数」は、調整後の行使価額を適用する日の1か月前の日における当社の発行済普通株式数から、当該日における当社の有する当社普通株式数を控除し、当該行使価額の調整以前に、本項第(2)号乃至第(4)号に基づき「交付普通株式数」とみなされた当社普通株式のうち未だ交付されていない当社普通株式の株式数を加えたものとする(当該行使価額の調整において本項第(2)号乃至第(4)号に基づき「交付普通株式数」に該当するものとみなされることとなる当社普通株式数を含む。)</p> <p>本項第(2)号乃至に定める証券または権利に類似した証券または権利が交付された場合における調整後の行使価額は、本項第(2)号の規定のうち、当該証券または権利に類似する証券または権利についての規定を準用して算出するものとする。</p> <p>(4) 本項第(2)号で定める行使価額の調整を必要とする場合以外にも、次に掲げる場合には、当社は、必要な行使価額の調整を行う。</p> <p>株式の併合、資本金の減少、当社を存続会社とする合併、他の会社が行う吸収分割による当該会社の権利義務の全部または一部の承継、または他の株式会社が行う株式交換による当該株式会社の発行済株式の全部の取得のために行使価額の調整を必要とするとき。</p> <p>その他当社普通株式数の変更または変更の可能性が生じる事由の発生により行使価額の調整を必要とするとき(ただし、本新株予約権と同時に発行される第1回乃至第4回および第6回、第7回新株予約権の行使価額の調整の場合を除く。)</p> <p>行使価額を調整すべき事由が2つ以上相接して発生し、一方の事由に基づく調整後の行使価額の算出にあたり使用すべき時価につき、他方の事由による影響を考慮する必要があるとき。</p> <p>(5) 本項第(1)号乃至第(4)号により行使価額の調整を行うときは、当社は、あらかじめ書面によりその旨ならびにその事由、調整前の行使価額、調整後の行使価額およびその適用の日その他必要な事項を新株予約権原簿に記載された各新株予約権者に通知する。ただし、本項第(2)号の場合その他適用の日の前日までに前記の通知を行うことができないときは、適用の日以降速やかにこれを行う。</p>
<p>新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価額の総額</p>	<p>500,885,000円</p> <p>本新株予約権の行使期間内に行使が行われない場合および当社が本新株予約権を消却した場合には、上記金額は減少します。</p>
<p>新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額</p>	<p>1 新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式1株の発行価格</p> <p>本新株予約権の行使により発行する当社普通株式1株の発行価格は、50,088,500円(本新株予約権1個の発行価格と出資金額を合計した金額)を、当該行使請求の時点(包括行使請求の場合は別記「新株予約権の行使期間」欄に定める権利行使最終期日)において有効な交付株式数で除した金額となる。</p> <p>2 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金および資本準備金</p> <p>本新株予約権の行使により株式を発行する場合の増加する資本金の額は、会社計算規則第40条の定めるところに従って算出された資本金等増加限度額に0.5を乗じた金額とし、計算の結果1円未満の端数を生ずる場合は、その端数を切り上げるものとする。増加する資本準備金の額は、資本金等増加限度額より増加する資本金の額を減じた額とする。</p>
<p>新株予約権の行使期間</p>	<p>1 平成18年9月11日から平成21年9月8日までの期間(以下、当該期間の最終日を「権利行使最終期日」という。)とする。ただし、平成21年9月8日が銀行営業日でない場合にはその前銀行営業日を権利行使最終期日とする。</p>

	<p>2 本欄第1項に拘わらず、包括行使請求は、権利行使最終期日を行行使する日として行うものとし、行使価額修正決議日から修正開始日までの期間（以下「包括行使請求書提出期間」という。）において、包括行使にかかる行使請求書を提出するものとする。別記「新株予約権の行使請求の受付場所、取次場所及び払込取扱場所」欄第4項第(4)号に定める個別行使請求を行う期間は、修正開始日から権利行使最終期日の前銀行営業日までの期間（以下「個別行使可能期間」という。）とする。</p>
<p>新株予約権の行使請求の受付場所、取次場所及び払込取扱場所</p>	<p>1 行使請求の受付場所 グランディハウス株式会社 管理本部 栃木県宇都宮市大通り四丁目3番18号</p> <p>2 行使請求の取次場所 該当事項なし</p> <p>3 払込取扱場所 野村信託銀行株式会社 金融業務部 東京都千代田区大手町二丁目2番2号</p> <p>4 新株予約権行使請求および払込の方法</p> <p>(1) 行使価額修正の決定が行われない場合において行使請求を行うときは、新株予約権者は、平成20年9月8日まで（当日を含む。）に、本項第(5)号および第(6)号に定める行使請求手続を完了するものとする。</p> <p>(2) 行使価額修正の決定が行われた場合において、修正後行使価額が適用される前の行使価額（以下「修正前行使価額」という。）に基づき行使請求を行うときは、新株予約権者は、修正開始日の前銀行営業日まで（当日を含む。）に本項第(5)号および第(6)号に定める行使請求手続を完了するものとする。</p> <p>(3) また、行使価額修正の決定が行われた場合において、修正後行使価額に基づき行使請求を行うときは、新株予約権者は、包括行使請求書提出期間内に行使請求書を提出することにより、各本新株予約権につき、別記「新株予約権の行使の条件」欄第2項第(1)号に定める条件が成就した場合に効力を生じる行使請求として、出資金額を本新株予約権1個あたりの行使に際して出資される財産の価額とし、権利行使最終期日において有効な交付株式数を本新株予約権1個あたりの交付株式数として株式の交付を受けることを意図する行使請求（以下「包括行使請求」という。）の手続きを、本項第(5)号に従い、権利行使最終期日を行行使日として行い、かつ出資金総額の払込を行うものとする。</p> <p>(4) 前号に従い出資金総額が払い込まれた本新株予約権については、新株予約権者は、当該本新株予約権に係る包括行使請求の行使日を待たずに、個別行使可能期間内において、いつでも、個別行使請求（以下に定義する。）を行うことができる。ここで「個別行使請求」とは、当該各本新株予約権について、出資金額を本新株予約権1個あたりの行使に際して出資される財産の価額とし、各個別行使請求の時点において有効な交付株式数を本新株予約権1個あたりの交付株式数として株式の交付を受けることを意図する行使請求とし、個別行使請求の効力は、本項第(5)号および第(6)号に定める行使請求手続が完了したときに生じるものとする。この場合、効力を生じた個別行使請求に対応する本新株予約権に係る包括行使請求は、別記「新株予約権の行使の条件」欄第2項第(1)号に定める包括行使請求に付された条件の不成就の確定により効力が発生しないこととなる。</p> <p>(5) 本新株予約権の行使請求を行う場合には、新株予約権者は、修正前行使価額に基づく行使請求（行使価額修正の決定が行われない場合の行使請求を含む。）、包括行使請求および個別行使請求の各場合に応じて、当社が定める様式による行使請求書（以下「行使請求書」という。）に必要事項を記入し、記名捺印の上、これを本欄第1項に定める行使請求受付場所に提出するものとする。</p>

	<p>(6) 前号の行使請求書の提出に加えて、出資金総額を現金にて本欄第3項に定める払込取扱場所の当社の指定する口座（以下「指定口座」という。）に払い込むものとする。</p> <p>(7) 各個別行使請求がなされることにより包括行使請求の一部もしくは全部の効力が発生しない場合を除き、本項に従い行使請求を行った者は、その後これを撤回することはできない。</p>
<p>新株予約権の行使の条件</p>	<p>1 各本新株予約権の一部行使はできないものとする。</p> <p>2 (1) 包括行使請求には、その対象となる各本新株予約権につき、権利行使最終期日の前銀行営業日までに、個別行使請求がなされず、本欄第4項第(1)号に定める事由も発生せず、別記「新株予約権の消却事由及び消却の条件」欄第1項、第2項または第4項に定めるいずれの取得も行われず、かつ本新株予約権が消滅していない場合に効力を生じる旨の条件を付すものとする。</p> <p>(2) 別記「新株予約権の行使請求の受付場所、取次場所及び払込取扱場所」欄第4項第(3)号に定める包括行使請求を行う新株予約権の個数については、新株予約権者の任意の選択によるものとし、新株予約権者は、包括行使請求を行う場合、出資金額に包括行使請求に基づき権利行使を希望する本新株予約権の個数を乗じた金額を、包括行使請求書提出期間内に、現金にて別記「新株予約権の行使請求の受付場所、取次場所及び払込取扱場所」欄第3項に定める払込取扱場所の指定口座に払い込むものとする。</p> <p>(3) 権利行使最終期日の前銀行営業日に本項第(1)号に定める包括行使請求に付された条件が成就した場合には、包括行使請求がなされた際に払い込まれた金銭は、権利行使最終期日において、当該包括行使請求の対象となる本新株予約権の出資金額に係る払込金として確定する。</p> <p>(4) 包括行使請求書提出期間内に、新株予約権者が包括行使にかかる行使請求書を提出しなかった場合には、新株予約権者は、当該包括行使にかかる行使請求書を提出しなかった本新株予約権につき、以後その行使請求を行うことができないものとする。</p> <p>3 (1) 別記(注)1(1)に従い個別行使請求の効力が生じた場合には、当該個別行使請求に対応する個数の本新株予約権に係る包括行使請求は効力が発生しないことが確定し、当社は新株予約権者に対し、当該効力が発生しないことが確定した包括行使請求に係る本新株予約権の個数に出資金額を乗じた金額を速やかに返還するものとする。</p> <p>(2) 新株予約権者は、かかる個別行使請求の効力発生以後、権利行使最終期日の前銀行営業日に至るまで、包括行使請求に係る行使請求書が提出された本新株予約権の総数から当該個別行使請求が行われた本新株予約権の個数を控除した残数の本新株予約権に限り、引き続き、個別行使請求を行うことができ、その後もまた同様とする。</p> <p>4 (1) 以下の(i)乃至()のいずれかの事由が生じた場合には、新株予約権者は、残存する本新株予約権全部につき、以後その行使請求を行うことができないものとする。なお、以下の(i)乃至()のいずれかの事由が生じた場合には、当社は速やかに新株予約権原簿に記載された各新株予約権者に通知する。</p> <p>() 当社が支払の停止に至った場合または当社につき破産手続開始、民事再生手続開始、会社更生手続開始、特別清算開始もしくはこれらに準じる法的清算・再建手続の申立がなされた場合もしくは裁判所もしくは監督官庁によりかかる手続開始の前提行為が行われた場合</p> <p>() 当社が手形交換所の取引停止処分を受けた場合</p> <p>() 当社の重要な財産が差し押さえられた場合</p> <p>(2) 本項第(1)号のいずれかの事由が生じた場合において、包括行使請求に基づく出資金額が払い込まれていたときは、包括行使請求は、当該事由発生時において残存する本新株予約権につき効力が発生しないことが確定し、当社は新株予約権者に対し、当該事由発生後遅滞なく、残存する本新株予約権の個数に出資金額を乗じた金額を包括行使請求に基づく出資金額の返還として支払うものとする。</p>

<p>新株予約権の消却事由及び消却の条件</p>	<p>該当事項なし。</p> <p>なお、本新株予約権の取得条項は以下のとおり。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 当社は、当社取締役会が本新株予約権を取得する日（当該取締役会後2か月を超えない日に定められるものとする。）を別に定めた場合には、当該取得日において、残存する本新株予約権の全部または一部を取得する。当社が本新株予約権の一部を取得する場合、抽選により、取得する本新株予約権を決定するものとする。当社は、本新株予約権を取得するのと引換えに、当該本新株予約権の新株予約権者に対して、本新株予約権1個あたり金88,500円を交付する。当社は、取得した本新株予約権を消却するものとする。 2 当社は、当社が消滅会社となる合併、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転（以下「組織再編行為」という。）につき当社株主総会（株主総会の決議を要しない場合は、取締役会）で承認決議した場合、当該組織再編行為の効力発生日以前に、当社が本新株予約権を取得するのと引換えに当該本新株予約権の新株予約権者に対して本新株予約権1個あたり88,500円を交付して、残存する本新株予約権の全部を取得する。当社は、取得した本新株予約権を消却するものとする。 3 当社は、当社が本新株予約権の発行後平成20年9月8日まで（当日を含む。）の間に行使価額修正の決定を行わない場合、平成20年9月8日の翌銀行営業日に、当社が本新株予約権を取得するのと引換えに当該本新株予約権の新株予約権者に対して本新株予約権1個あたり88,500円を交付して、残存する本新株予約権の全部を取得する。当社は、取得した本新株予約権を消却するものとする。 4 当社は、本新株予約権の発行後、5連続取引日（ただし、終値のない日は除く。）の株式会社東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の毎日の終値が下限行使価額を下回った場合、当該5連続取引日の最終日の翌銀行営業日に、当社が本新株予約権を取得するのと引換えに当該本新株予約権の新株予約権者に対して本新株予約権1個あたり88,500円を交付して、残存する本新株予約権の全部を取得する。当社は、取得した本新株予約権を消却するものとする。 5 本欄第1項または第2項により本新株予約権を取得する場合には、当社は、当社取締役会で定める取得日の2週間前までに、当該取得日を、新株予約権原簿に記載された本新株予約権の新株予約権者（本新株予約権の一部を取得する場合は、当社取締役会が決定した本新株予約権の新株予約権者）に通知する。 6 本欄第1項、第2項または第4項により本新株予約権を取得する場合において、包括行使請求に基づく出資金額が払い込まれていたときは、当社は新株予約権者に対し、当該取得事由発生後遅滞なく、取得される本新株予約権の個数に出資金額を乗じた金額を包括行使請求に基づく出資金額の返還として支払うものとする。
<p>新株予約権の譲渡に関する事項</p>	<p>本新株予約権の譲渡による取得については、当社取締役会の決議による当社の承認を要するものとする。</p>

（注）1 新株予約権行使の効力発生時期等

- (1) 本新株予約権の行使請求の効力は、別記「新株予約権の行使請求の受付場所、取次場所及び払込取扱場所」欄第4項第(5)号の行使請求書が行使請求受付場所に到達し、かつ別記「新株予約権の行使請求の受付場所、取次場所及び払込取扱場所」欄第4項第(6)号の出資金総額が指定口座に入金された場合において、本新株予約権を行使する日として当該行使請求書に記載された日（当該行使請求書が行使請求受付場所に到達した日または本新株予約権の行使に際して出資される出資金の指定口座への入金が行われた日のいずれかが、かかる行使請求書に記載された日の翌日以降である場合を除く。）に発生する。ただし、包括行使請求に基づく行使の効力は、別記「新株予約権の行使請求の受付場所、取次場所及び払込取扱場所」欄第4項第(5)号の行使請求書が行使請求受付場所に到達し、かつ別記「新株予約権の行使請求の受付場所、取次場所及び払込取扱場所」欄第4項第(6)号の出資金総額が指定口座に入金されることに加え、権利行使最終期日の前銀行営業日までに、個別行使請求がなされず、別記「新株予約権の行使の条件」欄第4項第(1)号に定める事由も発生せず、別記「新株予約権の消却事由及び消却の条件」欄第1項、第2項または第4項に定めるいずれの取得も行われず、かつ本新株予約権が消滅していない場合に権利行使最終期日において生じるものとする。
 - (2) 当社は、本新株予約権の行使請求の効力が発生した日以後遅滞なく株券を交付する。
- 2 単元株式数の定め等の導入に伴う取扱い
- 当社が単元株式数の定めを導入する場合等、本新株予約権の要項の規定中読み替えその他の措置が必要となる場合に

は、当社は必要な措置を講じる。

(3) 【新株予約権証券の引受け】

該当事項なし

6【新規発行新株予約権証券（第6回新株予約権）】

(1)【募集の条件】

発行数	10個
発行価額の総額	885,000円
発行価格	88,500円
申込手数料	該当事項なし
申込単位	1個
申込期間	平成18年9月8日（金）
申込証拠金	該当事項なし
申込取扱場所	グランディハウス株式会社 管理本部 栃木県宇都宮市大通り四丁目3番18号
払込期日	平成18年9月8日（金） 本新株予約権の割当日も同日とする。
払込取扱場所	野村信託銀行株式会社 金融業務部 東京都千代田区大手町二丁目2番2号

- (注) 1 本新株予約権については、平成18年8月21日開催の当社取締役会において発行を決議しております。
 2 申込方法は、申込期間内に申込取扱場所に申込みをすることとします。
 3 本新株予約権の募集は第三者割当の方法によります。
 4 当社と割当予定先との関係等は以下のとおりであります。

割当予定先の氏名または名称		野村證券株式会社
割当新株予約権数		10個
払込金額		885,000円
割当予定先の内容	住所	東京都中央区日本橋一丁目9番1号
	代表者の氏名	執行役社長 古賀 信行
	資本の額	10,000,000,000円
	事業の内容	証券業
	大株主および持株比率	野村ホールディングス株式会社 100%
当社との関係	出資関係	割当予定先が保有している当社の株式の数：20株 当社が保有している割当予定先の株式の数：なし
	取引関係等	主幹事証券会社
	人的関係等	なし

出資関係は、平成18年3月31日現在のものです。

(2)【新株予約権の内容等】

新株予約権の目的となる株式の種類	当社普通株式
新株予約権の目的となる株式の数	本新株予約権1個の行使請求により当社が当社普通株式を交付する数(以下「交付株式数」という。)は、50,000,000円(以下「出資金額」という。)を行使価額(別記「新株予約権の行使時の払込金額」欄第2項に定義する。)で除して得られる最大整数とし、本新株予約権複数個の行使請求により当社が当社普通株式を交付する数は、行使請求の対象となった本新株予約権の数に出資金額を乗じた金額(以下「出資金総額」という。)を行使価額で除して得られる最大整数とする(1株未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、現金による調整は行わない。)。なお、本新株予約権の目的たる株式の総数の上限は、本新株予約権の総数に出資金額を乗じた金額を行使価額で除して得られる最大整数となる。ただし、別記「新株予約権の行使時の払込金額」欄第3項または第4項に従い、行使価額が修正または調整された場合は、本新株予約権の目的たる株式の総数は変更される。
新株予約権の行使時の払込金額	<ol style="list-style-type: none">1 本新株予約権1個の行使に際して出資される財産の価額は、別記「新株予約権の目的となる株式の数」欄に定める出資金額とする。なお、修正開始日(本欄第3項第(1)号に定義する。)後の包括行使請求(別記「新株予約権の行使請求の受付場所、取次場所及び払込取扱場所」欄第4項第(3)号に定義する。)または個別行使請求(別記「新株予約権の行使請求の受付場所、取次場所及び払込取扱場所」欄第4項第(4)号に定義する。)に基づく本新株予約権の行使に際して新株予約権1個につき出資される財産の価額もこれと同額とする。2 本新株予約権の行使により交付する当社普通株式の数を算定するにあたり用いられる当社普通株式1株あたりの価額(以下「行使価額」という。)は、当初393,000円とする。ただし、本欄第3項または第4項に従い、修正または調整される。3 行使価額の修正<ol style="list-style-type: none">(1) 当社は、平成18年10月10日以降、平成20年9月8日までの間、当社取締役会が資金調達のために必要と認めた場合には、修正開始日(行使価額修正の決定を行った日(以下「行使価額修正決議日」という。))の6銀行営業日後の日をいい、以下「修正開始日」という。)以降、本新株予約権の要項に従って本新株予約権の行使価額が修正される旨を決定(以下「行使価額修正の決定」という。)することができ、この決定を行った場合には、当社は、行使価額修正の決定が行われたことおよび修正開始日を、行使価額修正決議日に、新株予約権原簿に記載された各新株予約権者に通知するものとする。

- (2) 行使価額修正の決定が行われた場合、行使価額は、修正開始日(当日を含む。)から修正開始日の翌月の第3金曜日まで(当日を含む。)の期間においては、行使価額修正決議日の前銀行営業日まで(当日を含む。)の3連続取引日(ただし、終値(気配表示を含む。以下同じ。)のない日は除き、行使価額修正決議日の前銀行営業日が取引日でない場合には、行使価額修正決議日の前銀行営業日の直前の取引日までの3連続取引日とする。以下「修正開始日行使価額算定期間」という。)の株式会社東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の毎日の終値の平均値の90%に相当する金額(1,000円未満を切り捨てる。)に、修正開始日の翌月の第3金曜日の翌日以後においては、毎月第3金曜日(以下「決定日」という。)の翌日以降、決定日まで(当日を含む。)の3連続取引日(ただし、終値のない日は除き、決定日が取引日でない場合には、決定日の直前の取引日までの3連続取引日とする。以下「修正後行使価額算定期間」という。)の株式会社東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の毎日の終値の平均値の90%に相当する金額(1,000円未満を切り捨てる。)に、それぞれ修正される(修正後の行使価額を以下「修正後行使価額」という。)。なお、修正開始日行使価額算定期間または修正後行使価額算定期間に、本欄第4項第(2)号乃至第(4)号で定める行使価額の調整事由が生じた場合には、修正後行使価額は、本新株予約権の要項に従い当社が適当と判断する値に調整される。
- ただし、かかる算出の結果、修正後行使価額が131,000円(ただし、本欄第4項第(1)号乃至第(4)号による調整を受ける。以下「下限行使価額」という。)を下回る場合には、修正後行使価額は下限行使価額とし、修正後行使価額が524,000円(ただし、本欄第4項第(1)号乃至第(4)号による調整を受ける。以下「上限行使価額」という。)を上回る場合には、修正後行使価額は上限行使価額とする。
- (3) 本項第(1)号および第(2)号により行使価額の修正を行うときは、当社は、あらかじめ書面によりその旨、修正前の行使価額、修正後行使価額およびその適用の日その他必要な事項を新株予約権原簿に記載された各新株予約権者に通知する。

4 行使価額の調整

- (1) 当社は、本新株予約権の発行後、本項第(2)号に掲げる各事由により当社普通株式数に変更を生じる場合または変更を生ずる可能性がある場合は、次に定める算式(以下「行使価額調整式」という。)をもって行使価額を調整する。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行普通株式数} + \frac{\text{交付普通株式数} \times \text{1株あたりの払込金額}}{\text{時価}}}{\text{既発行普通株式数} + \text{交付普通株式数}}$$

「既発行普通株式数」は、当社普通株式の株主(以下「当社普通株主」という。)に割当てを受ける権利を与えるための基準日が定められている場合はその日、また当該基準日が定められていない場合は、調整後の行使価額を適用する日の1か月前の日における当社の発行済普通株式数から当該日における当社の有する当社普通株式数を控除し、当該行使価額の調整前に、本項第(2)号乃至第(4)号に基づき「交付普通株式数」とみなされた当社普通株式のうち未だ交付されていない当社普通株式の株式数を加えるものとする。なお、当社普通株式の株式分割が行われる場合には、行使価額調整式で使用する交付普通株式数は、基準日における当社の有する当社普通株式に係り増加した当社普通株式数を含まないものとする。

- (2) 行使価額調整式により本新株予約権の行使価額の調整を行う場合およびその調整後の行使価額の適用時期については、次に定めるところによる。

本項第(3)号 に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式を交付する場合（ただし、当社の発行した取得条項付株式、取得請求権付株式もしくは取得条項付新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）の取得と引換えに交付する場合または当社普通株式の交付を請求できる新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）その他の証券もしくは権利の転換、交換または行使による場合を除く。）

調整後の行使価額は、払込期日（募集に際して払込期間が設けられたときは当該払込期間の最終日とする。以下同じ。）の翌日以降、当社普通株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合は、その日の翌日以降、これを適用する。

当社普通株式の株式分割または当社普通株式の無償割当てをする場合

調整後の行使価額は、当社普通株式の株式分割のための基準日の翌日以降、当社普通株式の無償割当ての効力発生日の翌日以降、これを適用する。ただし、当社普通株式の無償割当てについて、当社普通株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合は、その日の翌日以降これを適用する。

取得請求権付株式であって、その取得と引換えに本項第(3)号 に定める時価を下回る対価をもって当社普通株式を交付する定めがあるものを発行する場合（無償割当ての場合を含む。）、または本項第(3)号 に定める時価を下回る対価をもって当社普通株式の交付を請求できる新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）その他の証券もしくは権利を発行する場合（無償割当ての場合を含む。）（ただし、本新株予約権と同時に発行される第1回乃至第5回および第7回新株予約権の発行を除く。）

調整後の行使価額は、発行される取得請求権付株式、新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）その他の証券または権利（以下「取得請求権付株式等」という。）の全てが当初の条件で転換、交換または行使され当社普通株式が交付されたものとみなして行使価額調整式を準用して算出するものとし、払込期日（新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）の場合は割当日）または無償割当ての効力発生日の翌日以降、これを適用する。ただし、当社普通株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合は、その日の翌日以降これを適用する。

上記にかかわらず、転換、交換または行使に際して交付される当社普通株式の対価が取得請求権付株式等が発行された時点で確定していない場合は、調整後の行使価額は、当該対価の確定時点で発行されている取得請求権付株式等の全てが当該対価の確定時点の条件で転換、交換または行使され当社普通株式が交付されたものとみなして行使価額調整式を準用して算出するものとし、当該対価が確定した日の翌日以降これを適用する。

当社の発行した取得条項付株式または取得条項付新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）の取得と引換えに本項第(3)号 に定める時価を下回る対価をもって当社普通株式を交付する場合

調整後の行使価額は、取得日の翌日以降これを適用する。

上記にかかわらず、上記取得条項付株式または取得条項付新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）に関して当該調整前に本号 または による行使価額の調整が行われている場合には、()上記交付が行われた後の本項第(3)号 に定める完全希薄化後普通株式数が、上記交付の直前の既発行普通株式数を超えるときに限り、調整後の行使価額は、超過する株式数を行使価額調整式の「交付普通株式数」とみなして、行使価額調整式を準用して算出するものとし、()上記交付の直前の既発行普通株式数を超えない場合は、本 の調整は行わないものとする。

取得請求権付株式等の発行条件に従い、当社普通株式1株あたりの対価（本において「取得価額等」という。）の下方修正等が行われ（本項第(2)号乃至第(4)号と類似の希薄化防止条項に基づく調整の場合を除く。）、当該下方修正等後の当該取得価額等が当該修正が行われる日（以下「修正日」という。）における本項第(3)号に定める時価を下回る価額になる場合（ただし、本新株予約権と同時に発行される第1回乃至第5回および第7回新株予約権の行使価額の修正の場合を除く。）

() 当該取得請求権付株式等に関し、本号による行使価額の調整が修正日前に行われていない場合、調整後の行使価額は、修正日に残存する取得請求権付株式等の全てが修正日時点の条件で転換、交換または行使され当社普通株式が交付されたものとみなして本号の規定を準用して算出するものとし、修正日の翌日以降これを適用する。

() 当該取得請求権付株式等に関し、本号または上記()による行使価額の調整が修正日前に行われている場合で、修正日に残存する取得請求権付株式等の全てを修正日時点の条件で転換、交換または行使され当社普通株式が交付されたものとみなしたときの本項第(3)号に定める完全希薄化後普通株式数が、当該修正が行われなかった場合の既発行普通株式数を超えるときには、調整後の行使価額は、当該超過株式数を行使価額調整式の「交付普通株式数」とみなして、行使価額調整式を準用して算出するものとし、修正日の翌日以降これを適用する。なお、1か月間に複数回の取得価額等の修正が行われる場合には、調整後の行使価額は、当該修正された取得価額等のうちの最も低いものについて、行使価額調整式を準用して算出するものとし、当該月の末日の翌日以降これを適用する。

本号乃至における対価とは、当該株式または新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）の発行に際して払込みがなされた額（本号における新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）の場合には、その行使に際して出資される財産の価額を加えた額とする。）から、その取得または行使に際して当該株式または新株予約権の所持人に交付される金銭その他の財産の価額を控除した金額を、その取得または行使に際して交付される当社普通株式の数で除した金額をいう。

本号乃至の各取引において、当社普通株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日が設定され、かつ、各取引の効力の発生が当該基準日以降の株主総会または取締役会その他当社の機関の承認を条件としているときには、本号乃至にかかわらず、調整後の行使価額は、当該承認があった日の翌日以降これを適用するものとする。

この場合において、当該基準日の翌日から当該取引の承認があった日までに、本新株予約権を行使した新株予約権者に対しては、次の算出方法により、当社普通株式を交付するものとする。ただし、株券の交付については別記(注)1(2)の規定を準用する。

$$\text{株式数} = \frac{(\text{調整前行使価額} - \text{調整後行使価額}) \times \text{調整前行使価額により当該期間内に交付された株式数}}{\text{調整後行使価額}}$$

この場合に1株未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、現金による調整は行わない。

- (3) 行使価額調整式の計算については、1,000円未満を切り捨てる。
 行使価額調整式で使用する時価は、調整後の行使価額を適用する日（ただし、本項第(2)号の場合は基準日）に先立つ45取引日目に始まる30取引日の株式会社東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の毎日の終値の平均値（終値のない日数を除く。）とする。この場合、平均値の計算については、1,000円未満を切り捨てる。

	<p>「完全希薄化後普通株式数」は、調整後の行使価額を適用する日の1か月前の日における当社の発行済普通株式数から、当該日における当社の有する当社普通株式数を控除し、当該行使価額の調整以前に、本項第(2)号乃至第(4)号に基づき「交付普通株式数」とみなされた当社普通株式のうち未だ交付されていない当社普通株式の株式数を加えたものとする(当該行使価額の調整において本項第(2)号乃至第(4)号に基づき「交付普通株式数」に該当するものとみなされることとなる当社普通株式数を含む。)</p> <p>本項第(2)号乃至に定める証券または権利に類似した証券または権利が交付された場合における調整後の行使価額は、本項第(2)号の規定のうち、当該証券または権利に類似する証券または権利についての規定を準用して算出するものとする。</p> <p>(4) 本項第(2)号で定める行使価額の調整を必要とする場合以外にも、次に掲げる場合には、当社は、必要な行使価額の調整を行う。</p> <p>株式の併合、資本金の減少、当社を存続会社とする合併、他の会社が行う吸収分割による当該会社の権利義務の全部または一部の承継、または他の株式会社が行う株式交換による当該株式会社の発行済株式の全部の取得のために行使価額の調整を必要とするとき。</p> <p>その他当社普通株式数の変更または変更の可能性が生じる事由の発生により行使価額の調整を必要とするとき(ただし、本新株予約権と同時に発行される第1回乃至第5回および第7回新株予約権の行使価額の調整の場合を除く。)</p> <p>行使価額を調整すべき事由が2つ以上相接して発生し、一方の事由に基づく調整後の行使価額の算出にあたり使用すべき時価につき、他方の事由による影響を考慮する必要があるとき。</p> <p>(5) 本項第(1)号乃至第(4)号により行使価額の調整を行うときは、当社は、あらかじめ書面によりその旨ならびにその事由、調整前の行使価額、調整後の行使価額およびその適用の日その他必要な事項を新株予約権原簿に記載された各新株予約権者に通知する。ただし、本項第(2)号の場合その他適用の日の前日までに前記の通知を行うことができないときは、適用の日以降速やかにこれを行う。</p>
<p>新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価額の総額</p>	<p>500,885,000円</p> <p>本新株予約権の行使期間内に行使が行われない場合および当社が本新株予約権を消却した場合には、上記金額は減少します。</p>
<p>新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額</p>	<p>1 新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式1株の発行価格</p> <p>本新株予約権の行使により発行する当社普通株式1株の発行価格は、50,088,500円(本新株予約権1個の発行価格と出資金額を合計した金額)を、当該行使請求の時点(包括行使請求の場合は別記「新株予約権の行使期間」欄に定める権利行使最終期日)において有効な交付株式数で除した金額となる。</p> <p>2 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金および資本準備金</p> <p>本新株予約権の行使により株式を発行する場合の増加する資本金の額は、会社計算規則第40条の定めるところに従って算出された資本金等増加限度額に0.5を乗じた金額とし、計算の結果1円未満の端数を生ずる場合は、その端数を切り上げるものとする。増加する資本準備金の額は、資本金等増加限度額より増加する資本金の額を減じた額とする。</p>
<p>新株予約権の行使期間</p>	<p>1 平成18年9月11日から平成21年9月8日までの期間(以下、当該期間の最終日を「権利行使最終期日」という。)とする。ただし、平成21年9月8日が銀行営業日でない場合にはその前銀行営業日を権利行使最終期日とする。</p>

	<p>2 本欄第1項に拘わらず、包括行使請求は、権利行使最終期日を行行使する日として行うものとし、行使価額修正決議日から修正開始日までの期間（以下「包括行使請求書提出期間」という。）において、包括行使にかかる行使請求書を提出するものとする。別記「新株予約権の行使請求の受付場所、取次場所及び払込取扱場所」欄第4項第(4)号に定める個別行使請求を行う期間は、修正開始日から権利行使最終期日の前銀行営業日までの期間（以下「個別行使可能期間」という。）とする。</p>
<p>新株予約権の行使請求の受付場所、取次場所及び払込取扱場所</p>	<p>1 行使請求の受付場所 グランディハウス株式会社 管理本部 栃木県宇都宮市大通り四丁目3番18号</p> <p>2 行使請求の取次場所 該当事項なし</p> <p>3 払込取扱場所 野村信託銀行株式会社 金融業務部 東京都千代田区大手町二丁目2番2号</p> <p>4 新株予約権行使請求および払込の方法</p> <p>(1) 行使価額修正の決定が行われない場合において行使請求を行うときは、新株予約権者は、平成20年9月8日まで（当日を含む。）に、本項第(5)号および第(6)号に定める行使請求手続を完了するものとする。</p> <p>(2) 行使価額修正の決定が行われた場合において、修正後行使価額が適用される前の行使価額（以下「修正前行使価額」という。）に基づき行使請求を行うときは、新株予約権者は、修正開始日の前銀行営業日まで（当日を含む。）に本項第(5)号および第(6)号に定める行使請求手続を完了するものとする。</p> <p>(3) また、行使価額修正の決定が行われた場合において、修正後行使価額に基づき行使請求を行うときは、新株予約権者は、包括行使請求書提出期間内に行使請求書を提出することにより、各本新株予約権につき、別記「新株予約権の行使の条件」欄第2項第(1)号に定める条件が成就した場合に効力を生じる行使請求として、出資金額を本新株予約権1個あたりの行使に際して出資される財産の価額とし、権利行使最終期日において有効な交付株式数を本新株予約権1個あたりの交付株式数として株式の交付を受けることを意図する行使請求（以下「包括行使請求」という。）の手続きを、本項第(5)号に従い、権利行使最終期日を行行使日として行い、かつ出資金総額の払込を行うものとする。</p> <p>(4) 前号に従い出資金総額が払い込まれた本新株予約権については、新株予約権者は、当該本新株予約権に係る包括行使請求の行使日を待たずに、個別行使可能期間内において、いつでも、個別行使請求（以下に定義する。）を行うことができる。ここで「個別行使請求」とは、当該各本新株予約権について、出資金額を本新株予約権1個あたりの行使に際して出資される財産の価額とし、各個別行使請求の時点において有効な交付株式数を本新株予約権1個あたりの交付株式数として株式の交付を受けることを意図する行使請求とし、個別行使請求の効力は、本項第(5)号および第(6)号に定める行使請求手続が完了したときに生じるものとする。この場合、効力を生じた個別行使請求に対応する本新株予約権に係る包括行使請求は、別記「新株予約権の行使の条件」欄第2項第(1)号に定める包括行使請求に付された条件の不成就の確定により効力が発生しないこととなる。</p> <p>(5) 本新株予約権の行使請求を行う場合には、新株予約権者は、修正前行使価額に基づく行使請求（行使価額修正の決定が行われない場合の行使請求を含む。）、包括行使請求および個別行使請求の各場合に応じて、当社が定める様式による行使請求書（以下「行使請求書」という。）に必要事項を記入し、記名捺印の上、これを本欄第1項に定める行使請求受付場所に提出するものとする。</p>

	<p>(6) 前号の行使請求書の提出に加えて、出資金総額を現金にて本欄第3項に定める払込取扱場所の当社の指定する口座（以下「指定口座」という。）に払い込むものとする。</p> <p>(7) 各個別行使請求がなされることにより包括行使請求の一部もしくは全部の効力が発生しない場合を除き、本項に従い行使請求を行った者は、その後これを撤回することはできない。</p>
<p>新株予約権の行使の条件</p>	<p>1 各本新株予約権の一部行使はできないものとする。</p> <p>2 (1) 包括行使請求には、その対象となる各本新株予約権につき、権利行使最終期日の前銀行営業日までに、個別行使請求がなされず、本欄第4項第(1)号に定める事由も発生せず、別記「新株予約権の消却事由及び消却の条件」欄第1項、第2項または第4項に定めるいずれの取得も行われず、かつ本新株予約権が消滅していない場合に効力を生じる旨の条件を付すものとする。</p> <p>(2) 別記「新株予約権の行使請求の受付場所、取次場所及び払込取扱場所」欄第4項第(3)号に定める包括行使請求を行う新株予約権の個数については、新株予約権者の任意の選択によるものとし、新株予約権者は、包括行使請求を行う場合、出資金額に包括行使請求に基づき権利行使を希望する本新株予約権の個数を乗じた金額を、包括行使請求書提出期間内に、現金にて別記「新株予約権の行使請求の受付場所、取次場所及び払込取扱場所」欄第3項に定める払込取扱場所の指定口座に払い込むものとする。</p> <p>(3) 権利行使最終期日の前銀行営業日に本項第(1)号に定める包括行使請求に付された条件が成就した場合には、包括行使請求がなされた際に払い込まれた金銭は、権利行使最終期日において、当該包括行使請求の対象となる本新株予約権の出資金額に係る払込金として確定する。</p> <p>(4) 包括行使請求書提出期間内に、新株予約権者が包括行使にかかる行使請求書を提出しなかった場合には、新株予約権者は、当該包括行使にかかる行使請求書を提出しなかった本新株予約権につき、以後その行使請求を行うことができないものとする。</p> <p>3 (1) 別記(注)1(1)に従い個別行使請求の効力が生じた場合には、当該個別行使請求に対応する個数の本新株予約権に係る包括行使請求は効力が発生しないことが確定し、当社は新株予約権者に対し、当該効力が発生しないことが確定した包括行使請求に係る本新株予約権の個数に出資金額を乗じた金額を速やかに返還するものとする。</p> <p>(2) 新株予約権者は、かかる個別行使請求の効力発生以後、権利行使最終期日の前銀行営業日に至るまで、包括行使請求に係る行使請求書が提出された本新株予約権の総数から当該個別行使請求が行われた本新株予約権の個数を控除した残数の本新株予約権に限り、引き続き、個別行使請求を行うことができ、その後もまた同様とする。</p> <p>4 (1) 以下の(i)乃至()のいずれかの事由が生じた場合には、新株予約権者は、残存する本新株予約権全部につき、以後その行使請求を行うことができないものとする。なお、以下の(i)乃至()のいずれかの事由が生じた場合には、当社は速やかに新株予約権原簿に記載された各新株予約権者に通知する。</p> <p>() 当社が支払の停止に至った場合または当社につき破産手続開始、民事再生手続開始、会社更生手続開始、特別清算開始もしくはこれらに準じる法的清算・再建手続の申立がなされた場合もしくは裁判所もしくは監督官庁によりかかる手続開始の前提行為が行われた場合</p> <p>() 当社が手形交換所の取引停止処分を受けた場合</p> <p>() 当社の重要な財産が差し押さえられた場合</p> <p>(2) 本項第(1)号のいずれかの事由が生じた場合において、包括行使請求に基づく出資金額が払い込まれていたときは、包括行使請求は、当該事由発生時において残存する本新株予約権につき効力が発生しないことが確定し、当社は新株予約権者に対し、当該事由発生後遅滞なく、残存する本新株予約権の個数に出資金額を乗じた金額を包括行使請求に基づく出資金額の返還として支払うものとする。</p>

<p>新株予約権の消却事由及び消却の条件</p>	<p>該当事項なし。</p> <p>なお、本新株予約権の取得条項は以下のとおり。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 当社は、当社取締役会が本新株予約権を取得する日（当該取締役会後2か月を超えない日に定められるものとする。）を別に定めた場合には、当該取得日において、残存する本新株予約権の全部または一部を取得する。当社が本新株予約権の一部を取得する場合、抽選により、取得する本新株予約権を決定するものとする。当社は、本新株予約権を取得するのと引換えに、当該本新株予約権の新株予約権者に対して、本新株予約権1個あたり金88,500円を交付する。当社は、取得した本新株予約権を消却するものとする。 2 当社は、当社が消滅会社となる合併、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転（以下「組織再編行為」という。）につき当社株主総会（株主総会の決議を要しない場合は、取締役会）で承認決議した場合、当該組織再編行為の効力発生日以前に、当社が本新株予約権を取得するのと引換えに当該本新株予約権の新株予約権者に対して本新株予約権1個あたり88,500円を交付して、残存する本新株予約権の全部を取得する。当社は、取得した本新株予約権を消却するものとする。 3 当社は、当社が本新株予約権の発行後平成20年9月8日まで（当日を含む。）の間に行使価額修正の決定を行わない場合、平成20年9月8日の翌銀行営業日に、当社が本新株予約権を取得するのと引換えに当該本新株予約権の新株予約権者に対して本新株予約権1個あたり88,500円を交付して、残存する本新株予約権の全部を取得する。当社は、取得した本新株予約権を消却するものとする。 4 当社は、本新株予約権の発行後、5連続取引日（ただし、終値のない日は除く。）の株式会社東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の毎日の終値が下限行使価額を下回った場合、当該5連続取引日の最終日の翌銀行営業日に、当社が本新株予約権を取得するのと引換えに当該本新株予約権の新株予約権者に対して本新株予約権1個あたり88,500円を交付して、残存する本新株予約権の全部を取得する。当社は、取得した本新株予約権を消却するものとする。 5 本欄第1項または第2項により本新株予約権を取得する場合には、当社は、当社取締役会で定める取得日の2週間前までに、当該取得日を、新株予約権原簿に記載された本新株予約権の新株予約権者（本新株予約権の一部を取得する場合は、当社取締役会が決定した本新株予約権の新株予約権者）に通知する。 6 本欄第1項、第2項または第4項により本新株予約権を取得する場合において、包括行使請求に基づく出資金額が払い込まれていたときは、当社は新株予約権者に対し、当該取得事由発生後遅滞なく、取得される本新株予約権の個数に出資金額を乗じた金額を包括行使請求に基づく出資金額の返還として支払うものとする。
<p>新株予約権の譲渡に関する事項</p>	<p>本新株予約権の譲渡による取得については、当社取締役会の決議による当社の承認を要するものとする。</p>

（注）1 新株予約権行使の効力発生時期等

- (1) 本新株予約権の行使請求の効力は、別記「新株予約権の行使請求の受付場所、取次場所及び払込取扱場所」欄第4項第(5)号の行使請求書が行使請求受付場所に到達し、かつ別記「新株予約権の行使請求の受付場所、取次場所及び払込取扱場所」欄第4項第(6)号の出資金総額が指定口座に入金された場合において、本新株予約権を行使する日として当該行使請求書に記載された日（当該行使請求書が行使請求受付場所に到達した日または本新株予約権の行使に際して出資される出資金の指定口座への入金が行われた日のいずれかが、かかる行使請求書に記載された日の翌日以降である場合を除く。）に発生する。ただし、包括行使請求に基づく行使の効力は、別記「新株予約権の行使請求の受付場所、取次場所及び払込取扱場所」欄第4項第(5)号の行使請求書が行使請求受付場所に到達し、かつ別記「新株予約権の行使請求の受付場所、取次場所及び払込取扱場所」欄第4項第(6)号の出資金総額が指定口座に入金されることに加え、権利行使最終期日の前銀行営業日までに、個別行使請求がなされず、別記「新株予約権の行使の条件」欄第4項第(1)号に定める事由も発生せず、別記「新株予約権の消却事由及び消却の条件」欄第1項、第2項または第4項に定めるいずれの取得も行われず、かつ本新株予約権が消滅していない場合に権利行使最終期日において生じるものとする。
 - (2) 当社は、本新株予約権の行使請求の効力が発生した日以後遅滞なく株券を交付する。
- 2 単元株式数の定め等の導入に伴う取扱い
- 当社が単元株式数の定めを導入する場合等、本新株予約権の要項の規定中読み替えその他の措置が必要となる場合に

は、当社は必要な措置を講じる。

- (3) 【新株予約権証券の引受け】
該当事項なし

7【新規発行新株予約権証券（第7回新株予約権）】

(1)【募集の条件】

発行数	10個
発行価額の総額	885,000円
発行価格	88,500円
申込手数料	該当事項なし
申込単位	1個
申込期間	平成18年9月8日（金）
申込証拠金	該当事項なし
申込取扱場所	グランディハウス株式会社 管理本部 栃木県宇都宮市大通り四丁目3番18号
払込期日	平成18年9月8日（金） 本新株予約権の割当日も同日とする。
払込取扱場所	野村信託銀行株式会社 金融業務部 東京都千代田区大手町二丁目2番2号

- (注) 1 本新株予約権については、平成18年8月21日開催の当社取締役会において発行を決議しております。
 2 申込方法は、申込期間内に申込取扱場所に申込みをすることとします。
 3 本新株予約権の募集は第三者割当の方法によります。
 4 当社と割当予定先との関係等は以下のとおりであります。

割当予定先の氏名または名称		野村證券株式会社
割当新株予約権数		10個
払込金額		885,000円
割当予定先の内容	住所	東京都中央区日本橋一丁目9番1号
	代表者の氏名	執行役社長 古賀 信行
	資本の額	10,000,000,000円
	事業の内容	証券業
	大株主および持株比率	野村ホールディングス株式会社 100%
当社との関係	出資関係	割当予定先が保有している当社の株式の数：20株 当社が保有している割当予定先の株式の数：なし
	取引関係等	主幹事証券会社
	人的関係等	なし

出資関係は、平成18年3月31日現在のものです。

(2)【新株予約権の内容等】

新株予約権の目的となる株式の種類	当社普通株式
新株予約権の目的となる株式の数	本新株予約権1個の行使請求により当社が当社普通株式を交付する数(以下「交付株式数」という。)は、50,000,000円(以下「出資金額」という。)を行使価額(別記「新株予約権の行使時の払込金額」欄第2項に定義する。)で除して得られる最大整数とし、本新株予約権複数個の行使請求により当社が当社普通株式を交付する数は、行使請求の対象となった本新株予約権の数に出資金額を乗じた金額(以下「出資金総額」という。)を行使価額で除して得られる最大整数とする(1株未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、現金による調整は行わない。)。なお、本新株予約権の目的たる株式の総数の上限は、本新株予約権の総数に出資金額を乗じた金額を行使価額で除して得られる最大整数となる。ただし、別記「新株予約権の行使時の払込金額」欄第3項または第4項に従い、行使価額が修正または調整された場合は、本新株予約権の目的たる株式の総数は変更される。
新株予約権の行使時の払込金額	<ol style="list-style-type: none">1 本新株予約権1個の行使に際して出資される財産の価額は、別記「新株予約権の目的となる株式の数」欄に定める出資金額とする。なお、修正開始日(本欄第3項第(1)号に定義する。)後の包括行使請求(別記「新株予約権の行使請求の受付場所、取次場所及び払込取扱場所」欄第4項第(3)号に定義する。)または個別行使請求(別記「新株予約権の行使請求の受付場所、取次場所及び払込取扱場所」欄第4項第(4)号に定義する。)に基づく本新株予約権の行使に際して新株予約権1個につき出資される財産の価額もこれと同額とする。2 本新株予約権の行使により交付する当社普通株式の数を算定するにあたり用いられる当社普通株式1株あたりの価額(以下「行使価額」という。)は、当初393,000円とする。ただし、本欄第3項または第4項に従い、修正または調整される。3 行使価額の修正<ol style="list-style-type: none">(1) 当社は、平成18年10月10日以降、平成20年9月8日までの間、当社取締役会が資金調達のために必要と認めた場合には、修正開始日(行使価額修正の決定を行った日(以下「行使価額修正決議日」という。))の6銀行営業日後の日をいい、以下「修正開始日」という。)以降、本新株予約権の要項に従って本新株予約権の行使価額が修正される旨を決定(以下「行使価額修正の決定」という。)することができ、この決定を行った場合には、当社は、行使価額修正の決定が行われたことおよび修正開始日を、行使価額修正決議日に、新株予約権原簿に記載された各新株予約権者に通知するものとする。

- (2) 行使価額修正の決定が行われた場合、行使価額は、修正開始日(当日を含む。)から修正開始日の翌月の第3金曜日まで(当日を含む。)の期間においては、行使価額修正決議日の前銀行営業日まで(当日を含む。)の3連続取引日(ただし、終値(気配表示を含む。以下同じ。)のない日は除き、行使価額修正決議日の前銀行営業日が取引日でない場合には、行使価額修正決議日の前銀行営業日の直前の取引日までの3連続取引日とする。以下「修正開始日行使価額算定期間」という。)の株式会社東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の毎日の終値の平均値の90%に相当する金額(1,000円未満を切り捨てる。)に、修正開始日の翌月の第3金曜日の翌日以後においては、毎月第3金曜日(以下「決定日」という。)の翌日以降、決定日まで(当日を含む。)の3連続取引日(ただし、終値のない日は除き、決定日が取引日でない場合には、決定日の直前の取引日までの3連続取引日とする。以下「修正後行使価額算定期間」という。)の株式会社東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の毎日の終値の平均値の90%に相当する金額(1,000円未満を切り捨てる。)に、それぞれ修正される(修正後の行使価額を以下「修正後行使価額」という。)。なお、修正開始日行使価額算定期間または修正後行使価額算定期間に、本欄第4項第(2)号乃至第(4)号で定める行使価額の調整事由が生じた場合には、修正後行使価額は、本新株予約権の要項に従い当社が適当と判断する値に調整される。
- ただし、かかる算出の結果、修正後行使価額が131,000円(ただし、本欄第4項第(1)号乃至第(4)号による調整を受ける。以下「下限行使価額」という。)を下回る場合には、修正後行使価額は下限行使価額とし、修正後行使価額が524,000円(ただし、本欄第4項第(1)号乃至第(4)号による調整を受ける。以下「上限行使価額」という。)を上回る場合には、修正後行使価額は上限行使価額とする。
- (3) 本項第(1)号および第(2)号により行使価額の修正を行うときは、当社は、あらかじめ書面によりその旨、修正前の行使価額、修正後行使価額およびその適用の日その他必要な事項を新株予約権原簿に記載された各新株予約権者に通知する。

4 行使価額の調整

- (1) 当社は、本新株予約権の発行後、本項第(2)号に掲げる各事由により当社普通株式数に変更を生じる場合または変更を生ずる可能性がある場合は、次に定める算式(以下「行使価額調整式」という。)をもって行使価額を調整する。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行普通株式数} + \frac{\text{交付普通株式数} \times \text{1株あたりの払込金額}}{\text{時価}}}{\text{既発行普通株式数} + \text{交付普通株式数}}$$

「既発行普通株式数」は、当社普通株式の株主(以下「当社普通株主」という。)に割当てを受ける権利を与えるための基準日が定められている場合はその日、また当該基準日が定められていない場合は、調整後の行使価額を適用する日の1か月前の日における当社の発行済普通株式数から当該日における当社の有する当社普通株式数を控除し、当該行使価額の調整前に、本項第(2)号乃至第(4)号に基づき「交付普通株式数」とみなされた当社普通株式のうち未だ交付されていない当社普通株式の株式数を加えるものとする。なお、当社普通株式の株式分割が行われる場合には、行使価額調整式で使用する交付普通株式数は、基準日における当社の有する当社普通株式に係り増加した当社普通株式数を含まないものとする。

- (2) 行使価額調整式により本新株予約権の行使価額の調整を行う場合およびその調整後の行使価額の適用時期については、次に定めるところによる。

本項第(3)号 に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式を交付する場合（ただし、当社の発行した取得条項付株式、取得請求権付株式もしくは取得条項付新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）の取得と引換えに交付する場合または当社普通株式の交付を請求できる新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）その他の証券もしくは権利の転換、交換または行使による場合を除く。）

調整後の行使価額は、払込期日（募集に際して払込期間が設けられたときは当該払込期間の最終日とする。以下同じ。）の翌日以降、当社普通株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合は、その日の翌日以降、これを適用する。

当社普通株式の株式分割または当社普通株式の無償割当てをする場合

調整後の行使価額は、当社普通株式の株式分割のための基準日の翌日以降、当社普通株式の無償割当ての効力発生日の翌日以降、これを適用する。ただし、当社普通株式の無償割当てについて、当社普通株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合は、その日の翌日以降これを適用する。

取得請求権付株式であって、その取得と引換えに本項第(3)号 に定める時価を下回る対価をもって当社普通株式を交付する定めがあるものを発行する場合（無償割当ての場合を含む。）、または本項第(3)号 に定める時価を下回る対価をもって当社普通株式の交付を請求できる新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）その他の証券もしくは権利を発行する場合（無償割当ての場合を含む。）（ただし、本新株予約権と同時に発行される第1回乃至第6回新株予約権の発行を除く。）

調整後の行使価額は、発行される取得請求権付株式、新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）その他の証券または権利（以下「取得請求権付株式等」という。）の全てが当初の条件で転換、交換または行使され当社普通株式が交付されたものとみなして行使価額調整式を準用して算出するものとし、払込期日（新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）の場合は割当日）または無償割当ての効力発生日の翌日以降、これを適用する。ただし、当社普通株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合は、その日の翌日以降これを適用する。

上記にかかわらず、転換、交換または行使に際して交付される当社普通株式の対価が取得請求権付株式等が発行された時点で確定していない場合は、調整後の行使価額は、当該対価の確定時点で発行されている取得請求権付株式等の全てが当該対価の確定時点の条件で転換、交換または行使され当社普通株式が交付されたものとみなして行使価額調整式を準用して算出するものとし、当該対価が確定した日の翌日以降これを適用する。

当社の発行した取得条項付株式または取得条項付新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）の取得と引換えに本項第(3)号 に定める時価を下回る対価をもって当社普通株式を交付する場合

調整後の行使価額は、取得日の翌日以降これを適用する。

上記にかかわらず、上記取得条項付株式または取得条項付新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）に関して当該調整前に本号 または による行使価額の調整が行われている場合には、()上記交付が行われた後の本項第(3)号 に定める完全希薄化後普通株式数が、上記交付の直前の既発行普通株式数を超えるときに限り、調整後の行使価額は、超過する株式数を行使価額調整式の「交付普通株式数」とみなして、行使価額調整式を準用して算出するものとし、()上記交付の直前の既発行普通株式数を超えない場合は、本 の調整は行わないものとする。

取得請求権付株式等の発行条件に従い、当社普通株式1株あたりの対価（本において「取得価額等」という。）の下方修正等が行われ（本項第(2)号乃至第(4)号と類似の希薄化防止条項に基づく調整の場合を除く。）、当該下方修正等後の当該取得価額等が当該修正が行われる日（以下「修正日」という。）における本項第(3)号に定める時価を下回る価額になる場合（ただし、本新株予約権と同時に発行される第1回乃至第6回新株予約権の行使価額の修正の場合を除く。）

() 当該取得請求権付株式等に関し、本号による行使価額の調整が修正日前に行われていない場合、調整後の行使価額は、修正日に残存する取得請求権付株式等の全てが修正日時点の条件で転換、交換または行使され当社普通株式が交付されたものとみなして本号の規定を準用して算出するものとし、修正日の翌日以降これを適用する。

() 当該取得請求権付株式等に関し、本号または上記()による行使価額の調整が修正日前に行われている場合で、修正日に残存する取得請求権付株式等の全てを修正日時点の条件で転換、交換または行使され当社普通株式が交付されたものとみなしたときの本項第(3)号に定める完全希薄化後普通株式数が、当該修正が行われなかった場合の既発行普通株式数を超えるときには、調整後の行使価額は、当該超過株式数を行使価額調整式の「交付普通株式数」とみなして、行使価額調整式を準用して算出するものとし、修正日の翌日以降これを適用する。なお、1か月間に複数回の取得価額等の修正が行われる場合には、調整後の行使価額は、当該修正された取得価額等のうちの最も低いものについて、行使価額調整式を準用して算出するものとし、当該月の末日の翌日以降これを適用する。

本号乃至における対価とは、当該株式または新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）の発行に際して払込みがなされた額（本号における新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）の場合には、その行使に際して出資される財産の価額を加えた額とする。）から、その取得または行使に際して当該株式または新株予約権の所持人に交付される金銭その他の財産の価額を控除した金額を、その取得または行使に際して交付される当社普通株式の数で除した金額をいう。

本号乃至の各取引において、当社普通株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日が設定され、かつ、各取引の効力の発生が当該基準日以降の株主総会または取締役会その他当社の機関の承認を条件としているときには、本号乃至にかかわらず、調整後の行使価額は、当該承認があった日の翌日以降これを適用するものとする。

この場合において、当該基準日の翌日から当該取引の承認があった日まで、本新株予約権を行使した新株予約権者に対しては、次の算出方法により、当社普通株式を交付するものとする。ただし、株券の交付については別記(注)1(2)の規定を準用する。

$$\text{株式数} = \frac{(\text{調整前行使価額} - \text{調整後行使価額}) \times \frac{\text{調整前行使価額により}}{\text{当該期間内に交付された株式数}}}{\text{調整後行使価額}}$$

この場合に1株未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、現金による調整は行わない。

- (3) 行使価額調整式の計算については、1,000円未満を切り捨てる。
行使価額調整式で使用する時価は、調整後の行使価額を適用する日（ただし、本項第(2)号の場合は基準日）に先立つ45取引日目に始まる30取引日の株式会社東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の毎日の終値の平均値（終値のない日数を除く。）とする。この場合、平均値の計算については、1,000円未満を切り捨てる。

	<p>「完全希薄化後普通株式数」は、調整後の行使価額を適用する日の1か月前の日における当社の発行済普通株式数から、当該日における当社の有する当社普通株式数を控除し、当該行使価額の調整以前に、本項第(2)号乃至第(4)号に基づき「交付普通株式数」とみなされた当社普通株式のうち未だ交付されていない当社普通株式の株式数を加えたものとする(当該行使価額の調整において本項第(2)号乃至第(4)号に基づき「交付普通株式数」に該当するものとみなされることとなる当社普通株式数を含む。)</p> <p>本項第(2)号乃至に定める証券または権利に類似した証券または権利が交付された場合における調整後の行使価額は、本項第(2)号の規定のうち、当該証券または権利に類似する証券または権利についての規定を準用して算出するものとする。</p> <p>(4) 本項第(2)号で定める行使価額の調整を必要とする場合以外にも、次に掲げる場合には、当社は、必要な行使価額の調整を行う。</p> <p>株式の併合、資本金の減少、当社を存続会社とする合併、他の会社が行う吸収分割による当該会社の権利義務の全部または一部の承継、または他の株式会社が行う株式交換による当該株式会社の発行済株式の全部の取得のために行使価額の調整を必要とするとき。</p> <p>その他当社普通株式数の変更または変更の可能性が生じる事由の発生により行使価額の調整を必要とするとき(ただし、本新株予約権と同時に発行される第1回乃至第6回新株予約権の行使価額の調整の場合を除く。)</p> <p>行使価額を調整すべき事由が2つ以上相接して発生し、一方の事由に基づく調整後の行使価額の算出にあたり使用すべき時価につき、他方の事由による影響を考慮する必要があるとき。</p> <p>(5) 本項第(1)号乃至第(4)号により行使価額の調整を行うときは、当社は、あらかじめ書面によりその旨ならびにその事由、調整前の行使価額、調整後の行使価額およびその適用の日その他必要な事項を新株予約権原簿に記載された各新株予約権者に通知する。ただし、本項第(2)号の場合その他適用の日の前日までに前記の通知を行うことができないときは、適用の日以降速やかにこれを行う。</p>
<p>新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価額の総額</p>	<p>500,885,000円</p> <p>本新株予約権の行使期間内に行使が行われない場合および当社が本新株予約権を消却した場合には、上記金額は減少します。</p>
<p>新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額</p>	<p>1 新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式1株の発行価格</p> <p>本新株予約権の行使により発行する当社普通株式1株の発行価格は、50,088,500円(本新株予約権1個の発行価格と出資金額を合計した金額)を、当該行使請求の時点(包括行使請求の場合は別記「新株予約権の行使期間」欄に定める権利行使最終期日)において有効な交付株式数で除した金額となる。</p> <p>2 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金および資本準備金</p> <p>本新株予約権の行使により株式を発行する場合の増加する資本金の額は、会社計算規則第40条の定めるところに従って算出された資本金等増加限度額に0.5を乗じた金額とし、計算の結果1円未満の端数を生ずる場合は、その端数を切り上げるものとする。増加する資本準備金の額は、資本金等増加限度額より増加する資本金の額を減じた額とする。</p>
<p>新株予約権の行使期間</p>	<p>1 平成18年9月11日から平成21年9月8日までの期間(以下、当該期間の最終日を「権利行使最終期日」という。)とする。ただし、平成21年9月8日が銀行営業日でない場合にはその前銀行営業日を権利行使最終期日とする。</p>

	<p>2 本欄第1項に拘わらず、包括行使請求は、権利行使最終期日を行行使する日として行うものとし、行使価額修正決議日から修正開始日までの期間（以下「包括行使請求書提出期間」という。）において、包括行使にかかる行使請求書を提出するものとする。別記「新株予約権の行使請求の受付場所、取次場所及び払込取扱場所」欄第4項第(4)号に定める個別行使請求を行う期間は、修正開始日から権利行使最終期日の前銀行営業日までの期間（以下「個別行使可能期間」という。）とする。</p>
<p>新株予約権の行使請求の受付場所、取次場所及び払込取扱場所</p>	<p>1 行使請求の受付場所 グランディハウス株式会社 管理本部 栃木県宇都宮市大通り四丁目3番18号</p> <p>2 行使請求の取次場所 該当事項なし</p> <p>3 払込取扱場所 野村信託銀行株式会社 金融業務部 東京都千代田区大手町二丁目2番2号</p> <p>4 新株予約権行使請求および払込の方法</p> <p>(1) 行使価額修正の決定が行われない場合において行使請求を行うときは、新株予約権者は、平成20年9月8日まで（当日を含む。）に、本項第(5)号および第(6)号に定める行使請求手続を完了するものとする。</p> <p>(2) 行使価額修正の決定が行われた場合において、修正後行使価額が適用される前の行使価額（以下「修正前行使価額」という。）に基づき行使請求を行うときは、新株予約権者は、修正開始日の前銀行営業日まで（当日を含む。）に本項第(5)号および第(6)号に定める行使請求手続を完了するものとする。</p> <p>(3) また、行使価額修正の決定が行われた場合において、修正後行使価額に基づき行使請求を行うときは、新株予約権者は、包括行使請求書提出期間内に行使請求書を提出することにより、各本新株予約権につき、別記「新株予約権の行使の条件」欄第2項第(1)号に定める条件が成就した場合に効力を生じる行使請求として、出資金額を本新株予約権1個あたりの行使に際して出資される財産の価額とし、権利行使最終期日において有効な交付株式数を本新株予約権1個あたりの交付株式数として株式の交付を受けることを意図する行使請求（以下「包括行使請求」という。）の手続きを、本項第(5)号に従い、権利行使最終期日を行行使日として行い、かつ出資金総額の払込を行うものとする。</p> <p>(4) 前号に従い出資金総額が払い込まれた本新株予約権については、新株予約権者は、当該本新株予約権に係る包括行使請求の行使日を待たずに、個別行使可能期間内において、いつでも、個別行使請求（以下に定義する。）を行うことができる。ここで「個別行使請求」とは、当該各本新株予約権について、出資金額を本新株予約権1個あたりの行使に際して出資される財産の価額とし、各個別行使請求の時点において有効な交付株式数を本新株予約権1個あたりの交付株式数として株式の交付を受けることを意図する行使請求とし、個別行使請求の効力は、本項第(5)号および第(6)号に定める行使請求手続が完了したときに生じるものとする。この場合、効力を生じた個別行使請求に対応する本新株予約権に係る包括行使請求は、別記「新株予約権の行使の条件」欄第2項第(1)号に定める包括行使請求に付された条件の不成就の確定により効力が発生しないこととなる。</p> <p>(5) 本新株予約権の行使請求を行う場合には、新株予約権者は、修正前行使価額に基づく行使請求（行使価額修正の決定が行われない場合の行使請求を含む。）、包括行使請求および個別行使請求の各場合に応じて、当社が定める様式による行使請求書（以下「行使請求書」という。）に必要事項を記入し、記名捺印の上、これを本欄第1項に定める行使請求受付場所に提出するものとする。</p>

	<p>(6) 前号の行使請求書の提出に加えて、出資金総額を現金にて本欄第3項に定める払込取扱場所の当社の指定する口座（以下「指定口座」という。）に払い込むものとする。</p> <p>(7) 各個別行使請求がなされることにより包括行使請求の一部もしくは全部の効力が発生しない場合を除き、本項に従い行使請求を行った者は、その後これを撤回することはできない。</p>
<p>新株予約権の行使の条件</p>	<p>1 各本新株予約権の一部行使はできないものとする。</p> <p>2 (1) 包括行使請求には、その対象となる各本新株予約権につき、権利行使最終期日の前銀行営業日までに、個別行使請求がなされず、本欄第4項第(1)号に定める事由も発生せず、別記「新株予約権の消却事由及び消却の条件」欄第1項、第2項または第4項に定めるいずれの取得も行われず、かつ本新株予約権が消滅していない場合に効力を生じる旨の条件を付すものとする。</p> <p>(2) 別記「新株予約権の行使請求の受付場所、取次場所及び払込取扱場所」欄第4項第(3)号に定める包括行使請求を行う新株予約権の個数については、新株予約権者の任意の選択によるものとし、新株予約権者は、包括行使請求を行う場合、出資金額に包括行使請求に基づき権利行使を希望する本新株予約権の個数を乗じた金額を、包括行使請求書提出期間内に、現金にて別記「新株予約権の行使請求の受付場所、取次場所及び払込取扱場所」欄第3項に定める払込取扱場所の指定口座に払い込むものとする。</p> <p>(3) 権利行使最終期日の前銀行営業日に本項第(1)号に定める包括行使請求に付された条件が成就した場合には、包括行使請求がなされた際に払い込まれた金銭は、権利行使最終期日において、当該包括行使請求の対象となる本新株予約権の出資金額に係る払込金として確定する。</p> <p>(4) 包括行使請求書提出期間内に、新株予約権者が包括行使にかかる行使請求書を提出しなかった場合には、新株予約権者は、当該包括行使にかかる行使請求書を提出しなかった本新株予約権につき、以後その行使請求を行うことができないものとする。</p> <p>3 (1) 別記(注)1(1)に従い個別行使請求の効力が生じた場合には、当該個別行使請求に対応する個数の本新株予約権に係る包括行使請求は効力が発生しないことが確定し、当社は新株予約権者に対し、当該効力が発生しないことが確定した包括行使請求に係る本新株予約権の個数に出資金額を乗じた金額を速やかに返還するものとする。</p> <p>(2) 新株予約権者は、かかる個別行使請求の効力発生以後、権利行使最終期日の前銀行営業日に至るまで、包括行使請求に係る行使請求書が提出された本新株予約権の総数から当該個別行使請求が行われた本新株予約権の個数を控除した残数の本新株予約権に限り、引き続き、個別行使請求を行うことができ、その後もまた同様とする。</p> <p>4 (1) 以下の(i)乃至()のいずれかの事由が生じた場合には、新株予約権者は、残存する本新株予約権全部につき、以後その行使請求を行うことができないものとする。なお、以下の(i)乃至()のいずれかの事由が生じた場合には、当社は速やかに新株予約権原簿に記載された各新株予約権者に通知する。</p> <p>() 当社が支払の停止に至った場合または当社につき破産手続開始、民事再生手続開始、会社更生手続開始、特別清算開始もしくはこれらに準じる法的清算・再建手続の申立がなされた場合もしくは裁判所もしくは監督官庁によりかかる手続開始の前提行為が行われた場合</p> <p>() 当社が手形交換所の取引停止処分を受けた場合</p> <p>() 当社の重要な財産が差し押さえられた場合</p> <p>(2) 本項第(1)号のいずれかの事由が生じた場合において、包括行使請求に基づく出資金額が払い込まれていたときは、包括行使請求は、当該事由発生時において残存する本新株予約権につき効力が発生しないことが確定し、当社は新株予約権者に対し、当該事由発生後遅滞なく、残存する本新株予約権の個数に出資金額を乗じた金額を包括行使請求に基づく出資金額の返還として支払うものとする。</p>

<p>新株予約権の消却事由及び消却の条件</p>	<p>該当事項なし。</p> <p>なお、本新株予約権の取得条項は以下のとおり。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 当社は、当社取締役会が本新株予約権を取得する日（当該取締役会後2か月を超えない日に定められるものとする。）を別に定めた場合には、当該取得日において、残存する本新株予約権の全部または一部を取得する。当社が本新株予約権の一部を取得する場合、抽選により、取得する本新株予約権を決定するものとする。当社は、本新株予約権を取得するのと引換えに、当該本新株予約権の新株予約権者に対して、本新株予約権1個あたり金88,500円を交付する。当社は、取得した本新株予約権を消却するものとする。 2 当社は、当社が消滅会社となる合併、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転（以下「組織再編行為」という。）につき当社株主総会（株主総会の決議を要しない場合は、取締役会）で承認決議した場合、当該組織再編行為の効力発生日以前に、当社が本新株予約権を取得するのと引換えに当該本新株予約権の新株予約権者に対して本新株予約権1個あたり88,500円を交付して、残存する本新株予約権の全部を取得する。当社は、取得した本新株予約権を消却するものとする。 3 当社は、当社が本新株予約権の発行後平成20年9月8日まで（当日を含む。）の間に行使価額修正の決定を行わない場合、平成20年9月8日の翌銀行営業日に、当社が本新株予約権を取得するのと引換えに当該本新株予約権の新株予約権者に対して本新株予約権1個あたり88,500円を交付して、残存する本新株予約権の全部を取得する。当社は、取得した本新株予約権を消却するものとする。 4 当社は、本新株予約権の発行後、5連続取引日（ただし、終値のない日は除く。）の株式会社東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の毎日の終値が下限行使価額を下回った場合、当該5連続取引日の最終日の翌銀行営業日に、当社が本新株予約権を取得するのと引換えに当該本新株予約権の新株予約権者に対して本新株予約権1個あたり88,500円を交付して、残存する本新株予約権の全部を取得する。当社は、取得した本新株予約権を消却するものとする。 5 本欄第1項または第2項により本新株予約権を取得する場合には、当社は、当社取締役会で定める取得日の2週間前までに、当該取得日を、新株予約権原簿に記載された本新株予約権の新株予約権者（本新株予約権の一部を取得する場合は、当社取締役会が決定した本新株予約権の新株予約権者）に通知する。 6 本欄第1項、第2項または第4項により本新株予約権を取得する場合において、包括行使請求に基づく出資金額が払い込まれていたときは、当社は新株予約権者に対し、当該取得事由発生後遅滞なく、取得される本新株予約権の個数に出資金額を乗じた金額を包括行使請求に基づく出資金額の返還として支払うものとする。
<p>新株予約権の譲渡に関する事項</p>	<p>本新株予約権の譲渡による取得については、当社取締役会の決議による当社の承認を要するものとする。</p>

（注）1 新株予約権行使の効力発生時期等

- (1) 本新株予約権の行使請求の効力は、別記「新株予約権の行使請求の受付場所、取次場所及び払込取扱場所」欄第4項第(5)号の行使請求書が行使請求受付場所に到達し、かつ別記「新株予約権の行使請求の受付場所、取次場所及び払込取扱場所」欄第4項第(6)号の出資金総額が指定口座に入金された場合において、本新株予約権を行使する日として当該行使請求書に記載された日（当該行使請求書が行使請求受付場所に到達した日または本新株予約権の行使に際して出資される出資金の指定口座への入金が行われた日のいずれかが、かかる行使請求書に記載された日の翌日以降である場合を除く。）に発生する。ただし、包括行使請求に基づく行使の効力は、別記「新株予約権の行使請求の受付場所、取次場所及び払込取扱場所」欄第4項第(5)号の行使請求書が行使請求受付場所に到達し、かつ別記「新株予約権の行使請求の受付場所、取次場所及び払込取扱場所」欄第4項第(6)号の出資金総額が指定口座に入金されることに加え、権利行使最終期日の前銀行営業日までに、個別行使請求がなされず、別記「新株予約権の行使の条件」欄第4項第(1)号に定める事由も発生せず、別記「新株予約権の消却事由及び消却の条件」欄第1項、第2項または第4項に定めるいずれの取得も行われず、かつ本新株予約権が消滅していない場合に権利行使最終期日において生じるものとする。
 - (2) 当社は、本新株予約権の行使請求の効力が発生した日以後遅滞なく株券を交付する。
- 2 単元株式数の定め等の導入に伴う取扱い
- 当社が単元株式数の定めを導入する場合等、本新株予約権の要項の規定中読み替えその他の措置が必要となる場合に

は、当社は必要な措置を講じる。

(3) 【新株予約権証券の引受け】

該当事項なし

8 【新規発行による手取金の使途】

(1) 【新規発行による手取金の額】

払込金額の総額（円）	発行諸費用の概算額（円）	差引手取概算額（円）
3,506,195,000	37,000,000	3,469,195,000

(注) 1 上記金額は第1回乃至第7回新株予約権の合計額であります。また、払込金額の総額は、発行価額の総額（第1回乃至第7回新株予約権合計6,195,000円）に新株予約権の行使に際して払込むべき金額の合計額（第1回乃至第7回新株予約権合計3,500,000,000円）を合算した金額であります。

2 発行諸費用の概算額には、消費税等は含まれておりません。

3 新株予約権の行使期間内に行使が行われない場合および当社が新株予約権を消却した場合には、払込金額の総額および発行諸費用の概算額は減少します。

(2) 【手取金の使途】

上記の手取概算額3,469,195,000円は、全額をパーキング事業用の物件取得資金に充当する予定であります。

第2【売出要項】

該当事項なし

第3【その他の記載事項】

該当事項なし

第二部【企業情報】

第1【企業の概況】

1【主要な経営指標等の推移】

回次	第11期	第12期	第13期	第14期	第15期
決算年月	平成14年3月	平成15年3月	平成16年3月	平成17年3月	平成18年3月
(1) 連結経営指標等					
売上高 (千円)			15,159,370	18,578,073	24,047,207
経常利益 (千円)			1,404,739	2,338,217	3,038,805
当期純利益 (千円)			470,286	1,214,271	1,766,138
純資産額 (千円)			2,619,081	3,752,695	8,142,022
総資産額 (千円)			16,983,554	22,355,677	24,212,352
1株当たり純資産額 (円)			278,885.33	396,423.64	236,494.51
1株当たり当期純利益金額 (円)			48,514.81	127,959.61	56,978.09
潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額 (円)					
自己資本比率 (%)			15.4	16.8	33.6
自己資本利益率 (%)			18.97	38.11	29.70
株価収益率 (倍)					15.4
営業活動によるキャッシュ・フロー (千円)			924,152	3,180,922	1,406,900
投資活動によるキャッシュ・フロー (千円)			910,425	1,742,650	828,449
財務活動によるキャッシュ・フロー (千円)			762,759	3,360,692	173,279
現金及び現金同等物の期末残高 (千円)			2,263,984	696,972	1,102,144
従業員数 (外、平均臨時雇用者数) (人)	()	()	238 (3)	262 (1)	313 (1)

回次	第11期	第12期	第13期	第14期	第15期
決算年月	平成14年3月	平成15年3月	平成16年3月	平成17年3月	平成18年3月
(2) 提出会社の経営指標等					
売上高 (千円)	15,532,203	12,899,933	15,119,313	18,326,678	23,835,455
経常利益 (千円)	1,175,224	453,192	1,406,786	2,213,961	2,939,167
当期純利益 (千円)	295,438	161,912	427,930	1,123,702	1,707,421
資本金 (千円)	553,500	853,500	853,500	853,500	2,077,500
発行済株式総数 (株)	7,560	8,560	9,416	9,416	34,248
純資産額 (千円)	1,880,801	2,492,196	2,742,231	3,787,177	8,119,835
総資産額 (千円)	17,961,299	15,716,267	17,063,985	21,865,774	23,868,695
1株当たり純資産額 (円)	248,783.27	289,339.51	292,284.37	400,303.45	236,030.64
1株当たり配当額 (うち1株当たり中間配当額) (円)	15,000.00 ()	15,000.00 ()	15,000.00 ()	15,000.00 ()	7,000.00 ()
1株当たり当期純利益金額 (円)	39,079.19	17,624.81	44,191.54	118,474.88	55,245.12
潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額 (円)					
自己資本比率 (%)	10.5	15.9	16.1	17.3	34.0
自己資本利益率 (%)	16.54	7.41	16.35	34.42	28.68
株価収益率 (倍)					15.9
配当性向 (%)	38.4	85.1	33.9	12.7	12.7
従業員数 (外、平均臨時雇用者数) (人)	184 (4)	175 (3)	212 (1)	241 (1)	255 (1)

(注) 1. 売上高には、消費税等は含まれておりません。

2. 当社は第13期より連結財務諸表を作成しております。

3. 潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

4. 第12期から、1株当たり純資産額及び1株当たり当期純利益金額の算定に当たっては、「1株当たり当期純利益に関する会計基準」(企業会計基準第2号)及び「1株当たり当期純利益に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第4号)を適用しております。

5. 第11期から第14期までの株価収益率については、当社株式は非上場であるため記載しておりません。

6. 従業員数は就業人員数を表示しております。

7. 当社は、証券取引法第193条の2の規定に基づき、第13期連結会計年度(平成15年4月1日から平成16年3月31日まで)以降の連結財務諸表並びに第13期事業年度(平成15年4月1日から平成16年3月31日まで)以降の財務諸表について、中央青山監査法人により監査を受けております。

8. 当社は、平成15年4月1日付で株式1株を1.1株に、また平成17年4月28日付で株式1株を3株に株式分割しております。

9. 平成18年3月期の株価収益率は、期末の株価に平成18年4月1日付で行った株式分割(株式1株を3株に株式分割)に係る権利落ちの影響があるため、株価を補正して算定しております。

2【沿革】

年月	事項
平成3年4月	土地の造成・分譲を目的として新日本開発株式会社（現当社）を栃木県宇都宮市大通り三丁目1番24号に設立（資本金1,000万円）
平成3年6月	宅地建物取引業免許（栃木県知事免許）取得
平成7年8月	当社顧客の中古物件の流通を目的として新日本地所株式会社（現 グランディ商事株式会社 現 連結子会社）設立（資本金1,000万円）
平成8年4月	建築部を設置し、住宅事業へ参入
平成8年6月	住宅のリフォーム、メンテナンスを目的として株式会社新日本リフォームサービス（現 グランディリフォーム株式会社 現 連結子会社）設立（資本金1,000万円）
平成8年11月	一級建築士事務所登録
平成9年11月	栃木県小山市に小山支店（現 県南営業本部）を開設
平成10年7月	CIプロジェクト「ニュートピアプロジェクト」を発足
平成10年11月	本社を栃木県宇都宮市大通り四丁目3番12号に移転
平成11年9月	商品ブランド名を「グランディハウス」に決定、商品ラインアップとして「シンフォニー」「ハーモニー」シリーズを発表
平成11年9月	遊歩道を配置した全区画南面の分譲地「グランディプロムナード大平ニュータウン」を発売
平成11年10月	宅地建物取引業免許（建設大臣免許）取得。
平成11年11月	商号を新日本開発株式会社から新日本グランディ株式会社に変更
平成12年8月	土地仕入、開発許認可の効率化を図るためグランディ都市計画株式会社設立（資本金1,000万円）
平成12年9月	IT事業に進出するため、グランディテクノロジー株式会社設立（資本金1,000万円）
平成13年1月	分譲地の造成工事を行うためグランディ土木建設株式会社設立（資本金1,000万円 現 連結子会社）
平成13年4月	介護型住宅「ウエルケアハウス 遊悠自在」を発表
平成13年8月	千葉県柏市に柏支店を開設し、分譲地「フェアフィールド常盤平」を発売
平成14年4月	本社を栃木県宇都宮市大通り四丁目3番18号に移転
平成15年2月	戦略商品「グラビータ」シリーズを発表し、分譲住宅を中心とした営業戦略へ方向転換
平成15年6月	栃木県宇都宮市大通り二丁目1番4号にオフィス店舗併用賃貸ビル「宇都宮サテライトビル」完成
平成15年10月	分譲住宅への戦略転換に伴う収益性向上のため、グランディ都市計画株式会社を吸収合併 グループ内のシステム開発事業に特化するため、グランディテクノロジー株式会社を吸収合併
平成16年1月	商号を新日本グランディ株式会社からグランディハウス株式会社に変更
平成17年4月	住宅資材の安定調達とコストダウンを目的にグランディプレカット株式会社設立（資本金3,000万円 平成18年3月期より連結子会社）
平成17年12月	東京証券取引所市場第二部に株式を上場

3【事業の内容】

当社グループ（当社及び当社の関係会社）は、当社及び子会社4社より構成されており、不動産販売事業及び不動産賃貸事業を主な事業としております。

当社グループの事業内容及び当社と子会社の当該事業に係る位置付けは次のとおりであります。なお、グランディリフォーム株式会社、グランディ土木建設株式会社及びグランディ商事株式会社の3社は、平成18年10月1日付をもってグランディリフォーム株式会社を存続会社として吸収合併する予定であります。

なお、次の2部門は「第5 経理の状況 1.(1)連結財務諸表 注記」に掲げる事業の種類別セグメント情報の区分と同一であります。

(1) 不動産販売事業

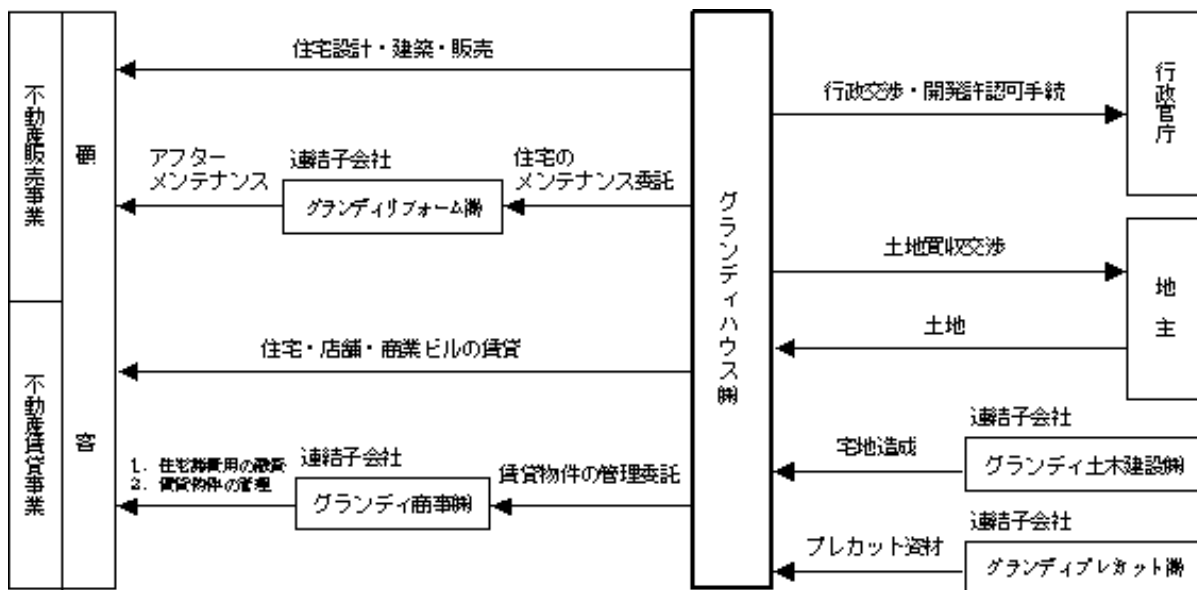
当社グループにおいて、分譲用地の仕入れ、開発許可認可、宅地造成工事、住宅の設計及び建築、販売及びアフターメンテナンスまでを行っております。当社は、栃木県を中心に茨城県、群馬県の北関東3県と千葉県において、戸建住宅の分譲及び設計、請負を行っております。また、建築材料であるプレカット資材を内製化するために、平成17年4月に子会社としてグランディプレカット㈱を設立し、平成17年10月に稼働を開始いたしました。

各グループ会社の位置付けは事業系統図のとおりであります。

(2) 不動産賃貸事業

当社は、所有するテナントビル、マンション等の賃貸事業を行っております。子会社のグランディ商事株式会社が賃貸物件の管理を行っております。

[事業系統図]



4【関係会社の状況】

平成18年7月31日現在

名称	住所	資本金 (百万円)	主要な事業の内容 (注)	議決権の 所有割合 (%)	関係内容
連結子会社 グランディ土木建設(株)	栃木県宇都宮市	50	不動産販売事業	100	分譲地の造成工事を委託 役員の兼任あり
グランディリフォーム(株)	栃木県宇都宮市	10	不動産販売事業	100	当社施工建物の定期点検、 メンテナンスを委託 役員の兼任あり
グランディ商事(株)	栃木県宇都宮市	30	不動産販売事業 不動産賃貸事業	100	賃貸物件の管理を委託 資金援助あり 役員の兼任あり
グランディプレカット(株)	栃木県鹿沼市	30	不動産販売事業	100	当社住宅用プレカット資材 の製造・加工 資金援助あり 役員の兼任あり

(注) 1. 主要な事業の内容欄には、事業の種類別セグメントの名称を記載しております。

2. グランディリフォーム株式会社、グランディ土木建設株式会社及びグランディ商事株式会社の3社は平成18年10月1日付をもって、グランディリフォーム株式会社を存続会社として吸収合併する予定であります。

5【従業員の状況】

(1) 連結会社の状況

平成18年7月31日現在

事業の種類別セグメントの名称	従業員数(人)
不動産販売事業	293 (1)
不動産賃貸事業	2 (0)
全社(共通)	34 (0)
合計	329 (1)

- (注) 1. 従業員数は、当社グループから当社グループ外への出向者を除き、当社グループ外から当社グループへの出向者を含む就業人員数であります。
2. 従業員数欄の(外書)は、臨時従業員(パート及び派遣社員)の年間平均雇用人員であります。
3. 全社(共通)として、記載されている従業員数は、特定のセグメントに区分できない管理部門に所属しているものであります。
4. 平成17年3月末比67名増加しましたのは、業容拡大に伴う定期および期中採用によるものであります。

(2) 提出会社の状況

平成18年7月31日現在

従業員数(人)	平均年齢	平均勤続年数	平均年間給与(千円)
284 (1)	32.8才	3.12年	4,814

- (注) 1. 従業員数は、当社から他社への出向者を除き、他社から当社への出向者を含む就業人員数であります。
2. 従業員数欄の(外書)は、臨時従業員(パート及び派遣社員)の年間平均雇用人員であります。
3. 平均年間給与は平成17年8月から平成18年7月までの間の給与の総支給額(賞与を含む)を、同期間の給与支給対象者の平均人員で除して算出したものです。
4. 平成17年3月末比43名増加しましたのは、業容拡大に伴う定期および期中採用によるものであります。

(3) 労働組合の状況

労働組合は結成されておりませんが、労使関係は円満に推移しております。

第2【事業の状況】

1【業績等の概要】

(1)業績

当連結会計年度（自平成17年4月1日至平成18年3月31日。以下同じ。）におけるわが国経済は、原油価格の高騰などの不安定要素はあったものの、企業業績が着実に回復するとともに、それに伴う設備投資の増加や雇用情勢の改善などの動きがみられ、株価も上昇するなど、景気は回復基調を強めながら推移いたしました。

当社グループが属する住宅業界におきましては、低金利や住宅減税等による政府の政策が継続したことに加え、団塊ジュニア世代を中心とした一次取得者層の需要により、需要面では底堅く推移いたしました。しかしながら一方では、景気回復に伴う地価の先高感がより鮮明となってきたほか、原油価格の高騰や円安による資材価格の上昇など、コストの上昇要因が増大したことにより、収益面では楽観が許されない情勢となりました。また、一部の心ない業者により引き起こされた耐震強度偽装問題は、関係企業だけにとどまらず建設・不動産業界全体に影響を与える社会問題に発展するに至りました。

このような市場環境のもと、当社グループは、主力事業であります建売住宅販売の一層の強化を図るとともに、品質・価格・デザイン面で競争力のある住宅、お客様に安心してお住まい戴ける安全な住宅の提供に努めてまいりました。

この結果、当連結会計期間の売上高は240億47百万円（前年同期比29.4%増）、営業利益32億13百万円（前年同期比29.4%増）、経常利益30億38百万円（前年同期比30.0%増）、当期純利益は17億66百万円（前年同期比45.4%増）となり、売上高、営業利益、経常利益、当期純利益の全ての項目で過去最高値を達成することができました。

事業の種類別セグメント別の業績は次のとおりです。

不動産販売事業

不動産販売事業については、営業社員の増員を図るとともに、栃木県を中心に北関東エリアへの積極的な展開を図り、茨城県水戸市、つくば市、群馬県太田市エリアを拠点に営業基盤の確立に注力してまいりました。

商品面では、品質・価格・デザイン面で競争力のある住宅、お客様に安心してお住まいいただける安全な住宅の提供に努めてまいりました。平成17年10月からは、これまでのデザインを一新した3タイプの住宅の販売を開始いたしました。これによって、今まで以上に分譲地毎の立地・特性・顧客層に合わせた個性ある街並みを創り、他社との差別化を行ってまいりました。また、建築物の安全性に関しては、パワー・ディベロパー&ビルダーを自負する当社ならではの「地盤と建物の双方への安全対策」の実績をアピールし、お客様の安心感の獲得に努めてまいりました。

この結果、当連結会計年度の不動産販売事業の売上高は237億49百万円（前年同期比29.2%増）となり、営業利益は30億52百万円（前年同期比26.3%増）となりました。

不動産賃貸事業

不動産賃貸事業におきましては、既存物件の稼働率向上に積極的に取り組むとともに、新たに取得した駐車場等の賃料収入が寄与し、不動産賃貸事業の売上高は3億37百万円（前年同期比63.0%増）となり、営業利益は1億61百万円（前年同期比144.2%増）となりました。

(2)キャッシュ・フロー

当連結会計年度における現金及び現金同等物（以下「資金」という。）は、営業活動により14億6百万円増加し、投資活動により8億28百万円、財務活動により1億73百万円それぞれ減少いたしました。この結果、当連結会計年度末の資金は前連結会計年度に比べ4億5百万円増加し11億2百万円となっております。

当連結会計年度における各キャッシュ・フローの状況とそれらの要因は、次のとおりであります。

（営業活動によるキャッシュ・フロー）

営業活動の結果得られた資金は14億6百万円となりました。これは主として、たな卸資産の増加が10億49百万円及び法人税等の支払額が13億38百万円あったものの、税金等調整前当期純利益が30億26百万円となったことなどによるものであります。

（投資活動によるキャッシュ・フロー）

投資活動の結果使用した資金は8億28百万円となりました。これは主として、有形固定資産の取得による支出が13億11百万円となった一方で、定期預金の払戻による収入が3億7百万円、投資有価証券の売却による収入が1億12百万円あったことなどによるものであります。

（財務活動によるキャッシュ・フロー）

財務活動の結果使用した資金は1億73百万円となりました。これは主として、公募増資により27億58百万円の収入があった一方で、借入金が増加したことによるものであります。

2【生産、受注及び販売の状況】

(1) 生産実績

当連結会計年度の生産実績を示すと、次のとおりであります。

事業の種類別セグメントの名称	項目	当連結会計年度（自 平成17年4月1日 至 平成18年3月31日）			
		件数	前年同期比（％）	金額（千円）	前年同期比（％）
不動産販売事業	土地	34	125.9	654,676	121.1
	注文住宅	27	71.1	620,349	74.6
	戸建住宅	808	121.0	21,702,195	121.5
合計		869	118.6	22,977,221	119.4

- (注) 1. 金額は販売価額にて表示しております。
 2. 上記の金額には、消費税等は含まれておりません。
 3. 完成物件のみを記載しております。
 4. 不動産賃貸事業については、生産活動を伴わないため記載しておりません。

(2) 受注状況

当連結会計年度の受注状況を示すと、次のとおりであります。

事業の種類別セグメントの名称	項目	当連結会計年度（自 平成17年4月1日 至 平成18年3月31日）							
		受注高				受注残高			
		件数	前年同期比（％）	金額（千円）	前年同期比（％）	件数	前年同期比（％）	金額（円）	前年同期比（％）
不動産販売事業	土地	44	110.0	774,275	115.7	2	33.3	54,850	57.4
	注文住宅	30	90.9	731,417	108.7	21	116.7	454,125	132.4
	戸建住宅	756	112.3	20,414,866	114.1	77	60.6	2,251,725	62.1
	その他	-	-	519,956	104.3	-	-	75,865	139.8
合計		830	111.3	22,440,515	113.7	100	66.2	2,836,565	68.9

- (注) 1. 金額は販売価額にて表示しております。
 2. 上記の金額には、消費税等は含まれておりません。
 3. 不動産賃貸事業については、受注を行っていないため記載しておりません。

(3) 販売実績

当連結会計年度の販売実績を事業の種類別セグメントごとに示すと、次のとおりであります。

事業の種類別セグメントの名称	項目	当連結会計年度（自 平成17年4月1日 至 平成18年3月31日）			
		件数	前年同期比（％）	金額（千円）	前年同期比（％）
不動産販売事業	土地	48	114.3	814,925	112.7
	注文住宅	27	71.1	620,349	74.6
	戸建住宅	806	129.6	21,786,499	133.3
	その他	-	-	527,859	109.6
	小計	881	125.5	23,749,633	129.2
不動産賃貸事業	賃貸収入			297,573	147.9
合計				24,047,207	129.4

- (注) 1. 件数欄については、土地は区画数、注文住宅及び戸建住宅は棟数を表示しております。
 2. 上記の金額には、消費税等は含まれておりません。
 3. 不動産販売事業のその他は外構工事等の追加工事等であります。

地域別販売実績

事業	地域	項目	平成17年3月期			平成18年3月期		
			件数(件)	売上高		件数(件)	売上高	
				金額(千円)	構成比(%)		金額(千円)	構成比(%)
不動産 販売事業	栃木県	土地	21	366,702	2.0	43	728,660	3.1
		注文住宅	25	547,384	3.0	23	536,652	2.2
		戸建住宅	513	12,945,553	70.4	565	14,455,667	60.9
		その他		443,687	2.4		376,888	1.6
		小計	559	14,303,328	77.8	631	16,097,869	67.8
	千葉県	土地	3	59,000	0.3	-	-	-
		注文住宅	4	76,931	0.4	1	24,214	0.1
		戸建住宅	78	2,596,606	14.2	73	2,445,850	10.3
		その他		20,098	0.1		22,590	0.1
		小計	85	2,752,635	15.0	74	2,492,655	10.5
	茨城県	土地	-	8,064	0.1	3	57,180	0.2
		注文住宅	-	-	-	2	44,283	0.2
		戸建住宅	30	774,066	4.2	138	4,120,624	17.3
		その他		6,791	0.0		88,106	0.4
		小計	30	788,922	4.3	143	4,310,194	18.1
	群馬県	土地	-	-	-	-	6,084	0.0
		注文住宅	2	68,450	0.4	1	15,200	0.1
		戸建住宅	-	-	-	28	709,007	3.0
		その他		-	-		4,633	0.0
		小計	2	68,450	0.4	29	734,925	3.1
その他	土地	18	289,115	1.6	2	23,000	0.1	
	注文住宅	7	139,230	0.8	-	-	-	
	戸建住宅	1	24,226	0.1	2	55,348	0.2	
	その他		11,014	0.0		35,640	0.2	
	小計	26	463,586	2.5	4	113,989	0.5	
不動産販売事業			702	18,376,923	100.0	881	23,749,633	100.0
不動産 賃貸事業	栃木県			169,359	84.2		214,723	72.1
	埼玉県			20,105	10.0		33,522	11.3
	群馬県			11,684	5.8		45,843	15.4
	千葉県			-	-		3,483	1.2
	不動産賃貸事業			201,150	100.0		297,573	100.0

3【対処すべき課題】

住宅市場を取り巻く環境については、低金利政策、住宅ローン減税等の継続及び団塊ジュニア世代が住宅取得時期に入っていることなどにより需要は底堅いと見通しておりますが、競合他社との価格、品質面での競争はより一層厳しさが増してきております。

このような環境のもと、当社が引き続き収益力を維持し向上してまいりますには、最も得意とし、収益の源泉であるところのディベロパー業務の強化に取り組むこととなります。このため、平成18年4月から開発部門を独立させて本社用地開発本部及び県南用地開発本部の2本部制として強化に取り組んでいるところであります。販売面につきましては戸建住宅を主力商品としておりますが宅地分譲にも注力することで開発力での収益の向上を一層進めてまいります。また、建築物の安全性に関しましては、これまでお客様に安心してお住まいいただける住宅であることを最重要課題の一つとして取り組んでまいりましたが、各種の法改正も検討されていることから、これらに迅速かつ的確に対応していくことはもちろん、さらなる安全性を追求して設計・施工技術の進歩・改良に取り組んでまいります。

4【事業等のリスク】

本書に記載した事業の状況、経理に関する事項のうち、投資家の判断に重要な影響を及ぼす可能性のある事項については、以下のようなものがあります。

なお、将来に関する事項につきましては、本書提出日現在において判断したものであります。

(1) 不動産販売事業について

住宅需要

当社グループの事業は不動産販売事業及び不動産賃貸事業から構成され、平成18年3月期において、不動産販売事業が連結売上高の98.8%を占めております。不動産販売事業は戸建住宅の分譲販売、注文住宅の販売、住宅用土地の開発販売、その他外構工事の追加工事であり、住宅の販売は購入者の購買意欲や需要動向に左右される傾向にあります。また、住宅購入者の購買意欲や需要動向は、景気・金利・地価動向並びに将来予測及び住宅税制等の影響を受けやすく、これら諸要因の動向によっては当社グループの業績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

営業地域について

当社グループは、北関東エリアを営業基盤としており栃木県の販売構成比が67.8%（平成18年3月期）と高くなっております。近年は、茨城県(水戸市・つくば市他)の販売構成比が18.1%、群馬県(太田市)が3.1%、千葉県が10.5%、と栃木県以外の販路拡大を進めておりますが、競合関係等、当社の戦略が計画通りに進捗しない場合には、当社グループの業績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

競合について

当社グループは栃木県内のエリアにおいては比較的競争力があるものと認識しております。しかしながら、当社グループの土地の供給体制を揺るがすような新規参入業者が現れた場合には、当社グループの業績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

また、首都圏エリアでは同業他社との競合が多く発生します。当社の建売住宅等の販売においては、間取り、外観及び街並み等に拘った付加価値の高い商品とすることに努めており、低価格を戦略としている住宅メーカーとは一線を画しておりますが、今後の競合激化により著しい価格低下が発生する場合、当社グループの業績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

用地並びに販売在庫の確保

当社グループでは不動産販売事業において、土地の仕入(用地交渉)から行政との折衝、宅地開発、許認可の取得、建設・施工、アフターメンテナンスまでを行っております。土地仕入れから建物が完成するまでには、通常8ヶ月程度の期間を要するため、立地条件に恵まれた土地の仕入が困難になる場合、土地の仕入価格が高騰する場合など、販売に先立って土地の確保や計画通りの用地調達が行えない場合並びに天災その他予想しない事態による施工期間の遅延等の要因により販売在庫が確保できない場合には、当社グループの業績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

従業員の状況について

不動産業界は人材の流動化が激しく退職率が高いものと認識しておりますが、当社グループも例外ではなく、特に営業社員の退職率が高い時期がありました。これは商品が高額であり安定的に成果を挙げられるまでにある程度の期間と経験が必要であり、その前に転職を選択するに至る例が多いことが主な要因であります。

こうした状況に対し当社は、採用前及び採用時における業務内容の説明の徹底、さらに入社時より教育研修やOJTを通じて当社が行う地域密着型営業を全員に浸透させること等により、定着率の向上を図っております。

しかし、営業社員の安定的な確保が計画通りに実現できない場合、当社の事業展開において重要な役割を担う人材の育成が十分にできなかった場合、定着率の向上が図れなかった場合には、当社グループの業績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

(2) 財政状態、経営成績について

借入金への依存

当社グループの不動産販売事業では、プロジェクト案件ごとに用地取得と開発費用等に必要な資金の全部又は一部を、主に当該用地を担保とする金融機関等からの借入金によって調達しております。また、不動産賃貸事業における自社保有物件の購入又は建設資金及び当社支店の開設に伴う不動産の購入又は建設資金についても主に借入金により調達しております。

今後も、有利子負債残高は相応の水準で推移するものと想定されます。このため、経済情勢の変化等により市場金利が上昇或いは高止まりした場合、当社グループの信用力の低下により借入額等に制約を受けた場合には、支払利息の負担が増加又は事業計画の変更等が発生し、当社グループの業績および財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

	平成17年3月期 (千円)	平成18年3月期 (千円)
有利子負債残高 (対総資産額比率)	15,593,202 (69.8%)	12,791,264 (52.8%)
純資産額 (自己資本比率)	3,752,695 (16.8%)	8,142,022 (33.6%)
総資産額	22,355,677	24,212,352

固定資産の減損および分譲土地評価損の計上可能性

平成17年4月1日以後開始する事業年度から固定資産の減損会計が強制適用されます。不動産時価下落等により、当社グループが保有している固定資産の減損或いは保有する販売用不動産及びその他資産の多額の評価損等の計上によって、当社グループの業績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

引渡し時期遅延による業績変動について

不動産販売事業の戸建住宅においては、売上の計上時期が物件の引渡時期になります。月別の売上高の推移を見ると、年度末の3月に入学や転勤等で人の移動が多くなるため物件の引渡しを希望される顧客が多くなることから、当社グループの3月の売上高の年間売上高に占める比率が高くなる傾向があります。

大規模な開発行為が伴う案件は引渡しまでに長期間を要するものもありますが、土地仕入れから建物が完成するまでの期間は通常8ヶ月程度であり、進捗の管理は厳格に行っておりますが、天災その他予想し得ない事態による工期の遅延、不測の事態により引渡し大幅に遅れ売上が翌期にすれこむ場合には、当社グループの業績は影響を受ける可能性があります。また、販売期間が短くなるようなヒット商品が出た場合や景気動向その他の要因により、予定の販売棟数を上回る受注があった場合には、その後の販売商品の供給に端境を生じ、当社グループの業績に影響を及ぼす可能性があります。

資材高騰リスク

当社グループが扱う戸建住宅は、木材や石油関連の資材を使用していることから、為替変動や市況により資材の仕入価格が上昇し、これらのコストダウンや価格転嫁等が難しい場合は、当社グループの業績に影響を及ぼす可能性があります。

(3) 法的規制等について

当社グループは、宅地建物取引業法、建設業法、建築士法等の許認可等を受け事業を行っております。このほか、都市計画法、国土利用計画法、宅地造成等規制法、建築基準法、住宅の品質確保の推進等に関する法律、等の各種法令や条例等の規制を受けております。これらの法令・条例の改廃および新たな法令が制定された場合は、当社グループの業績に影響を及ぼす可能性があります。

宅地建物取引業法、建設業法、建築士法等の許認可等には下表のとおり有効期限があり、その円滑な更新のため、当社グループでは法令遵守に努めております。現時点においては、当該許認可等の取消し又は更新拒否の事由に該当する事実はありませんが、将来何らかの理由により、当該許認可が取消され又はこれらの更新が認められない場合には、当社グループの主要な事業活動に支障をきたすとともに、業績に重大な影響を及ぼす可能性があります。

(許認可等の状況)

会社名	許認可等の名称	許認可等の内容	有効期間(現登録)	許認可等の取消し又は更新拒否の事由
グランディハウス(株)	宅地建物取引業者免許	国土交通大臣免許 (2)第5942号	平成16年10月21日から 平成21年10月20日まで	宅地建物取引業法第66条及び第67条
グランディハウス(株)	建設業許可	国土交通大臣許可 (般-16)第18555号	平成17年2月28日から 平成22年2月27日まで	建設業法第29条及び第29条の2
グランディハウス(株) (本社)	1級建築士事務所登録	栃木県知事登録 Aイ第2430号	平成13年11月28日から 平成18年11月27日まで	建築士法第26条
グランディハウス(株) (県南営業本部)	1級建築士事務所登録	栃木県知事登録 Aイ第2694号	平成18年1月4日から 平成23年1月3日まで	建築士法第26条
グランディハウス(株) (つくば支店)	1級建築士事務所登録	茨城県知事登録 第A3160号	平成18年3月27日から 平成23年3月26日まで	建築士法第26条
グランディハウス(株)	測量業者登録	国土交通大臣登録 第(1)-29045号	平成15年12月2日から 平成20年12月1日まで	測量法第57条
グランディハウス(株)	損害保険代理店登録	内閣総理大臣登録 09-21-01897	無期限	保険業法第276条

(4) 個人情報保護について

当社グループは、受注活動を行う上で顧客情報等の個人情報を取り扱っております。情報管理には、管理体制の構築、社内規程の整備等、万全を期しておりますが、万が一個人情報外部に漏洩した場合は信用の失墜や損害賠償等により、当社グループの業績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

5【経営上の重要な契約等】

該当事項はありません。

6【研究開発活動】

当社グループにおける研究開発活動については、「不動産販売事業」に関わる分野についてのみ行なっております。

不動産販売事業における研究の目的は、競争が厳しい住宅業界において顧客ニーズの変化を探りつつ、より品質の高い住宅を求めやすい価格で差別化し、受注の拡大を目指すことを目的としております。

研究開発の主要課題は時代の流れに対応した先進性を取り込み顧客ニーズに応えること、品質を維持しつつコストダウンを図り、分譲地の街並みを含めた全体的なデザイン性を高めることであります。

これら研究体制につきましては、当社の品質監理部研究開発室が研究開発活動を進めております。

研究成果につきましては、下記のとおりであります。

・ニューモデルの住宅3タイプの開発

各分譲地の特性に応じた街並みづくりとお客様の選択の幅を拡大することを志向し、デザイン性に優れたニューモデルの住宅3タイプ(エレガント・プロヴァンス、スタイリッシュ・アーバン、フォーマル・クラシック)を企画・開発し、当期より販売を開始いたしました。

・耐震性の強化

耐震性の一層の強化を図るため、より強度に優れた構造材の採用の検討を行い、当期から構造用ハイベストウッドを建物外壁の標準仕様に採用いたしました。その他、基礎・躯体等構造部分の強度を向上させ、お客様が安心して住むことのできる家づくりを進めております。

・メーターモジュール(注)住宅の標準化

前期試行的に開始したメーターモジュール住宅について、当期より原則全棟をメーターモジュールを基本とした商品構成に切り替えました。さらに「家族みんなにやさしい家づくり」を基本コンセプトとした当社独自の考え方「ヒューマンスケール設計」(ユニバーサルデザイン、バリアフリー、メーターモジュールの3点を複合させた当社独自の考え)を取り入れた設計を進めております。

(注)従来の日本建築は、設計に3尺(約91cm)単位の尺モジュールを用いていますが、メーターモジュールは1m(100cm)を単位とします。

例えば、メーターモジュールの6畳は、尺モジュールでは7.3畳となり約21%も広くなり、生活空間にゆとりが生まれます。

なお、当事業に係る研究開発費は、4,100千円であります。

7【財政状態及び経営成績の分析】

(1) 重要な会計方針及び見積り

当社グループの連結財務諸表は、わが国において一般に公正妥当と認められている会計基準に基づき作成されております。この連結財務諸表の作成にあたりまして、決算日における資産・負債および収益・費用の計上、偶発債務の開示に関連して、種々の見積りを行っております。実際の結果は見積り特有の不確実性があるため、これらの見積りと異なる場合があります。

(2) 当連結会計年度の経営成績の分析

(売上高)

当連結会計年度における売上高につきましては、「1 業績等の概要 (1) 業績」に記載しております。

(売上原価、売上総利益)

売上原価は、売上の増加に伴い前連結会計年度の141億22百万円から前期比31.1%増の185億11百万円となり、売上原価率は前期比1.0ポイント増加の77.0%となりました。売上原価率が上昇した主な要因は、建売事業において1棟当たりの利益額の設定を概ね全エリアで同水準にしているのに対して、茨城県つくば市など販売単価の高いエリアの売上比率が高くなったことであります。

この結果、売上総利益は前期比24.2%増の55億36百万円となりました。

(販売費及び一般管理費、営業利益)

販売費及び一般管理費は、営業社員の増員等による人件費及び広告宣伝費の増加や東京証券取引所市場第二部上場に伴う諸経費などを計上したことにより前期比17.7%増の23億22百万円となりました。

この結果、当連結会計年度の営業利益は前期比29.4%増の32億13百万円となりました。

(営業外損益、経常利益)

営業外収益は、売上の増加に伴い販売量や取引量に比例して増える事務手数料や負担金収入が増加したことが主な要因として前期比33.3%増の3億11百万円となりました。

営業外費用は、支払利息及び融資手数料の増加や公募増資に伴う新株発行費などにより、前期比28.6%増の4億86百万円となりました。

この結果、経常利益は前期比30.0%増の30億38百万円となりました。

(特別利益)

特別利益は、投資有価証券及び土地の売却により59百万円を計上いたしました。

(特別損失)

特別損失は、固定資産の除却及び土地の減損を行ったことにより71百万円を計上いたしました。

(当期純利益)

以上の結果、当期純利益は前期比45.4%増の17億66百万円となっております。

(3) 財政状態の分析

a. 連結貸借対照表の状況

	前連結会計年度	当連結会計年度	増減
資産の部 (千円)	22,355,677	24,212,352	1,856,675
負債の部 (千円)	18,602,981	16,070,330	2,532,650
資本の部 (千円)	3,752,695	8,142,022	4,389,326

当連結会計年度における資産の状況については、前連結会計年度に比べ18億56百万円増加いたしました。主な要因は、分譲用土地の購入に伴うたな卸資産の増加及び営業拠点としての支店店舗等など有形固定資産の取得等によるものであります。

負債の状況については、前連結会計年度に比べ25億32百万円減少いたしました。主な要因は、東京証券取引所市場第二部への株式上場時に行った公募増資による資金を従来は借入金により調達していた新規プロジェクトに投入したことにより借入金が増加したこと等によるものであります。

資本の状況については、前連結会計年度に比べ43億89百万円増加いたしました。主な要因は、公募増資及び当期純利益の計上によるものであります。

b. 連結キャッシュ・フローの状況

	前連結会計年度	当連結会計年度	増減
営業活動によるキャッシュ・フロー (千円)	3,180,922	1,406,900	4,587,822
投資活動によるキャッシュ・フロー (千円)	1,742,650	828,449	914,201
財務活動によるキャッシュ・フロー (千円)	3,360,692	173,279	3,533,971
現金及び現金同等物の増減額 (千円)	1,562,880	405,172	1,968,052
現金及び現金同等物の期末残高 (千円)	696,972	1,102,144	405,172

キャッシュ・フローの分析については、「1.業績等の概要」の「(2)キャッシュ・フロー」の項目をご参照ください。

第3【設備の状況】

1【設備投資等の概要】

当連結会計年度は、前連結会計年度に引き続き事業の拡大にともない、新規支店の開設及び賃貸駐車場の取得を中心に14億11百万円の設備投資を実施いたしました。

その主なものは、不動産販売事業におけるプレカット工場・事務所、店舗及び店舗用地 6億52百万円、不動産賃貸事業における賃貸駐車場及びテナントビル7億49百万円等であります。

なお、当連結会計年度において、重要な設備の除却、売却等はありません。

2【主要な設備の状況】

当社グループ（当社及び連結子会社）における主要な設備は、以下のとおりであります。

(1) 提出会社

平成18年3月31日現在

事業所名 (所在地)	事業の種類別セグメントの名称	設備の内容	帳簿価額（千円）					従業員数 (人)
			建物及び 構築物	車両運搬 具	土地 (面積㎡)	その他	合計	
本社 (栃木県宇都宮市)	不動産販売事業 不動産賃貸事業	事務所	451,282	41	122,594 (328.59㎡)	34,003	607,922	78
本社別館 (栃木県宇都宮市)	不動産販売事業 不動産賃貸事業	事務所	434,052	436	178,631 (466.39㎡)	5,783	618,903	41
県南事業本部 (栃木県小山市)	不動産販売事業	事務所	96,484		109,539 (1,279.76㎡)	1,424	207,448	31
首都圏事業本部 (千葉県柏市)	不動産販売事業	事務所	254,645		220,703 (1,361.00㎡)	5,650	481,000	19
栃木支店他 栃木県内6店舗 (栃木県栃木市他)	不動産販売事業 不動産賃貸事業	事務所及び貸 店舗	229,049		267,205 (3,614.19㎡)	3,581	499,836	40
古河支店他 茨城県内3店舗 (茨城県古河市他)	不動産販売事業	事務所	29,208		15,098 (203.55㎡)	1,412	45,718	35
太田事業部 (群馬県太田市)	不動産販売事業 不動産賃貸事業	事務所	422,828		214,433 (2,213.09㎡)	1,763	639,025	11
栃木県内モデルハウス3棟 (栃木県宇都宮市他)	不動産販売事業	モデルハウス	99,943		215,281 (1,245.00㎡)	495	315,720	
宇都宮サテライトビル (栃木県宇都宮市)	不動産賃貸事業	賃貸ビル	689,088		268,299 (460.72㎡)		957,388	
東宿郷ビル (栃木県宇都宮市)	不動産賃貸事業	賃貸ビル	76,603		74,384 (494.00㎡)		150,987	
桜木ビル (埼玉県さいたま市大宮区)	不動産賃貸事業	賃貸ビル	133,749		231,341 (338.83㎡)	62	365,153	
柏ビル (千葉県柏市)	不動産賃貸事業	賃貸ビル	44,896		78,897 (247.29㎡)		123,793	
プレカット工場 (栃木県鹿沼市)	不動産販売事業	工場及び事務 所	125,960		510,331 (25,395.46㎡)	79	636,372	
駐車場14ヶ所 (栃木県宇都宮市他)	不動産販売事業 不動産賃貸事業	駐車場	8,714		1,222,523 (7,081.24㎡)		1,231,237	
賃貸用店舗6ヶ所 (栃木県宇都宮市他)	不動産賃貸事業	賃貸用店舗	227,037		438,109 (5,223.13㎡)	562	665,709	
賃貸マンション3ヶ所 (栃木県宇都宮市)	不動産賃貸事業	賃貸マンショ ン	194,035		175,878 (2,488.03㎡)	982	370,896	
茨城事業部用地 (茨城県水戸市)	不動産販売事業	事務所用地			141,396 (1,343.06㎡)		141,396	

(2) 国内子会社

平成18年3月31日現在

会社名	事業所名 (所在地)	事業の種類別セグメントの名称	設備の内容	帳簿価額(千円)					従業員数 (人)
				建物及び構築物	機械装置及び運搬具	土地 (面積㎡)	その他	合計	
グランディ 土木建設(株)	本社 (栃木県宇都宮市)	不動産販売事業	事務所	55,281	800	100,962 (837.00㎡)	872	157,916	14
グランディ プレカット (株)	本社 (栃木県鹿沼市)	不動産販売事業	工場及び事務所				4,777	4,777	28
グランディ リフォーム (株)	本社 (栃木県宇都宮市)	不動産販売事業	事務所			()	10	10	14
グランディ 商事(株)	本社 (栃木県宇都宮市)	不動産販売事業 不動産賃貸事業	事務所			()	20	20	2

- (注) 1. 帳簿価額のうち「その他」は、工具器具及び備品であり、金額には消費税等を含めておりません。
2. 提出会社の本社及び本社別館の一部には、子会社へ賃貸しているものも含まれております。

(3) リース契約による主な賃借設備

提出会社

平成18年3月31日現在

事業所名 (所在地)	事業の種類別セグメントの 名称	設備の内容	年間リース料 (千円)
本社 (栃木県宇都宮市)	不動産販売事業	コンピューターおよび乗用車 他	39,277

国内子会社

平成18年3月31日現在

事業所名 (所在地)	事業の種類別セグメントの 名称	設備の内容	年間リース料 (千円)
グランディプレカット(株) (栃木県鹿沼市)	不動産販売事業	プレカット資材製造設備	37,029

3【設備の新設、除却等の計画】

平成18年7月31日現在における重要な設備の新設、改修の計画は、次のとおりであります。

(1) 重要な設備の新設

提出会社

会社名 事業所名	所在地	事業の種類別セグメントの 名称	設備の内容	投資予定金額		資金調達 方法	着手及び完了予定		完成後の 増加能力
				総額 (千円)	既支払額 (千円)		着手	完了	
茨城事業部	茨城県 水戸市	不動産販売 事業	事務所 (建物)	219,900	52,000	借入金	平成18年6月	平成18年12月	
賃貸駐車場	栃木県 宇都宮市	不動産賃貸 事業	駐車場設備	124,292	100,000	借入金	平成18年7月	平成18年9月	15台分
賃貸駐車場	茨城県 水戸市	不動産賃貸 事業	駐車場設備	269,613	10,000	借入金	平成18年8月	平成18年9月	28台分
賃貸駐車場	栃木県 宇都宮市	不動産賃貸 事業	駐車場設備	338,785	0	借入金	平成18年8月	平成18年11月	24台分

(2) 重要な設備の除却等

該当事項はありません。

第4【提出会社の状況】

1【株式等の状況】

(1)【株式の総数等】

【株式の総数】

種類	会社が発行する株式の総数(株)
普通株式	338,976
計	338,976

【発行済株式】

種類	発行数(株)	上場証券取引所名又は登録証券業協会名
普通株式	102,744	東京証券取引所 (市場第二部)
計	102,744	-

(2)【新株予約権等の状況】

該当事項はありません。

(3)【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式総数増減数(株)	発行済株式総数残高(株)	資本金増減額(千円)	資本金残高(千円)	資本準備金増減額(千円)	資本準備金残高(千円)
平成14年7月20日(注1)	1,000	8,560	300,000	853,500	300,000	618,000
平成15年4月1日(注2)	856	9,416		853,500		618,000
平成17年4月28日(注3)	18,832	28,248		853,500		618,000
平成17年12月5日(注4)	6,000	34,248	1,224,000	2,077,500	1,566,000	2,184,000
平成18年4月1日(注5)	68,496	102,744		2,077,500		2,184,000

(注) 1. 有償第三者割当

主な割当先 (株)足利銀行、(株)栃木銀行、増田利雄、他全48名。

発行価格 600,000円

資本組入額 300,000円

2. 株式分割(1:1.1)によるものであります。

3. 株式分割(1:3)によるものであります。

4. 有償一般募集(ブックビルディング方式による募集)

発行価格 500,000円

資本組入額 204,000円

払込金総額 2,790,000千円

5. 株式分割(1:3)によるものであります。

(4) 【所有者別状況】

平成18年3月31日現在

区分	株式の状況							端株の状況	
	政府及び地方公共団体	金融機関	証券会社	その他の法人	外国法人等		個人その他		計
					個人以外	個人			
株主数(人)		15	6	44	11	3	1,952	2,031	
所有株式数(株)		7,050	62	6,193	882	4	20,032	34,223	25
所有株式数の割合(%)		20.59	0.18	18.10	2.58	0.01	58.54	100.00	

(注) 1. 自己株式0.6株は、「端株の状況」に含めて記載しております。

2. 当社は株券等保管振替制度を導入しており、最近日現在の実質株主を把握することができないので、直近の実質株主の通知の基準日現在で記載しております。

(5) 【大株主の状況】

平成18年3月31日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数(株)	発行済株式総数に対する所有株式数の割合(%)
菊地俊雄	栃木県宇都宮市	7,446	21.74
新日本物産株式会社	栃木県宇都宮市陽東5-32-20	4,441	12.97
日本マスタートラスト 信託銀行株式会社(信託口)	東京都港区浜松町2-11-3	2,011	5.87
日本トラスティ・サービス 信託銀行株式会社(信託口)	東京都中央区晴海1-8-11	1,902	5.55
グランディハウス社員持株会	栃木県宇都宮市大通り4-3-18	1,439	4.20
清水勝平	千葉県流山市	1,061	3.10
磯国男	栃木県宇都宮市	780	2.28
笹川誠	栃木県宇都宮市	668	1.95
ゴールドマン・サックス・ インターナショナル	東京都港区六本木6-10-1六本木ヒルズ森タワー	661	1.93
株式会社足利銀行	栃木県宇都宮市桜4-1-25	660	1.93
計	-	21,071	61.52

(注) 当社は株券等保管振替制度を導入しており、最近日現在の実質株主を把握することができないので、直近の実質株主の通知の基準日現在で記載しております。

(6) 【議決権の状況】

【発行済株式】

平成18年3月31日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式			
議決権制限株式(自己株式等)			
議決権制限株式(その他)			
完全議決権株式(自己株式等)			
完全議決権株式(その他)	普通株式 34,223	34,223	権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式
端株	普通株式 25		
発行済株式総数	34,248		
総株主の議決権		34,223	

(注) 当社は株券等保管振替制度を導入しており、最近日現在の実質株主を把握することができないので、直近の実質株主の通知の基準日現在で記載しております。

【自己株式等】

平成18年3月31日現在

所有者の氏名又は名称	所有者の住所	自己名義所有株式数(株)	他人名義所有株式数(株)	所有株式数の合計(株)	発行済株式総数に対する所有株式数の割合(%)
計					

(注) 当社は株券等保管振替制度を導入しており、最近日現在の実質株主を把握することができないので、直近の実質株主の通知の基準日現在で記載しております。

(7) 【ストックオプション制度の内容】

該当事項はありません。

2【自己株式の取得等の状況】

(1)【定時総会決議又は取締役会決議による自己株式の買受け等の状況】

【前決議期間における自己株式の取得等の状況】

該当事項はありません。

【当決議期間における自己株式の取得等の状況】

該当事項はありません。なお、平成18年6月20日開催の定時株主総会において定款の一部を変更し、「当会社は、会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議をもって、自己株式を取得することができる。」旨を定款に定めております。

(2)【資本減少、定款の定めによる利益による消却又は償還株式の消却に係る自己株式の買受け等の状況】

【前決議期間における自己株式の買受け等の状況】

該当事項はありません。

【当決議期間における自己株式の買受け等の状況】

該当事項はありません。

3【配当政策】

当社は、利益配分につきましては将来の事業展開と経営体質の強化のために必要な内部留保を確保しつつ、安定した配当の継続を基本方針としており、また、時機に応じて特別配当又は記念配当を実施し業績の伸長に応じても積極的に利益還元を行う予定であります。

この方針に基づき1株当たり配当額は年間15,000円（平成17年4月28日付で実施した株式分割（1：3）後の1株当たり配当額は年間5,000円）を継続してまいりましたが、当期の期末配当金につきましては企業業績等を勘案し、1,000円増配の年間6,000円に上場記念配当1,000円を加え合計1株当たり7,000円といたしました。

内部留保資金につきましては、事業の一層の拡大、市場ニーズに応える研究開発体制の強化等を図るために有効投資してまいりたいと考えております。

なお、会社法の施行に対応して、本年6月開催の定時株主総会において、取締役会の決議による機動的な剰余金の配当の実施を可能とするための定款変更を実施いたしました。配当金の支払回数については、従来どおり毎年3月31日を基準日とする年1回の配当制度を継続する予定であります。

4【株価の推移】

(1)【最近5年間の事業年度別最高・最低株価】

回次	第11期	第12期	第13期	第14期	第15期
決算年月	平成14年3月	平成15年3月	平成16年3月	平成17年3月	平成18年3月
最高（円）	-	-	-	-	1,220,000 302,000
最低（円）	-	-	-	-	583,000 261,000

（注）1．最高・最低株価は、東京証券取引所市場第二部におけるものであります。

なお、平成17年12月6日付をもって同取引所に株式を上場いたしましたので、それ以前の株価については該当事項はありません。

2．印は、株式分割による権利落後の最高・最低株価を示しております。

(2)【最近6月間の月別最高・最低株価】

月別	平成18年2月	3月	4月	5月	6月	7月
最高（円）	1,220,000	900,000 302,000	325,000	294,000	260,000	282,000
最低（円）	779,000	811,000 261,000	266,000	240,000	222,000	235,000

（注）1．最高・最低株価は、東京証券取引所市場第二部におけるものであります。

2．印は、株式分割による権利落後の最高・最低株価を示しております。

5【役員の状況】

役名	職名	氏名	生年月日	略歴	所有株式数 (株)
取締役社長 (代表取締役)	(CEO)	菊地 俊雄	昭和25年2月5日生	昭和51年11月 有限会社日金入社 昭和53年5月 有限会社日金と宇都宮産業開発株式会社(現トヨタウッドユーホーム株式会社)が合併(存続会社は宇都宮産業開発株式会社) 昭和56年6月 同社常務取締役就任 平成3年4月 当社設立 代表取締役社長就任(現任) 平成4年11月 新日本物産株式会社代表取締役就任(現任) 平成7年8月 新日本地所株式会社(現グランディ商事株式会社)代表取締役就任(現任) 平成8年6月 株式会社新日本リフォームサービス(現グランディリフォーム株式会社)代表取締役就任(現任) 平成18年8月 グランディ土木建設株式会社代表取締役就任(現任)	22,338
取締役副社長 (代表取締役)	(COO)	福田 晃	昭和39年9月3日生	昭和63年4月 渡辺建設株式会社入社 平成8年7月 当社入社 平成12年4月 開発部長 平成12年9月 取締役就任 平成15年10月 都市計画部長 平成16年2月 常務取締役就任 平成16年6月 代表取締役副社長就任(現任)	921
専務取締役	建築生産本部長	磯 国男	昭和31年11月20日生	昭和56年8月 宇都宮産業開発株式会社(現トヨタウッドユーホーム株式会社)入社 平成8年4月 当社入社 平成8年5月 取締役就任 建築部長 平成12年4月 常務取締役就任 平成15年2月 専務取締役就任(現任) 平成18年4月 建築生産本部長(現任)	2,341
専務取締役	本社営業本部長	村田 弘行	昭和35年9月17日生	昭和63年5月 昴ハウジング株式会社入社専務取締役 平成10年12月 当社入社 平成12年7月 県南総括部長 平成12年9月 取締役就任 営業総括部長 平成15年2月 常務取締役就任 平成16年1月 本社事業部本部長 平成16年6月 専務取締役就任(現任) 平成18年4月 本社営業本部長(現任)	447
常務取締役	-	尾身 健次	昭和30年5月13日生	昭和55年4月 日榮住宅資材株式会社(現 ナイス株式会社)入社 平成11年9月 当社入社、営業部長 平成12年9月 設計部長 平成13年10月 執行役員 平成14年6月 取締役就任 設計部長 平成15年2月 常務取締役就任(現任) 平成16年1月 県南事業部本部長 平成18年4月 県南営業本部長 平成18年8月 グランディプレカット株式会社代表取締役就任(現任)	376
常務取締役	管理本部長	齋藤 淳夫	昭和31年4月26日生	平成2年4月 エリエールペーパーテック株式会社入社 平成9年3月 当社入社 平成13年2月 財務部長 平成13年10月 執行役員 平成14年6月 取締役就任 財務部長 平成15年2月 管理部長 平成16年8月 管理本部長(現任) 平成18年4月 常務取締役就任(現任)	663

役名	職名	氏名	生年月日	略歴	所有株式数 (株)
取締役	管理本部副本部長	湯澤 一	昭和28年5月10日生	平成4年10月 栃木テレサービス株式会社入社 平成12年5月 当社入社 平成14年4月 財務部長 平成15年2月 執行役員 平成15年6月 取締役就任(現任) 管理部長 平成16年10月 管理本部副本部長(現任)	468
取締役	県南用地開発本部長	佐山 靖	昭和44年10月31日生	平成4年4月 渡辺建設株式会社入社 平成9年4月 当社入社 平成17年4月 県南事業本部開発部長 平成17年6月 取締役就任(現任) 平成18年5月 県南用地開発本部長(現任)	141
取締役	本社用地開発本部長	大木 恵明	昭和44年7月21日生	昭和63年4月 東邦薬品株式会社入社 平成9年9月 当社入社 平成17年4月 本社事業本部開発部長 平成17年6月 取締役就任(現任) 平成17年5月 本社用地開発本部長(現任)	132
取締役	建築生産本部副本部長	上野谷 宏二	昭和42年4月3日生	平成元年11月 日榮不動産株式会社(現 ナイス株式会社)入社 平成11年8月 当社入社 平成17年4月 生産本部副本部長 平成17年6月 取締役就任(現任) 平成18年4月 建築生産本部副本部長(現任)	69
取締役	茨城営業本部長	大橋 光照	昭和45年10月31日生	平成5年6月 東邦住宅株式会社入社 平成11年9月 当社入社 平成17年4月 本社事業本部茨城事業部部長代理 平成17年6月 取締役就任(現任) 本社事業本部茨城事業部長 平成18年4月 茨城営業本部長(現任)	114
取締役	県南営業本部長	齊藤 之彦	昭和32年11月29日生	昭和55年4月 日榮住宅資材株式会社(現 ナイス株式会社)入社 平成13年4月 グランディ不動産株式会社(現 グランディ商事株式会社)入社 平成14年4月 当社入社(転籍) さいたま新都心支店支店長 平成17年4月 県南事業本部太田事業部長 平成17年6月 取締役就任(現任) 平成18年8月 県南営業本部長(現任)	102
常勤監査役		酒井 國男	昭和23年3月30日生	昭和41年4月 株式会社足利銀行入行 平成8年4月 同行川治支店長 平成10年1月 同行春日部支店長 平成13年6月 当社入社、総務部長 平成14年6月 内部監査室長 平成15年12月 監査役就任(現任)	261
監査役		飯塚 勝巳	昭和7年12月9日生	昭和43年7月 税理士登録、飯塚会計事務所開設 平成13年5月 当社監査役就任(現任)	574
監査役		伊藤 一	昭和29年2月11日生	昭和57年10月 司法試験合格 昭和60年4月 弁護士登録(東京弁護士会所属) 平成2年4月 伊藤一法律事務所開設(栃木県弁護士会所属) 平成2年5月 有限会社トライ監査役就任(現任) 平成13年5月 当社監査役就任(現任)	-
計					28,950

(注) 1. 監査役 飯塚勝巳及び伊藤 一は、会社法第2条第16号に定める社外監査役であります。

2. 役員間において二親等内の親族関係を有する者はありません。

6【コーポレート・ガバナンスの状況】

(1) コーポレートガバナンスに関する基本的な考え方

当社は、事業を通じて社会の発展に貢献するとともに、株主・顧客・従業員・取引先・地域社会等のステークホルダーの皆様から信頼される企業として企業価値を高めていくことを目指しております。コーポレートガバナンスについては、そのための最重要課題の一つと位置づけ、経営の健全性、透明性及び効率性を確保できる経営体制の構築に努めております。

(2) 会社の機関の内容及び内部統制システムの整備の状況等

会社の経営上の意思決定及び業務執行状況の確認

取締役会を原則月1回及び必要に応じ臨時に開催し、経営方針その他重要事項を迅速に決定するとともに業務執行状況を確認いたします。加えて、週1回の取締役ミーティングを開催して、経営方針に基づく各種施策の徹底と情報の共有化を図るとともに、業務の達成状況をレビューし、改善施策の検討等を行っております。

監査役会

当社は常勤監査役1名と社外監査役2名（税理士および弁護士）の計3名を置き、月1回監査役会を開催して監査計画に基づく監査実施状況を確認するとともに、各監査役の経営情報等を共有することによって監査業務の充実を図っております。各監査役は取締役会に出席して法令遵守の状況等を確認している他、常勤監査役を中心として重要書類の閲覧、各部門の業務実施状況の実査、及び内部監査室及び会計監査人が行う監査への立会い等によって、業務執行上の監査を行っております。

内部監査

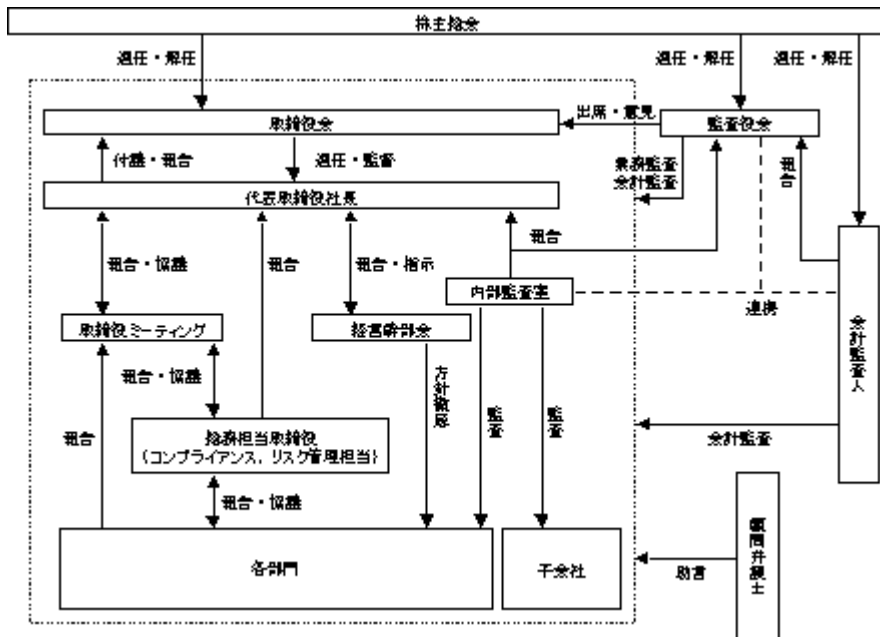
当社は内部監査部門として社長直属の内部監査室（人員2名）を設置しており、定期的に当社各部門及び子会社の内部監査を実施して、業務活動全般に関して法令・社内規程の遵守状況および業務の妥当性や有効性の監査を行っております。内部監査室は、監査計画を監査役監査との連携を考慮して策定するとともに、監査結果を監査役に対して報告するものとするなど、監査役との連携及び情報の共有化を図り、監査の実効性を高めることに努めております。

内部統制システムの整備の状況

内部統制システムの整備に関する基本方針を定め、適切なリスク管理と経営監視機能の実効性確保のための体制の充実に努めております。

また、総務担当取締役をコンプライアンス担当取締役とし、顧問弁護士等と連携してサポートを行うとともに、全社横断的なコンプライアンス体制の整備を行っております。

コーポレートガバナンス体制概念図



(3) 役員報酬の内容

取締役を支払った報酬	15名	257,550千円（当社には社外取締役はありません）
監査役を支払った報酬	3名	13,900千円（うち社外監査役 2名 5,000千円）
計		271,450千円

(4) 会社と社外監査役の人的関係、資本的关系または取引関係その他の利害関係の概要

当社の社外監査役飯塚勝巳は、平成18年7月31日現在で574株の当社株式を所有しております。これ以外の取引関係、その他の利害関係はありません。社外監査役伊藤 一につきましては、人的関係、資本的关系または取引関係その他の利害関係はありません。

(5) 会計監査の状況および報酬の額

会計監査人については中央青山監査法人による監査を受けており、第15期連結会計年度の監査に係る公認会計士の氏名、補助者の構成、報酬の額は以下のとおりであります。

監査業務を執行した公認会計士の氏名

氏名等		
指定社員 業務執行社員	公認会計士	高木勇三
指定社員 業務執行社員	公認会計士	湯浅信好

監査業務にかかる補助者の構成

公認会計士 6名

会計士補 9名

その他 1名

監査法人に対する報酬等の額

公認会計士法第2条第1項に規定する業務に基づく報酬 23,000千円

上記以外の報酬はありません。

(6) 第16期連結会計年度の会計監査の状況

中央青山監査法人が、金融庁から業務の一時停止2ヶ月（平成18年7月1日から平成18年8月31日まで）の行政処分を受けたことにより平成18年7月1日を以って会社法第337条第3項第一号に定める会計監査人の資格を喪失し退任となったことに伴い、平成18年7月1日開催の監査役会において、会計監査人が不在になることを回避するとともに監査に万全を期す観点から、平成18年7月1日付で公認会計士山崎剛氏を、また平成18年9月1日付で中央青山監査法人を、一時会計監査人に選任することを決議いたしました。

公認会計士山崎剛氏は、平成18年7月1日より一時会計監査人に就任し、その公認会計士法第2条1項に規定する業務に基づく報酬は年額3,600千円であり、それ以外の報酬はありません。また、中央青山監査法人は、平成18年9月1日に一時会計監査人に就任の予定であります。

第5【経理の状況】

1. 連結財務諸表及び財務諸表の作成方法について

(1) 当社の連結財務諸表は、「連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和51年大蔵省令第28号。以下「連結財務諸表規則」という。)に基づいて作成しております。

ただし、前連結会計年度(平成16年4月1日から平成17年3月31日まで)については、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則等の一部を改正する内閣府令」(平成16年1月30日内閣府令第5号)附則第2項のただし書きにより、改正前の連結財務諸表規則に基づいて作成しております。

(2) 当社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和38年大蔵省令第59号。以下「財務諸表等規則」という。)に基づいて作成しております。

ただし、前事業年度(平成16年4月1日から平成17年3月31日まで)については、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則等の一部を改正する内閣府令」(平成16年1月30日内閣府令第5号)附則第2項のただし書きにより、改正前の財務諸表等規則に基づいて作成しております。

2. 監査証明について

当社は、証券取引法第193条の2の規定に基づき、前連結会計年度(平成16年4月1日から平成17年3月31日まで)及び当連結会計年度(平成17年4月1日から平成18年3月31日まで)の連結財務諸表並びに前事業年度(平成16年4月1日から平成17年3月31日まで)及び当事業年度(平成17年4月1日から平成18年3月31日まで)の財務諸表について、中央青山監査法人により監査を受けております。

なお、前連結会計年度及び前事業年度に係る監査報告書は、平成17年10月31日提出の有価証券届出書に添付されたものによっております。

また、当連結会計年度及び当事業年度に係る監査報告書は、平成18年6月20日提出の有価証券報告書に添付されたものによっております。

1 【連結財務諸表等】

(1) 【連結財務諸表】

【連結貸借対照表】

区分	注記 番号	前連結会計年度 (平成17年3月31日)		当連結会計年度 (平成18年3月31日)		
		金額(千円)	構成比 (%)	金額(千円)	構成比 (%)	
(資産の部)						
流動資産						
1. 現金及び預金	1	950,406		1,102,144		
2. 売掛金		39,270		28,518		
3. たな卸資産	1,2	12,657,553		13,980,103		
4. 繰延税金資産		141,543		131,660		
5. その他		633,481		391,290		
貸倒引当金		1,325		666		
流動資産合計		14,420,929	64.5	15,633,050	64.6	
固定資産						
1. 有形固定資産						
(1) 建物及び構築物	1,2	3,632,141		4,045,835		
減価償却累計額		337,003	3,295,138	450,695	3,595,139	
(2) 機械装置及び運搬具		9,771		9,771		
減価償却累計額		6,258	3,512	7,429	2,341	
(3) 工具器具備品		182,613		195,938		
減価償却累計額		117,282	65,331	134,131	61,807	
(4) 土地	1,2		4,138,038		4,694,331	
(5) 建設仮勘定			64,793		7,159	
有形固定資産合計			7,566,814	33.9	8,360,778	34.5
2. 無形固定資産			97,519	0.4	87,546	0.4
3. 投資その他の資産						
(1) 投資有価証券	1		95,730		15,000	
(2) 長期貸付金			63,856		32,066	
(3) 繰延税金資産			60,967		66,671	
(4) その他			79,627		40,251	
貸倒引当金			29,766		23,013	
投資その他の資産合計			270,414	1.2	130,976	0.5
固定資産合計			7,934,747	35.5	8,579,302	35.4
資産合計			22,355,677	100.0	24,212,352	100.0

区分	注記 番号	前連結会計年度 (平成17年3月31日)		当連結会計年度 (平成18年3月31日)	
		金額(千円)	構成比 (%)	金額(千円)	構成比 (%)
(負債の部)					
流動負債					
1. 工事未払金		1,387,644		1,592,623	
2. 短期借入金	1	10,940,800		9,721,700	
3. 1年以内返済予定長期 借入金	1	762,102		577,576	
4. 1年以内償還予定社債		100,000		100,000	
5. 未払法人税等		877,392		802,424	
6. 完成工事補償引当金		46,770		56,867	
7. その他		466,860		575,946	
流動負債合計		14,581,569	65.2	13,427,137	55.5
固定負債					
1. 社債		100,000			
2. 長期借入金	1	3,657,294		2,370,435	
3. 退職給付引当金		33,992		42,881	
4. 役員退職慰労引当金		126,187			
5. その他		103,938		229,877	
固定負債合計		4,021,411	18.0	2,643,193	10.9
負債合計		18,602,981	83.2	16,070,330	66.4
(資本の部)					
資本金	4	853,500	3.8	2,077,500	8.6
資本剰余金		639,165	2.9	2,205,165	9.1
利益剰余金		2,254,614	10.1	3,859,466	15.9
その他有価証券評価差額 金		5,525	0.0		
自己株式	5	109	0.0	109	0.0
資本合計		3,752,695	16.8	8,142,022	33.6
負債及び資本合計		22,355,677	100.0	24,212,352	100.0

【連結損益計算書】

区分	注記 番号	前連結会計年度 (自 平成16年4月1日 至 平成17年3月31日)			当連結会計年度 (自 平成17年4月1日 至 平成18年3月31日)		
		金額(千円)		百分比 (%)	金額(千円)		百分比 (%)
売上高			18,578,073	100.0		24,047,207	100.0
売上原価			14,122,494	76.0		18,511,198	77.0
売上総利益			4,455,579	24.0		5,536,008	23.0
販売費及び一般管理費	1,2		1,973,241	10.6		2,322,922	9.7
営業利益			2,482,338	13.4		3,213,086	13.3
営業外収益							
1. 受取利息		187			129		
2. 受取配当金		769			6,033		
3. 維持管理業務収入		95,574			107,881		
4. 受取事務手数料		126,040			159,132		
5. その他		11,236	233,809	1.2	38,574	311,751	1.3
営業外費用							
1. 支払利息		359,913			400,718		
2. 融資手数料					51,499		
3. 新株発行費					31,557		
4. その他		18,016	377,929	2.0	2,256	486,031	2.0
経常利益			2,338,217	12.6		3,038,805	12.6
特別利益							
1. 固定資産売却益	3				18,181		
2. 投資有価証券売却益					41,138	59,319	0.3
特別損失							
1. 販売用不動産評価損		68,902					
2. 固定資産除却損	4	59,613			38,819		
3. 減損損失	5				31,422		
4. リース解約損			128,515	0.7	1,144	71,386	0.3
税金等調整前当期純利益			2,209,702	11.9		3,026,739	12.6
法人税、住民税及び事業税		949,451			1,252,670		
法人税等調整額		45,979	995,430	5.4	7,930	1,260,600	5.3
当期純利益			1,214,271	6.5		1,766,138	7.3

【連結剰余金計算書】

		前連結会計年度 (自 平成16年4月1日 至 平成17年3月31日)		当連結会計年度 (自 平成17年4月1日 至 平成18年3月31日)	
区分	注記 番号	金額(千円)		金額(千円)	
(資本剰余金の部)					
資本剰余金期首残高			618,000		639,165
資本剰余金増加高					
増資による新株の発行				1,566,000	
自己株式処分差益		21,165	21,165		1,566,000
資本剰余金期末残高			639,165		2,205,165
(利益剰余金の部)					
利益剰余金期首残高			1,196,634		2,254,614
利益剰余金増加高					
当期純利益		1,214,271	1,214,271	1,766,138	1,766,138
利益剰余金減少高					
配当金		139,992		141,237	
役員賞与		16,300	156,292	20,050	161,287
利益剰余金期末残高			2,254,614		3,859,466

【連結キャッシュ・フロー計算書】

		前連結会計年度 (自 平成16年4月1日 至 平成17年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成17年4月1日 至 平成18年3月31日)
区分	注記 番号	金額(千円)	金額(千円)
営業活動によるキャッシュ・フロー			
税金等調整前当期純利益		2,209,702	3,026,739
減価償却費		144,547	168,637
退職給付引当金の増加額		10,471	8,889
役員退職慰労引当金の増加額(減少額)		11,310	126,187
完成工事補償引当金の増加額		11,094	10,096
貸倒引当金の増加額(減少額)		14,866	7,412
受取利息及び受取配当金		956	6,163
支払利息		359,913	400,718
販売用不動産評価損		68,902	-
減損損失		-	31,422
新株発行費償却		-	31,557
固定資産除却損		59,613	38,819
固定資産売却益		-	18,181
投資有価証券売却益		-	41,138
売上債権の減少額		17,915	10,751
たな卸資産の増加額		5,342,521	1,049,991
仕入債務の増加額		364,261	204,979
役員賞与の支払額		16,300	20,050
その他		462,962	453,103
小計		2,550,141	3,116,591
利息及び配当金の受取額		986	6,163
利息の支払額		364,984	377,271
法人税等の支払額		266,783	1,338,582
営業活動によるキャッシュ・フロー		3,180,922	1,406,900
投資活動によるキャッシュ・フロー			
定期預金の預入による支出		83,538	54,030
定期預金の払戻による収入		138,054	307,465
有形固定資産の取得による支出		1,806,774	1,311,197
有形固定資産の売却による収入		-	49,138
無形固定資産の取得による支出		21,992	397
投資有価証券の売却による収入		0	112,591
貸付けによる支出		15,421	8,500
貸付金の回収による収入		67,503	66,628
その他投資の増加による支出		4,871	900
その他投資の減少による収入		8,949	1,770
その他		24,557	8,984
投資活動によるキャッシュ・フロー		1,742,650	828,449
財務活動によるキャッシュ・フロー			
短期借入金の純増加額(減少額)		2,566,346	1,219,100
長期借入れによる収入		2,697,300	1,573,000
長期借入金の返済による支出		1,459,362	3,044,385
社債の償還による支出		370,000	100,000
株式の発行による収入		-	2,758,442
自己株式の売却による収入		66,400	-
配当金の支払額		139,992	141,237
財務活動によるキャッシュ・フロー		3,360,692	173,279
現金及び現金同等物の増減額		1,562,880	405,172
現金及び現金同等物の期首残高		2,263,984	696,972
連結範囲変更に伴う現金及び現金同等物の減少額	2	4,132	-
現金及び現金同等物の期末残高	1	696,972	1,102,144

連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項

項目	前連結会計年度 (自 平成16年4月1日 至 平成17年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成17年4月1日 至 平成18年3月31日)
1. 連結の範囲に関する事項	<p>連結子会社の数 3社 連結子会社の名称 グランディ商事(株) グランディ土木建設(株) グランディ住宅管理(株)</p> <p>なお、前連結会計年度において連結子会社でありましたさわやかクリーンサービス(株)は、支配関係解消のため、当連結会計年度より連結の範囲から除外しております。</p>	<p>連結子会社の数 4社 連結子会社の名称 グランディ商事(株) グランディ土木建設(株) グランディ住宅管理(株) グランディプレカット(株)</p> <p>上記のうち、グランディプレカット(株)については、当連結会計年度において新たに設立したため、連結の範囲に含めております。</p>
2. 持分法の適用に関する事項	<p>関連会社2社(セイユーシステムズ(株)及び(株)ニュー・ライフサイクル研究所)については、当期純損益(持分に見合う額)及び利益剰余金(持分に見合う額)等からみて、持分法の対象から除いても連結財務諸表に及ぼす影響が軽微であり、かつ、全体としても重要性がないため持分法の適用範囲から除外しております。</p> <p>なお、セイユーシステムズ(株)及び(株)ニュー・ライフサイクル研究所については、当連結会計年度において、全株式を売却しております。</p>	<p>持分法適用の非連結子会社及び関連会社はありません。</p>
3. 連結子会社の事業年度等に関する事項	<p>連結子会社の事業年度の末日は、連結決算日と一致しております。</p>	<p>同左</p>
4. 会計処理基準に関する事項	<p>(1) 重要な資産の評価基準及び評価方法</p> <p>イ 有価証券 その他有価証券 時価のあるもの 連結決算日の市場価格等に基づく時価法を採用しております。(評価差額は全部資本直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定しております。)</p> <p>時価のないもの 移動平均法による原価法を採用しております。</p> <p>ロ デリバティブ 金利スワップ取引 時価法を採用しております。 ただし、特例処理の要件を満たしている金利スワップ取引については、時価評価を行っておりません。</p>	<p>(1) 重要な資産の評価基準及び評価方法</p> <p>イ 有価証券 その他有価証券 時価のあるもの 同左</p> <p>時価のないもの 同左</p> <p>ロ デリバティブ 金利スワップ取引 同左</p>

項目	前連結会計年度 (自 平成16年4月1日 至 平成17年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成17年4月1日 至 平成18年3月31日)
	<p>八 たな卸資産</p> <p>(イ) 未成工事支出金・分譲土地建物・未成分譲土地・未成分譲建物 個別法に基づく原価法を採用しております。</p> <p>(ロ) 貯蔵品 最終仕入原価法による原価法を採用しております。</p> <p>(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法</p> <p>イ 有形固定資産 定率法を採用しております。ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物については定額法を採用しております。 なお、主な資産の耐用年数は次のとおりであります。 建物 8～50年</p> <p>ロ 無形固定資産 定額法を採用しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における見込利用可能期間(5年)に基づく定額法を採用しております。</p> <p>ハ 長期前払費用 定額法を採用しております。</p> <p>(3) 重要な引当金の計上基準</p> <p>イ 貸倒引当金 債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。</p> <p>ロ 完成工事補償引当金 完成工事に係る瑕疵担保及びアフターサービスの費用に備えるため、過去の補償・修繕実績に将来の補償・修繕見込みを加味して計上しております。</p> <p>ハ 退職給付引当金 従業員の退職給付に備えるため当連結会計年度末における退職給付債務(簡便法により自己都合要支給額の100%)に基づき計上しております。</p>	<p>八 たな卸資産</p> <p>(イ) 未成工事支出金・分譲土地建物・未成分譲土地・未成分譲建物 同左</p> <p>(ロ) 建築用資材 総平均法による原価法を採用しております。</p> <p>(ハ) 貯蔵品 同左</p> <p>(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法</p> <p>イ 有形固定資産 定率法を採用しております。ただし、建物については定額法を採用しております。 なお、主な資産の耐用年数は次のとおりであります。 建物 8～50年</p> <p>ロ 無形固定資産 同左</p> <p>ハ 長期前払費用 同左</p> <p>(3) 重要な引当金の計上基準</p> <p>イ 貸倒引当金 同左</p> <p>ロ 完成工事補償引当金 同左</p> <p>ハ 退職給付引当金 同左</p>

項目	前連結会計年度 (自 平成16年4月1日 至 平成17年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成17年4月1日 至 平成18年3月31日)
	<p>二 役員退職慰労引当金 役員の退職慰労金の支出に備えるため、内規に基づく当連結会計年度末要支給額を計上しております。</p> <p>(4) 重要なリース取引の処理方法 リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。</p> <p>(5) その他連結財務諸表作成のための重要な事項 消費税等の会計処理 消費税及び地方消費税の会計処理は税抜方式によっております。ただし、固定資産に係る控除対象外消費税等は、投資その他の資産に計上し、5年間で均等償却をしており、それ以外は発生連結会計年度の期間費用としております。</p>	<p>二 役員退職慰労引当金 当社及び連結子会社1社(グランディ土木建設㈱)は従来、役員の退職慰労金の支出に備えるため、内規に基づく要支給額を計上していましたが、平成17年3月31日をもって役員退職慰労金制度を廃止いたしました。</p> <p>これに伴い、平成17年3月31日までの在任期間に応じた退職慰労金の打切り支給を当社については平成17年6月20日開催の株主総会において、グランディ土木建設㈱については平成17年5月20日開催の株主総会において、それぞれ決議いたしました。</p> <p>なお、支給対象期間に係る役員退職慰労金所要額123,537千円については、固定負債の「その他」に計上しております。</p> <p>(4) 重要なリース取引の処理方法 同左</p> <p>(5) その他連結財務諸表作成のための重要な事項 消費税等の会計処理 同左</p>
5. 連結子会社の資産及び負債の評価に関する事項	連結子会社の資産及び負債の評価については、全面時価評価法を採用しております。	同左
6. 連結調整勘定の償却に関する事項	該当事項はありません。	同左
7. 利益処分項目等の取扱いに関する事項	連結剰余金計算書は、連結会社の利益処分について、連結会計年度中に確定した利益処分に基づいて作成しております。	同左
8. 連結キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲	手許現金、随時引き出し可能な預金及び容易に換金可能であり、かつ、価値の変動について僅少なリスクしか負わない取得日から3か月以内に償還期限の到来する短期投資からなっております。	同左

連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項の変更

<p>前連結会計年度 (自 平成16年4月1日 至 平成17年3月31日)</p>	<p>当連結会計年度 (自 平成17年4月1日 至 平成18年3月31日)</p>
	<p>(固定資産の減損に係る会計基準) 当連結会計年度より、固定資産の減損に係る会計基準 (「固定資産の減損に係る会計基準の設定に関する意見書」(企業会計審議会 平成14年8月9日))及び「固定資産の減損に係る会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第6号 平成15年10月31日)を適用しております。これにより税金等調整前当期純利益は31,422千円減少しております。 セグメント情報に与える影響は、当該箇所に記載しております。 なお、減損損失累計額については、改正後の連結財務諸表規則に基づき当該資産の金額から直接控除しております。</p>

表示方法の変更

<p>前連結会計年度 (自 平成16年4月1日 至 平成17年3月31日)</p>	<p>当連結会計年度 (自 平成17年4月1日 至 平成18年3月31日)</p>
	<p>(連結損益計算書) 「融資手数料」は、前連結会計年度まで営業外費用の「その他」に含めて表示しておりましたが、当連結会計年度において営業外費用の総額の100分の10を超えたため区分掲記しました。 なお、前連結会計年度における「融資手数料」の金額は15,503千円であります。</p>

追加情報

<p>前連結会計年度 (自 平成16年4月1日 至 平成17年3月31日)</p>	<p>当連結会計年度 (自 平成17年4月1日 至 平成18年3月31日)</p>
<p>(外形標準課税) 「地方税法等の一部を改正する法律」(平成15年法律第9号)が平成15年3月31日に公布され、平成16年4月1日以降に開始する連結会計年度より外形標準課税制度が導入されたことに伴い、当連結会計年度から「法人事業税における外形標準課税部分の損益計算書上の表示についての実務上の取扱い」(平成16年2月13日 企業会計基準委員会 実務対応報告第12号)に従い、法人事業税の付加価値割及び資本割19,658千円を販売費及び一般管理費として処理しております。</p>	

注記事項

(連結貸借対照表関係)

前連結会計年度 (平成17年3月31日)	当連結会計年度 (平成18年3月31日)																																																
<p>1. 担保資産及び担保付債務</p> <p>担保に供している資産は次のとおりであります。</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 80%;">現金及び預金</td> <td style="text-align: right;">250,662千円</td> </tr> <tr> <td>たな卸資産</td> <td style="text-align: right;">9,088,817</td> </tr> <tr> <td>建物</td> <td style="text-align: right;">3,105,768</td> </tr> <tr> <td>土地</td> <td style="text-align: right;">3,956,004</td> </tr> <tr> <td>投資有価証券</td> <td style="text-align: right;">80,730</td> </tr> <tr> <td style="border-top: 1px solid black;">計</td> <td style="text-align: right; border-top: 1px solid black;">16,481,983</td> </tr> </table> <p>上記には、担保権の設定が留保されているたな卸資産が4,609,382千円含まれております。</p> <p>担保付債務は次のとおりであります。</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 80%;">短期借入金</td> <td style="text-align: right;">10,940,800千円</td> </tr> <tr> <td>1年以内返済予定長期借入金</td> <td style="text-align: right;">762,102</td> </tr> <tr> <td>長期借入金</td> <td style="text-align: right;">3,657,294</td> </tr> <tr> <td style="border-top: 1px solid black;">計</td> <td style="text-align: right; border-top: 1px solid black;">15,360,196</td> </tr> </table> <p>2. 固定資産に計上していた土地17,796千円について所有目的を販売用に変更したため、たな卸資産へ振替処理しております。また、たな卸資産に計上していた土地22,624千円、建物及び構築物13,143千円について所有目的を事業用に変更したため、固定資産へ振替処理しております。</p> <p>3. 保証債務</p> <p>住宅ローン利用者に対する金融機関の融資について保証を行っております。(住宅ローン実行までの金融機関からのつなぎ融資に対する保証)</p> <p style="text-align: right;">796,900千円</p> <p>4. 当社の発行済株式総数は普通株式9,416株であります。</p> <p>5. 当社が保有する自己株式の数は普通株式0.2株であります。</p> <p>6. 当社は、運転資金の効率的な調達を行うため取引銀行4行と当座貸越契約及び貸出コミットメント契約を締結しております。これら契約に基づく当連結会計年度末の借入未実行残高は次のとおりであります。</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 80%;">当座貸越極度額及び貸出コミットメント総額</td> <td style="text-align: right;">1,750,000千円</td> </tr> <tr> <td>借入実行残高</td> <td style="text-align: right;">1,500,000</td> </tr> <tr> <td style="border-top: 1px solid black;">差引額</td> <td style="text-align: right; border-top: 1px solid black;">250,000</td> </tr> </table>	現金及び預金	250,662千円	たな卸資産	9,088,817	建物	3,105,768	土地	3,956,004	投資有価証券	80,730	計	16,481,983	短期借入金	10,940,800千円	1年以内返済予定長期借入金	762,102	長期借入金	3,657,294	計	15,360,196	当座貸越極度額及び貸出コミットメント総額	1,750,000千円	借入実行残高	1,500,000	差引額	250,000	<p>1. 担保資産及び担保付債務</p> <p>担保に供している資産は次のとおりであります。</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 80%;">たな卸資産</td> <td style="text-align: right;">9,455,309千円</td> </tr> <tr> <td>建物</td> <td style="text-align: right;">2,710,464</td> </tr> <tr> <td>土地</td> <td style="text-align: right;">3,537,151</td> </tr> <tr> <td style="border-top: 1px solid black;">計</td> <td style="text-align: right; border-top: 1px solid black;">15,702,925</td> </tr> </table> <p>上記には、担保権の設定が留保されているたな卸資産が5,517,566千円及び土地が82,965千円含まれております。</p> <p>担保付債務は次のとおりであります。</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 80%;">短期借入金</td> <td style="text-align: right;">9,721,700千円</td> </tr> <tr> <td>1年以内返済予定長期借入金</td> <td style="text-align: right;">577,576</td> </tr> <tr> <td>長期借入金</td> <td style="text-align: right;">2,370,435</td> </tr> <tr> <td style="border-top: 1px solid black;">計</td> <td style="text-align: right; border-top: 1px solid black;">12,669,711</td> </tr> </table> <p>2. 固定資産に計上していた土地233,020千円、建物及び構築物等139,487千円について所有目的を販売用に変更したため、たな卸資産へ振替処理しております。また、たな卸資産に計上していた未成分譲土地82,965千円及び分譲土地建物16,705千円について所有目的を事業用に変更したため、固定資産へ振替処理しております。</p> <p>3. 保証債務</p> <p>住宅ローン利用者に対する金融機関の融資について保証を行っております。(住宅ローン実行までの金融機関からのつなぎ融資に対する保証)</p> <p style="text-align: right;">434,100千円</p> <p>4. 当社の発行済株式総数は普通株式34,248株であります。</p> <p>5. 当社が保有する自己株式の数は普通株式0.6株であります。</p> <p>6. 当社は、運転資金の効率的な調達を行うため取引銀行1行と当座貸越契約及び貸出コミットメント契約を締結しております。これら契約に基づく当連結会計年度末の借入未実行残高は次のとおりであります。</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 80%;">当座貸越極度額及び貸出コミットメント総額</td> <td style="text-align: right;">500,000千円</td> </tr> <tr> <td>借入実行残高</td> <td style="text-align: right;">0</td> </tr> <tr> <td style="border-top: 1px solid black;">差引額</td> <td style="text-align: right; border-top: 1px solid black;">500,000</td> </tr> </table>	たな卸資産	9,455,309千円	建物	2,710,464	土地	3,537,151	計	15,702,925	短期借入金	9,721,700千円	1年以内返済予定長期借入金	577,576	長期借入金	2,370,435	計	12,669,711	当座貸越極度額及び貸出コミットメント総額	500,000千円	借入実行残高	0	差引額	500,000
現金及び預金	250,662千円																																																
たな卸資産	9,088,817																																																
建物	3,105,768																																																
土地	3,956,004																																																
投資有価証券	80,730																																																
計	16,481,983																																																
短期借入金	10,940,800千円																																																
1年以内返済予定長期借入金	762,102																																																
長期借入金	3,657,294																																																
計	15,360,196																																																
当座貸越極度額及び貸出コミットメント総額	1,750,000千円																																																
借入実行残高	1,500,000																																																
差引額	250,000																																																
たな卸資産	9,455,309千円																																																
建物	2,710,464																																																
土地	3,537,151																																																
計	15,702,925																																																
短期借入金	9,721,700千円																																																
1年以内返済予定長期借入金	577,576																																																
長期借入金	2,370,435																																																
計	12,669,711																																																
当座貸越極度額及び貸出コミットメント総額	500,000千円																																																
借入実行残高	0																																																
差引額	500,000																																																

(連結損益計算書関係)

前連結会計年度 (自 平成16年4月1日 至 平成17年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成17年4月1日 至 平成18年3月31日)																																																										
<p>1. 販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額は次のとおりであります。</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr><td>広告宣伝費</td><td style="text-align: right;">206,198千円</td></tr> <tr><td>役員報酬</td><td style="text-align: right;">206,100</td></tr> <tr><td>給与手当</td><td style="text-align: right;">846,619</td></tr> <tr><td>役員退職慰労引当金繰入額</td><td style="text-align: right;">20,049</td></tr> <tr><td>退職給付費用</td><td style="text-align: right;">5,993</td></tr> <tr><td>完成工事補償引当金繰入額</td><td style="text-align: right;">11,094</td></tr> <tr><td>貸倒引当金繰入額</td><td style="text-align: right;">14,879</td></tr> <tr><td>減価償却費</td><td style="text-align: right;">75,144</td></tr> </table> <p>2. 一般管理費に含まれる研究開発費</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr><td style="width: 80%;"></td><td style="text-align: right;">8,636千円</td></tr> </table> <p>3.</p> <p>4. 固定資産除却損の内訳は次のとおりであります。</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr><td>建物及び構築物</td><td style="text-align: right;">55,035千円</td></tr> <tr><td>工具器具備品</td><td style="text-align: right;">235</td></tr> <tr><td>解体費用</td><td style="text-align: right;">3,350</td></tr> <tr><td>その他</td><td style="text-align: right;">992</td></tr> <tr><td style="border-top: 1px solid black;">計</td><td style="text-align: right; border-top: 1px solid black;">59,613</td></tr> </table>	広告宣伝費	206,198千円	役員報酬	206,100	給与手当	846,619	役員退職慰労引当金繰入額	20,049	退職給付費用	5,993	完成工事補償引当金繰入額	11,094	貸倒引当金繰入額	14,879	減価償却費	75,144		8,636千円	建物及び構築物	55,035千円	工具器具備品	235	解体費用	3,350	その他	992	計	59,613	<p>1. 販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額は次のとおりであります。</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr><td>広告宣伝費</td><td style="text-align: right;">244,398千円</td></tr> <tr><td>役員報酬</td><td style="text-align: right;">254,630</td></tr> <tr><td>給与手当</td><td style="text-align: right;">1,004,743</td></tr> <tr><td>退職給付費用</td><td style="text-align: right;">12,096</td></tr> <tr><td>完成工事補償引当金繰入額</td><td style="text-align: right;">10,096</td></tr> <tr><td>減価償却費</td><td style="text-align: right;">73,751</td></tr> </table> <p>2. 一般管理費に含まれる研究開発費</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr><td style="width: 80%;"></td><td style="text-align: right;">4,100千円</td></tr> </table> <p>3. 固定資産売却益の内訳は次のとおりであります。</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr><td>土地</td><td style="text-align: right;">18,181千円</td></tr> </table> <p>4. 固定資産除却損の内訳は次のとおりであります。</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr><td>建物及び構築物</td><td style="text-align: right;">35,009千円</td></tr> <tr><td>解体費用</td><td style="text-align: right;">3,809</td></tr> <tr><td style="border-top: 1px solid black;">計</td><td style="text-align: right; border-top: 1px solid black;">38,819</td></tr> </table> <p>5. 減損損失</p> <p>当連結会計年度において、当社グループは以下の資産グループについて減損損失を計上しました。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <thead> <tr> <th>場所</th> <th>用途</th> <th>種類</th> <th>減損損失 (千円)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>栃木県 矢板市</td> <td>遊休資産</td> <td>土地</td> <td>31,422</td> </tr> </tbody> </table> <p>(経緯)</p> <p>今後の利用計画が無く、地価も下落しているため、減損損失を認識いたしました。</p> <p>(グルーピングの方法)</p> <p>個々の物件単位でグルーピングしております。</p> <p>(回収可能価額の算定方法等)</p> <p>正味売却価額を使用し、土地については、主として路線価等に基づき評価しております。</p>	広告宣伝費	244,398千円	役員報酬	254,630	給与手当	1,004,743	退職給付費用	12,096	完成工事補償引当金繰入額	10,096	減価償却費	73,751		4,100千円	土地	18,181千円	建物及び構築物	35,009千円	解体費用	3,809	計	38,819	場所	用途	種類	減損損失 (千円)	栃木県 矢板市	遊休資産	土地	31,422
広告宣伝費	206,198千円																																																										
役員報酬	206,100																																																										
給与手当	846,619																																																										
役員退職慰労引当金繰入額	20,049																																																										
退職給付費用	5,993																																																										
完成工事補償引当金繰入額	11,094																																																										
貸倒引当金繰入額	14,879																																																										
減価償却費	75,144																																																										
	8,636千円																																																										
建物及び構築物	55,035千円																																																										
工具器具備品	235																																																										
解体費用	3,350																																																										
その他	992																																																										
計	59,613																																																										
広告宣伝費	244,398千円																																																										
役員報酬	254,630																																																										
給与手当	1,004,743																																																										
退職給付費用	12,096																																																										
完成工事補償引当金繰入額	10,096																																																										
減価償却費	73,751																																																										
	4,100千円																																																										
土地	18,181千円																																																										
建物及び構築物	35,009千円																																																										
解体費用	3,809																																																										
計	38,819																																																										
場所	用途	種類	減損損失 (千円)																																																								
栃木県 矢板市	遊休資産	土地	31,422																																																								

(連結キャッシュ・フロー計算書関係)

前連結会計年度 (自 平成16年4月1日 至 平成17年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成17年4月1日 至 平成18年3月31日)										
<p>1. 現金及び現金同等物の期末残高と連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係 (平成17年3月31日現在) (千円)</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 80%;">現金及び預金勘定</td> <td style="text-align: right;">950,406</td> </tr> <tr> <td>預入期間が3か月を超える定期性預金</td> <td style="text-align: right;">253,434</td> </tr> <tr> <td>現金及び現金同等物</td> <td style="text-align: right; border-top: 1px solid black; border-bottom: 3px double black;">696,972</td> </tr> </table> <p>2. 当連結会計年度に支配関係の解消により連結子会社でなくなった、さわやかクリーンサービス(株)の前連結会計年度末における現金及び現金同等物であります。</p>	現金及び預金勘定	950,406	預入期間が3か月を超える定期性預金	253,434	現金及び現金同等物	696,972	<p>1. 現金及び現金同等物の期末残高と連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係 (平成18年3月31日現在) (千円)</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 80%;">現金及び預金勘定</td> <td style="text-align: right;">1,102,144</td> </tr> <tr> <td>現金及び現金同等物</td> <td style="text-align: right; border-top: 1px solid black; border-bottom: 3px double black;">1,102,144</td> </tr> </table> <p>2.</p>	現金及び預金勘定	1,102,144	現金及び現金同等物	1,102,144
現金及び預金勘定	950,406										
預入期間が3か月を超える定期性預金	253,434										
現金及び現金同等物	696,972										
現金及び預金勘定	1,102,144										
現金及び現金同等物	1,102,144										

(リース取引関係)

前連結会計年度 (自 平成16年4月1日 至 平成17年3月31日)				当連結会計年度 (自 平成17年4月1日 至 平成18年3月31日)			
1. リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引				1. リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引			
(1) リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額及び期末残高相当額				(1) リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額、減損損失累計額及び期末残高相当額			
	取得価額相当額 (千円)	減価償却累計額相当額 (千円)	期末残高相当額 (千円)		取得価額相当額 (千円)	減価償却累計額相当額 (千円)	期末残高相当額 (千円)
機械装置及び運搬具	117,333	54,185	63,148	機械装置及び運搬具	574,027	80,288	493,738
工具器具備品	80,578	48,470	32,107	工具器具備品	97,355	39,864	57,490
ソフトウェア	6,837	5,019	1,818	ソフトウェア	5,590	3,280	2,309
合計	204,749	107,674	97,074	合計	676,972	123,433	553,539
(2) 未経過リース料期末残高相当額				(2) 未経過リース料期末残高相当額等 未経過リース料期末残高相当額			
1年内			36,867千円	1年内			100,680千円
1年超			58,997千円	1年超			451,535千円
合計			95,864千円	合計			552,215千円
(3) 支払リース料、減価償却費相当額及び支払利息相当額				(3) 支払リース料、リース資産減損勘定の取崩額、減価償却費相当額、支払利息相当額及び減損損失			
支払リース料			51,233千円	支払リース料			86,523千円
減価償却費相当額			44,928千円	減価償却費相当額			76,833千円
支払利息相当額			5,268千円	支払利息相当額			15,575千円
(4) 減価償却費相当額の算定方法 リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。				(4) 減価償却費相当額の算定方法 同左			
(5) 利息相当額の算定方法 リース料総額とリース物件の取得価額相当額との差額を利息相当額とし、各期への配分方法については、利息法によっております。				(5) 利息相当額の算定方法 同左			
2. オペレーティング・リース取引				2. オペレーティング・リース取引			
未経過リース料				未経過リース料			
1年内			3,558千円	1年内			11,693千円
1年超			2,135千円	1年超			20,321千円
合計			5,694千円	合計			32,014千円
				(減損損失について) リース資産に配分された減損損失はありません。			

(有価証券関係)

1 . 売買目的有価証券

該当事項はありません。

2 . 満期保有目的の債券で時価のあるもの

該当事項はありません。

3 . その他有価証券で時価のあるもの

	種類	前連結会計年度 (平成17年3月31日)			当連結会計年度 (平成18年3月31日)		
		取得原価 (千円)	連結貸借対照 表計上額 (千円)	差額 (千円)	取得原価 (千円)	連結貸借対照 表計上額 (千円)	差額 (千円)
連結貸借対照表計 上額が取得原価を 超えるもの	(1) 株式	71,452	80,730	9,277			
	(2) 債券 国債・地方債等 社債 その他						
	(3) その他						
	小計	71,452	80,730	9,277			
連結貸借対照表計 上額が取得原価を 超えないもの	(1) 株式						
	(2) 債券 国債・地方債等 社債 その他						
	(3) その他						
	小計						
合計	71,452	80,730	9,277				

4 . 前連結会計年度及び当連結会計年度中に売却したその他有価証券

	前連結会計年度 (平成17年3月31日)	当連結会計年度 (平成18年3月31日)
	(千円)	(千円)
売却額	0	112,591
売却益の合計額		41,138
売却損の合計額		

5 . 時価評価されていない主な有価証券の内容

	前連結会計年度 (平成17年3月31日)	当連結会計年度 (平成18年3月31日)
	連結貸借対照表計上額 (千円)	連結貸借対照表計上額 (千円)
(1) 満期保有目的の債券		
(2) その他有価証券		
非上場株式	15,000	15,000
配当優先株式	0	

6 . その他有価証券のうち満期があるもの及び満期保有目的の債券の今後の償還予定額

該当事項はありません。

(デリバティブ取引関係)

1. 取引の状況に関する事項

前連結会計年度 (自 平成16年4月1日 至 平成17年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成17年4月1日 至 平成18年3月31日)
<p>(1) 取引の内容 当社グループが利用しているデリバティブ取引は、金利スワップ取引であります。</p> <p>(2) 取引に対する取組方針 金利スワップ取引は、将来の金利の変動によるリスク回避を目的としており、投機的な取引は行わない方針であります。</p> <p>(3) 取引の利用目的 金利スワップ取引は、借入金利等の将来の金利市場における変動リスクを回避する目的で利用しております。</p> <p>(4) 取引に係るリスクの内容 金利スワップ取引は、市場金利の変動によるリスクを有しております。 なお、取引相手先は高格付を有する金融機関に限定しているため信用リスクはほとんどないと認識しております。</p> <p>(5) 取引に係るリスク管理体制 金利スワップ取引の執行・管理については、社内ルールに従い、資金担当部門が決裁担当者の承認を得て行っております。</p> <p>(6) 取引の時価等に関する事項についての補足説明 取引の時価等に関する事項についての契約額等は、あくまでも金利スワップ取引における名目的な契約額または計算上の想定元本であり、当該金額自体がデリバティブ取引のリスクの大きさを示すものではありません。</p>	<p>(1) 取引の内容 同左</p> <p>(2) 取引に対する取組方針 同左</p> <p>(3) 取引の利用目的 同左</p> <p>(4) 取引に係るリスクの内容 同左</p> <p>(5) 取引に係るリスク管理体制 同左</p> <p>(6) 取引の時価等に関する事項についての補足説明 同左</p>

2. 取引の時価等に関する事項

前連結会計年度(平成17年3月31日)及び当連結会計年度(平成18年3月31日)

金利スワップ取引を行っておりますが、すべて特例処理を適用しておりますので、注記の対象から除いております。

(退職給付関係)

1. 採用している退職給付制度の概要

当社及び連結子会社は退職一時金制度を設けております。

2. 退職給付債務及びその計算基礎

当社及び連結子会社は従業員300人未満の小規模であるため、簡便法を適用しており、在籍者の期末自己都合要支給額を退職給付債務としております。

	前連結会計年度 (平成17年3月31日)	当連結会計年度 (平成18年3月31日)
	(千円)	(千円)
退職給付債務	33,992	42,881

3. 退職給付費用の内訳

	前連結会計年度 (自 平成16年4月1日 至 平成17年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成17年4月1日 至 平成18年3月31日)
	(千円)	(千円)
当期発生費用	12,164	18,981

(税効果会計関係)

前連結会計年度 (自 平成16年4月1日 至 平成17年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成17年4月1日 至 平成18年3月31日)
1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳	1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳
(千円)	(千円)
繰延税金資産	繰延税金資産
販売用不動産評価損否認	固定資産減損損失
退職給付引当金否認	退職給付引当金否認
役員退職慰労引当金否認	未払役員退職慰労金否認
未払事業税否認	未払事業税否認
連結会社取引未実現利益	連結会社取引未実現利益
その他	完成工事補償引当金
繰延税金資産小計	繰延税金資産小計
評価性引当額	評価性引当額
繰延税金資産合計	繰延税金資産合計
繰延税金負債	繰延税金負債
其他有価証券評価差額金	うち、「流動資産」計上額
繰延税金負債合計	うち、「投資その他の資産」計上額
繰延税金資産の純額	
うち、「流動資産」計上額	
うち、「投資その他の資産」計上額	
2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳	2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳
(%)	
法定実効税率	法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異が法定実効税率の100分の5以下であるため記載を省略しております。
(調整)	
交際費等永久に損金に算入されない項目	
住民税均等割等	
留保金課税	
その他	
税効果会計適用後の法人税等の負担率	

(セグメント情報)

【事業の種類別セグメント情報】

前連結会計年度(自平成16年4月1日 至平成17年3月31日)

	不動産販売事業(千円)	不動産賃貸事業(千円)	計(千円)	消去又は全社(千円)	連結(千円)
. 売上高及び営業損益					
売上高					
(1) 外部顧客に対する売上高	18,376,923	201,150	18,578,073		18,578,073
(2) セグメント間の内部売上高又は振替高		5,760	5,760	(5,760)	
計	18,376,923	206,910	18,583,833	(5,760)	18,578,073
営業費用	15,960,524	140,970	16,101,495	(5,760)	16,095,735
営業利益	2,416,398	65,939	2,482,338		2,482,338
. 資産、減価償却費及び資本的支出					
資産	17,600,973	3,816,657	21,417,631	938,045	22,355,677
減価償却費	96,680	47,867	144,547		144,547
資本的支出	977,051	887,962	1,865,013		1,865,013

(注) 1. 事業区分の方法及び各区分に属する主要な製品等の名称

事業区分は事業内容を勘案し、次のとおり分類しております。

不動産販売事業：戸建分譲住宅、建築、宅地造成等の企画・設計・工事等の請負、不動産購入資金に係る金融サービス事業等

不動産賃貸事業：住宅・店舗・商業ビル等不動産の賃貸等

2. 資産のうち、消去又は全社の項目に含めた全社資産の金額は938,045千円であり、その主なものは現金及び預金、投資有価証券であります。

当連結会計年度(自平成17年4月1日 至平成18年3月31日)

	不動産販売事業(千円)	不動産賃貸事業(千円)	計(千円)	消去又は全社(千円)	連結(千円)
. 売上高及び営業損益					
売上高					
(1) 外部顧客に対する売上高	23,749,633	297,573	24,047,207	-	24,047,207
(2) セグメント間の内部売上高又は振替高	27	39,616	39,643	(39,643)	-
計	23,749,661	337,189	24,086,850	(39,643)	24,047,207
営業費用	20,697,597	176,166	20,873,764	(39,643)	20,834,120
営業利益	3,052,063	161,022	3,213,086	-	3,213,086
. 資産、減価償却費、減損損失及び資本的支出					
資産	19,475,184	3,788,400	23,263,585	948,767	24,212,352
減価償却費	101,046	67,591	168,637	-	168,637
減損損失	31,422	-	31,422	-	31,422
資本的支出	661,485	749,779	1,411,265	-	1,411,265

(注) 1. 事業区分の方法及び各区分に属する主要な製品等の名称

事業区分は事業内容を勘案し、次のとおり分類しております。

不動産販売事業：戸建分譲住宅、建築、宅地造成等の企画・設計・工事等の請負、不動産購入資金に係る金融サービス事業等

不動産賃貸事業：住宅・店舗・商業ビル等不動産の賃貸等

2. 資産のうち、消去又は全社の項目に含めた全社資産の金額は948,767千円であり、その主なものは現金及び預金、投資有価証券であります。

【所在地別セグメント情報】

前連結会計年度及び当連結会計年度において、本邦以外の国又は地域に所在する連結子会社及び重要な在外支店が存在しないため、該当事項はありません。

【海外売上高】

前連結会計年度及び当連結会計年度において、海外売上高が存在しないため、該当事項はありません。

【関連当事者との取引】

前連結会計年度（自平成16年4月1日 至平成17年3月31日）

役員及び個人主要株主等

属性	氏名	住所	資本金又は出資金 (千円)	事業の内容又は職業	議決権等の所有(被所有)割合 (%)	関係内容		取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
						役員の兼任等	事業上の関係				
役員	菊地俊雄			当社代表取締役	(被所有) 直接30.7			当社銀行借入の被債務保証 (注)1	5,226,546		

(注) 1. 当社は銀行借入に対して代表取締役 菊地俊雄の債務保証を受けております。なお、取引金額につきましては、平成17年3月31日現在における被保証対象の債務の金額を記載しております。また、当該債務保証につきましては、保証料の支払い及び担保の提供等は行っておりません。

2. 上記取引金額には消費税等を含んでおりません。

3. 上記取引につきましては、平成17年5月27日をもって解消しております。

当連結会計年度（自平成17年4月1日 至平成18年3月31日）

役員及び個人主要株主等

属性	氏名	住所	資本金又は出資金 (千円)	事業の内容又は職業	議決権等の所有(被所有)割合 (%)	関係内容		取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
						役員の兼任等	事業上の関係				
役員	清水 勝平			当社取締役	(被所有) 3.1			建物等の販売	27,405		
役員	上野谷宏二			当社取締役	(被所有) 0.1			土地及び建物等の販売	42,710		
								つなぎ融資に対する保証債務	41,800		
役員	増田 利雄			当社取締役	(被所有) 1.4			建物請負等の契約		未成工事 受入金	5,000

(注) 1. 上記取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。

2. 当社取締役増田利雄は、当期において建物請負等契約47,200千円を締結しております。

3. 取引条件及び取引条件の決定方針等

各取引については、一般顧客等と同様の条件によっております。

(1 株当たり情報)

前連結会計年度 (自 平成16年4月1日 至 平成17年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成17年4月1日 至 平成18年3月31日)
1 株当たり純資産額 396,423円64銭	1 株当たり純資産額 236,494円51銭
1 株当たり当期純利益金額 127,959円61銭	1 株当たり当期純利益金額 56,978円09銭
なお、潜在株式調整後 1 株当たり当期純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。	同左
	<p>当社は、平成17年4月28日付で株式 1 株につき 3 株の株式分割を行っております。</p> <p>なお、当該株式分割が前期首に行われたと仮定した場合の前連結会計年度における 1 株当たり情報については、以下のとおりとなります。</p> <p>1 株当たり純資産額 132,141円21銭</p> <p>1 株当たり当期純利益金額 42,653円20銭</p> <p>なお、潜在株式調整後 1 株当たり当期純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。</p>

(注) 1 株当たり当期純利益金額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

項目	前連結会計年度 (自 平成16年4月1日 至 平成17年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成17年4月1日 至 平成18年3月31日)
当期純利益 (千円)	1,214,271	1,766,138
普通株主に帰属しない金額 (千円)	20,050	42,700
(利益処分による役員賞与金)	(20,050)	(42,700)
普通株式に係る当期純利益 (千円)	1,194,221	1,723,438
普通株式の期中平均株式数 (株)	9,332.80	30,247.40

(重要な後発事象)

前連結会計年度 (自 平成16年4月1日 至 平成17年3月31日)		当連結会計年度 (自 平成17年4月1日 至 平成18年3月31日)	
<p>平成17年2月28日開催の当社取締役会の決議に基づき、次のように株式分割による新株式を発行しております。</p> <p>1. 平成17年4月28日付をもって普通株式1株につき3株に分割します。</p> <p>(1) 分割により増加する株式数 普通株式 18,832株</p> <p>(2) 分割方法 平成17年3月31日最終の株主名簿に記載された株主の所有株式数を、1株につき3株の割合をもって分割します。</p> <p>2. 配当起算日 平成17年4月1日 当該株式分割が前期首に行われたと仮定した場合の前連結会計年度における1株当たり情報及び当期首に行われたと仮定した場合の当連結会計年度における1株当たり情報は、それぞれ以下のとおりとなります。</p>		<p>平成18年2月3日開催の当社取締役会の決議に基づき、次のように株式分割による新株式を発行しております。</p> <p>1. 平成18年4月1日付をもって普通株式1株につき3株に分割します。</p> <p>(1) 分割により増加する株式数 普通株式 68,496株</p> <p>(2) 分割方法 平成18年3月31日最終の株主名簿に記載された株主の所有株式数を、1株につき3株の割合をもって分割します。</p> <p>2. 配当起算日 平成18年4月1日 当該株式分割が前期首に行われたと仮定した場合の前連結会計年度における1株当たり情報及び当期首に行われたと仮定した場合の当連結会計年度における1株当たり情報は、それぞれ以下のとおりとなります。</p>	
前連結会計年度	当連結会計年度	前連結会計年度	当連結会計年度
1株当たり純資産額 92,961円77銭	1株当たり純資産額 132,141円21銭	1株当たり純資産額 44,047円07銭	1株当たり純資産額 78,831円50銭
1株当たり当期純利益金額 16,171円59銭	1株当たり当期純利益金額 42,653円20銭	1株当たり当期純利益金額 14,217円73銭	1株当たり当期純利益金額 18,992円70銭
なお、潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。	なお、潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。	なお、潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。	なお、潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

【連結附属明細表】

【社債明細表】

会社名	銘柄	発行年月日	前期末残高 (千円)	当期末残高 (千円)	利率(%)	担保	償還期限
グランディハウス 株式会社	第1回保証協会保証付社債	平成12年 8月31日	100,000	100,000 (100,000)	2.10	なし	平成18年 8月31日
グランディハウス 株式会社	第2回保証協会保証付社債	平成12年 9月20日	100,000 (100,000)		1.85	なし	平成17年 9月20日
合計			200,000 (100,000)	100,000 (100,000)			

(注) 1. ()内書は、1年以内の償還予定額であります。

2. 連結決算日後5年間の償還予定額は以下のとおりであります。

1年以内(千円)	1年超2年以内 (千円)	2年超3年以内 (千円)	3年超4年以内 (千円)	4年超5年以内 (千円)
100,000				

【借入金等明細表】

区分	前期末残高 (千円)	当期末残高 (千円)	平均利率 (%)	返済期限
短期借入金	10,940,800	9,721,700	2.22	
1年以内に返済予定の長期借入金	762,102	577,576	2.34	
長期借入金(1年以内に返済予定の ものを除く。)	3,657,294	2,370,435	2.34	平成18年~30年
その他の有利子負債	33,006	21,553	9.62	平成17年~20年
計	15,393,202	12,691,264		

(注) 1. 平均利率については、期末借入金残高に対する加重平均利率を記載しております。

2. 長期借入金及びその他の有利子負債(1年以内に返済予定のものを除く。)の連結決算日後5年間の返済予定額は以下のとおりであります。

	1年超2年以内 (千円)	2年超3年以内 (千円)	3年超4年以内 (千円)	4年超5年以内 (千円)
長期借入金	637,988	584,268	382,692	310,727
その他の有利子負債	10,832	817		

(2) 【その他】

該当事項はありません。

2【財務諸表等】

(1)【財務諸表】

【貸借対照表】

区分	注記 番号	前事業年度 (平成17年3月31日)		当事業年度 (平成18年3月31日)	
		金額(千円)	構成比 (%)	金額(千円)	構成比 (%)
(資産の部)					
流動資産					
1.現金及び預金	1	839,791		916,934	
2.売掛金		9,951		2,581	
3.未成工事支出金		19,047		61,483	
4.分譲土地建物	1, 2,9	6,264,303		7,999,370	
5.未成分譲土地	1,2	4,962,085		4,361,644	
6.未成分譲建物		1,185,291		1,380,334	
7.貯蔵品		29,138		29,206	
8.前渡金		331,686		109,817	
9.前払費用		65,314		68,698	
10.未収入金		69,333		92,245	
11.短期貸付金	8			141,000	
12.繰延税金資産		77,207		72,702	
13.その他		15,189		7,175	
貸倒引当金		543		9	
流動資産合計		13,867,797	63.4	15,243,186	63.9
固定資産					
1.有形固定資産					
(1)建物	1,2	3,523,784		3,863,076	
減価償却累計額		300,704		397,403	
(2)構築物	2	76,660		116,713	
減価償却累計額		34,856	41,803	44,189	72,524
(3)車両運搬具		5,171		5,171	
減価償却累計額		2,927	2,244	3,629	1,541
(4)工具器具備品		178,896		182,356	
減価償却累計額		114,456		126,230	56,126
(5)土地	1,2				4,594,055
(6)建設仮勘定					7,159
有形固定資産合計		7,422,324	33.9	8,197,080	34.3
2.無形固定資産					
(1)電話加入権		10,989		10,989	
(2)商標権		13,591		10,857	
(3)ソフトウェア		79,386		69,570	
無形固定資産合計		103,967	0.5	91,416	0.4
3.投資その他の資産					
(1)投資有価証券	1	95,730		15,000	
(2)関係会社株式		60,000		90,000	
(3)出資金		3,212		3,212	
(4)関係会社長期貸付金		177,866		127,866	
(5)長期前払費用		25,730		7,565	
(6)繰延税金資産		58,879		64,188	
(7)その他		50,443		29,306	
貸倒引当金		177		126	
投資その他の資産合計		471,685	2.2	337,012	1.4
固定資産合計		7,997,977	36.6	8,625,509	36.1
資産合計		21,865,774	100.0	23,868,695	100.0

区分	注記 番号	前事業年度 (平成17年3月31日)		当事業年度 (平成18年3月31日)	
		金額(千円)	構成比 (%)	金額(千円)	構成比 (%)
(負債の部)					
流動負債					
1. 工事未払金	8	1,078,030		1,502,206	
2. 短期借入金	1	10,940,800		9,721,700	
3. 1年以内返済予定長期借入金	1	751,938		566,400	
4. 1年以内償還予定社債		100,000		100,000	
5. 未払金		15,424		19,071	
6. 未払費用		80,988		87,067	
7. 未払法人税等		854,080		782,741	
8. 未払消費税等		43,154		68,378	
9. 未成工事受入金		51,928		88,329	
10. 前受金		85,023		116,120	
11. 預り金		110,264		132,655	
12. 完成工事補償引当金		8,997		11,336	
13. その他		34,400		15,100	
流動負債合計		14,155,029	64.7	13,211,105	55.4
固定負債					
1. 社債		100,000			
2. 長期借入金	1	3,568,305		2,273,805	
3. 退職給付引当金		31,952		39,974	
4. 役員退職慰労引当金		121,275			
5. その他		102,035		223,975	
固定負債合計		3,923,567	18.0	2,537,754	10.6
負債合計		18,078,597	82.7	15,748,860	66.0
(資本の部)					
資本金					
資本剰余金					
1. 資本準備金		618,000		2,184,000	
2. その他資本剰余金		21,165		21,165	
資本剰余金合計		639,165	2.9	2,205,165	9.2
利益剰余金					
1. 利益準備金		153,475		153,475	
2. 任意積立金					
(1) 別途積立金					
		990,000		1,970,000	
3. 当期末処分利益		1,145,620		1,713,804	
利益剰余金合計		2,289,095	10.5	3,837,279	16.1
その他有価証券評価差額金	6	5,525	0.0		
自己株式	5	109	0.0	109	0.0
資本合計		3,787,177	17.3	8,119,835	34.0
負債・資本合計		21,865,774	100.0	23,868,695	100.0

【損益計算書】

区分	注記 番号	前事業年度 (自 平成16年4月1日 至 平成17年3月31日)			当事業年度 (自 平成17年4月1日 至 平成18年3月31日)		
		金額(千円)		百分比 (%)	金額(千円)		百分比 (%)
売上高							
1. 不動産販売高		18,119,767			23,497,185		
2. 賃貸収入		206,910	18,326,678	100.0	338,269	23,835,455	100.0
売上原価							
1. 不動産販売原価		14,051,278			18,482,646		
2. 賃貸原価		114,223	14,165,501	77.3	157,921	18,640,568	78.2
売上総利益			4,161,176	22.7		5,194,886	21.8
販売費及び一般管理費	1						
1. 広告宣伝費		206,184			242,762		
2. 役員報酬		191,700			220,950		
3. 給料手当		787,451			897,733		
4. 法定福利費		101,021			120,860		
5. 福利厚生費		9,059			14,309		
6. 役員退職慰労引当金繰 入額		17,999					
7. 退職給付費用		5,366			10,880		
8. リース料		32,439			30,947		
9. 車両費		12,957			14,835		
10. 接待交際費		14,255			21,968		
11. 通信費		16,690			18,966		
12. 租税公課		123,206			148,949		
13. 減価償却費		77,725			76,167		
14. 地代家賃		30,055			14,991		
15. 水道光熱費		17,460			17,337		
16. 完成工事補償引当金繰 入額		1,973			2,339		
17. その他		180,053	1,825,602	10.0	245,206	2,099,205	8.8
営業利益			2,335,574	12.7		3,095,680	13.0

区分	注記 番号	前事業年度 (自 平成16年4月1日 至 平成17年3月31日)			当事業年度 (自 平成17年4月1日 至 平成18年3月31日)		
		金額(千円)		百分比 (%)	金額(千円)		百分比 (%)
営業外収益							
1. 受取利息	2	6,261			6,541		
2. 受取配当金		769			6,033		
3. 維持管理業務収入	2	96,749			109,578		
4. 受取事務手数料	2	137,440			174,132		
5. その他		14,608	255,829	1.4	31,763	328,048	1.3
営業外費用							
1. 支払利息		347,129			395,100		
2. 社債利息		12,416			4,171		
3. 融資手数料					51,499		
4. 新株発行費					31,557		
5. その他		17,894	377,441	2.0	2,233	484,562	2.0
経常利益			2,213,961	12.1		2,939,167	12.3
特別利益							
1. 固定資産売却益	3				18,181		
2. 投資有価証券売却益					41,138	59,319	0.3
特別損失							
1. 販売用不動産評価損		72,409					
2. 固定資産除却損	4	59,613			38,819		
3. 減損損失	5				31,422		
4. 関係会社株式評価損		12,203					
5. リース解約損			144,226	0.8	1,144	71,386	0.3
税引前当期純利益			2,069,735	11.3		2,927,100	12.3
法人税、住民税及び事業税		917,213			1,216,731		
法人税等調整額		28,819	946,032	5.2	2,947	1,219,679	5.1
当期純利益			1,123,702	6.1		1,707,421	7.2
前期繰越利益			21,918			6,383	
当期末処分利益			1,145,620			1,713,804	

不動産販売原価明細書

区分	注記 番号	前事業年度 (自 平成16年4月1日 至 平成17年3月31日)		当事業年度 (自 平成17年4月1日 至 平成18年3月31日)	
		金額(千円)	構成比 (%)	金額(千円)	構成比 (%)
土地購入費		8,480,839	44.7	7,772,035	39.7
材料費		2,727,122	14.4	2,999,436	15.3
労務費		484,988	2.6	576,181	2.9
外注費		7,136,941	37.6	8,096,460	41.4
経費		138,380	0.7	137,801	0.7
計		18,968,272	100.0	19,581,915	100.0
期首未成原価		2,457,952		6,166,423	
期末未成原価		6,166,423		5,803,462	
当期不動産販売総原価		15,259,800		19,944,875	
期首分譲土地建物		5,094,409		6,264,303	
期末分譲土地建物		6,264,303		7,999,370	
他勘定振替高(加算)	2	38,628		272,837	
不動産販売原価		14,051,278		18,482,646	

(脚注)

前事業年度 (自 平成16年4月1日 至 平成17年3月31日)	当事業年度 (自 平成17年4月1日 至 平成18年3月31日)
1. 原価計算の方法は個別原価計算によっており ます。	1. 原価計算の方法は個別原価計算によっており ます。
2. 他勘定振替高の内訳は次のとおりであります。	2. 他勘定振替高の内訳は次のとおりであります。
事業用固定資産への振替 35,767千円	事業用固定資産への振替 99,670千円
事業用固定資産からの振替 17,796千円	事業用固定資産からの振替 372,508千円
販売用不動産評価損 20,658千円	

賃貸原価明細書

区分	注記 番号	前事業年度 (自 平成16年4月1日 至 平成17年3月31日)		当事業年度 (自 平成17年4月1日 至 平成18年3月31日)	
		金額(千円)	構成比 (%)	金額(千円)	構成比 (%)
減価償却費		47,867	41.9	67,591	42.8
その他経費		66,355	58.1	90,330	57.2
計		114,223	100.0	157,921	100.0

【利益処分計算書】

		前事業年度 (株主総会承認日 平成17年6月20日)		当事業年度 (株主総会承認日 平成18年6月20日)	
区分	注記 番号	金額(千円)		金額(千円)	
当期末処分利益			1,145,620		1,713,804
利益処分数額					
1. 配当金		141,237		239,731	
2. 役員賞与金 (うち監査役賞与金)		18,000 (700)		36,400 (2,200)	
3. 任意積立金					
(1) 別途積立金		980,000	1,139,237	1,430,000	1,706,131
次期繰越利益			6,383		7,673

重要な会計方針

項目	前事業年度 (自 平成16年4月1日 至 平成17年3月31日)	当事業年度 (自 平成17年4月1日 至 平成18年3月31日)
1. 有価証券の評価基準及び評価方法	<p>(1) 子会社株式及び関連会社株式 移動平均法に基づく原価法を採用しております。</p> <p>(2) その他有価証券 時価のあるもの 決算日の市場価格等に基づく時価法を採用しております。(評価差額は全部資本直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定しております。) 時価のないもの 移動平均法による原価法を採用しております。</p>	<p>(1) 子会社株式及び関連会社株式 同左</p> <p>(2) その他有価証券 時価のあるもの 同左</p> <p>時価のないもの 同左</p>
2. デリバティブの評価基準及び評価方法	<p>金利スワップ取引 時価法を採用しております。 ただし、特例処理の要件を満たしている金利スワップ取引については、時価評価を行っておりません。</p>	<p>金利スワップ取引 同左</p>
3. たな卸資産の評価基準及び評価方法	<p>(1) 未成工事支出金・分譲土地建物・未成分譲土地・未成分譲建物 個別法に基づく原価法を採用しております。</p> <p>(2) 貯蔵品 最終仕入原価法による原価法を採用しております。</p>	<p>(1) 未成工事支出金・分譲土地建物・未成分譲土地・未成分譲建物 同左</p> <p>(2) 貯蔵品 同左</p>
4. 固定資産の減価償却の方法	<p>(1) 有形固定資産 定率法を採用しております。ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物については定額法を採用しております。 なお、主な資産の耐用年数は次のとおりであります。 建物 8～50年</p> <p>(2) 無形固定資産 定額法を採用しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における見込利用可能期間(5年)に基づく定額法を採用しております。</p> <p>(3) 長期前払費用 定額法を採用しております。</p>	<p>(1) 有形固定資産 定率法を採用しております。ただし、建物については定額法を採用しております。 なお、主な資産の耐用年数は次のとおりであります。 建物 8～50年</p> <p>(2) 無形固定資産 同左</p> <p>(3) 長期前払費用 同左</p>

項目	前事業年度 (自 平成16年4月1日 至 平成17年3月31日)	当事業年度 (自 平成17年4月1日 至 平成18年3月31日)
<p>5. 繰延資産の処理方法</p> <p>6. 引当金の計上基準</p>	<p>(1) 貸倒引当金 債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。</p> <p>(2) 完成工事補償引当金 完成工事に係る瑕疵担保の費用に備えるため、過去の補償実績に将来の補償見込みを加味して計上しております。</p> <p>(3) 退職給付引当金 従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務(簡便法により自己都合要支給額の100%)に基づき計上しております。</p> <p>(4) 役員退職慰労引当金 役員の退職慰労金の支出に備えるため、内規に基づく当事業年度末における要支給額を計上しております。</p>	<p>新株発行費 支出時に全額費用として処理しております。</p> <p>(1) 貸倒引当金 同左</p> <p>(2) 完成工事補償引当金 同左</p> <p>(3) 退職給付引当金 同左</p> <p>(4) 役員退職慰労引当金 当社は従来、役員の退職慰労金の支出に備えるため、内規に基づく要支給額を計上してはりましたが、平成17年3月31日をもって役員退職慰労金制度を廃止いたしました。 これに伴い、平成17年3月31日までの在任期間に応じた退職慰労金の打切り支給を平成17年6月20日開催の株主総会において決議いたしました。 なお、支給対象期間に係る役員退職慰労金所要額118,625千円については、固定負債の「その他」に計上しております。</p>
<p>7. リース取引の処理方法</p>	<p>リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。</p>	<p>同左</p>
<p>8. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項</p>	<p>消費税等の会計処理 消費税及び地方消費税の会計処理は税抜方式によっております。ただし、固定資産に係る控除対象外消費税等は、投資その他の資産に計上し、5年間で均等償却をしており、それ以外は発生年度の期間費用としております。</p>	<p>消費税等の会計処理 同左</p>

会計処理方法の変更

<p>前事業年度 (自 平成16年4月1日 至 平成17年3月31日)</p>	<p>当事業年度 (自 平成17年4月1日 至 平成18年3月31日)</p>
	<p>(固定資産の減損に係る会計基準) 当事業年度より、固定資産の減損に係る会計基準 (「固定資産の減損に係る会計基準の設定に関する意見書」(企業会計審議会平成14年8月9日))及び 「固定資産の減損に係る会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第6号 平成15年10月31日)を適用しております。これにより税引前当期純利益は31,422千円減少しております。 なお、減損損失累計額については、改正後の財務諸表等規則に基づき当該資産の金額から直接控除しております。</p>

表示方法の変更

<p>前事業年度 (自 平成16年4月1日 至 平成17年3月31日)</p>	<p>当事業年度 (自 平成17年4月1日 至 平成18年3月31日)</p>
	<p>(損益計算書) 「融資手数料」は、前期まで営業外費用の「その他」に含めて表示しておりましたが、当期において営業外費用の総額の100分の10を超えたため区分掲記しました。 なお、前期における「融資手数料」の金額は15,503千円であります。</p>

追加情報

<p>前事業年度 (自 平成16年4月1日 至 平成17年3月31日)</p>	<p>当事業年度 (自 平成17年4月1日 至 平成18年3月31日)</p>
<p>(外形標準課税) 「地方税法等の一部を改正する法律」(平成15年法律第9号)が平成15年3月31日に公布され、平成16年4月1日以降に開始する事業年度より外形標準課税制度が導入されたことに伴い、当事業年度から「法人事業税における外形標準課税部分の損益計算書上の表示についての実務上の取扱い」(平成16年2月13日 企業会計基準委員会 実務対応報告第12号)に従い、法人事業税の付加価値割及び資本割19,658千円を販売費及び一般管理費として処理しております。</p>	

注記事項

(貸借対照表関係)

前事業年度 (平成17年3月31日)	当事業年度 (平成18年3月31日)																																																										
<p>1. 担保資産及び担保付債務</p> <p>担保に供している資産は次のとおりであります。</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 80%;">現金及び預金</td> <td style="text-align: right;">250,662千円</td> </tr> <tr> <td>分譲土地建物</td> <td style="text-align: right;">4,506,189</td> </tr> <tr> <td>未成分譲土地</td> <td style="text-align: right;">4,636,789</td> </tr> <tr> <td>建物</td> <td style="text-align: right;">3,079,283</td> </tr> <tr> <td>土地</td> <td style="text-align: right;">3,855,794</td> </tr> <tr> <td>投資有価証券</td> <td style="text-align: right;">80,730</td> </tr> <tr> <td style="border-top: 1px solid black;">計</td> <td style="text-align: right; border-top: 1px solid black;">16,409,450</td> </tr> </table> <p>上記には、担保権の設定が留保されている分譲土地建物が2,293,381千円及び未成分譲土地が2,316,000千円含まれております。</p> <p>担保付債務は次のとおりであります。</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 80%;">短期借入金</td> <td style="text-align: right;">10,940,800千円</td> </tr> <tr> <td>1年以内返済予定長期借入金</td> <td style="text-align: right;">751,938</td> </tr> <tr> <td>長期借入金</td> <td style="text-align: right;">3,568,305</td> </tr> <tr> <td style="border-top: 1px solid black;">計</td> <td style="text-align: right; border-top: 1px solid black;">15,261,043</td> </tr> </table> <p>2. 固定資産に計上していた土地17,796千円について所有目的を販売用に変更したため、分譲土地建物へ振替処理しております。また、分譲土地建物に計上していた土地22,624千円、建物及び構築物13,143千円について所有目的を事業用に変更したため、固定資産へ振替処理しております。</p> <p>3. 保証債務</p> <p>(1) 住宅ローン利用者に対する金融機関の融資について保証を行っております。(住宅ローン実行までの金融機関からのつなぎ融資に対する保証)</p> <p style="text-align: right;">796,900千円</p> <p>(2) 子会社の銀行借入金に対して次のとおり保証を行っております。</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 80%;">グランディ土木建設(株)</td> <td style="text-align: right;">99,153千円</td> </tr> </table> <p>4. 授権株式数及び発行済株式総数</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 30%;">授権株式数</td> <td style="width: 30%;">普通株式</td> <td style="width: 40%; text-align: right;">37,664株</td> </tr> <tr> <td>発行済株式総数</td> <td>普通株式</td> <td style="text-align: right;">9,416株</td> </tr> </table> <p>5. 自己株式</p> <p>当社が保有する自己株式の数は、普通株式0.2株であります。</p>	現金及び預金	250,662千円	分譲土地建物	4,506,189	未成分譲土地	4,636,789	建物	3,079,283	土地	3,855,794	投資有価証券	80,730	計	16,409,450	短期借入金	10,940,800千円	1年以内返済予定長期借入金	751,938	長期借入金	3,568,305	計	15,261,043	グランディ土木建設(株)	99,153千円	授権株式数	普通株式	37,664株	発行済株式総数	普通株式	9,416株	<p>1. 担保資産及び担保付債務</p> <p>担保に供している資産は次のとおりであります。</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 80%;">分譲土地建物</td> <td style="text-align: right;">6,122,960千円</td> </tr> <tr> <td>未成分譲土地</td> <td style="text-align: right;">3,242,007</td> </tr> <tr> <td>建物</td> <td style="text-align: right;">2,653,217</td> </tr> <tr> <td>土地</td> <td style="text-align: right;">3,436,140</td> </tr> <tr> <td style="border-top: 1px solid black;">計</td> <td style="text-align: right; border-top: 1px solid black;">15,454,326</td> </tr> </table> <p>上記には、担保権の設定が留保されている分譲土地建物が4,078,227千円、未成分譲土地が1,394,647千円及び土地が82,965千円含まれております。</p> <p>担保付債務は次のとおりであります。</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 80%;">短期借入金</td> <td style="text-align: right;">9,721,700千円</td> </tr> <tr> <td>1年以内返済予定長期借入金</td> <td style="text-align: right;">566,400</td> </tr> <tr> <td>長期借入金</td> <td style="text-align: right;">2,273,805</td> </tr> <tr> <td style="border-top: 1px solid black;">計</td> <td style="text-align: right; border-top: 1px solid black;">12,561,905</td> </tr> </table> <p>2. 固定資産に計上していた土地233,020千円、建物及び構築物等139,487千円について所有目的を販売用に変更したため、未成分譲土地へ51,981千円、分譲土地建物へ320,526千円振替処理しております。また、未成分譲土地82,965千円及び分譲土地建物16,705千円について所有目的を事業用に変更したため、土地へ振替処理しております。</p> <p>3. 保証債務</p> <p>(1) 住宅ローン利用者に対する金融機関の融資について保証を行っております。(住宅ローン実行までの金融機関からのつなぎ融資に対する保証)</p> <p style="text-align: right;">434,100千円</p> <p>(2) 子会社の銀行借入金及びリース取引に対して次のとおり保証を行っております。</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 80%;">グランディ土木建設(株)</td> <td style="text-align: right;">107,806千円</td> </tr> <tr> <td>グランディプレカット(株)</td> <td style="text-align: right;">409,453</td> </tr> </table> <p>4. 授権株式数及び発行済株式総数</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 30%;">授権株式数</td> <td style="width: 30%;">普通株式</td> <td style="width: 40%; text-align: right;">112,992株</td> </tr> <tr> <td>発行済株式総数</td> <td>普通株式</td> <td style="text-align: right;">34,248株</td> </tr> </table> <p>5. 自己株式</p> <p>当社が保有する自己株式の数は、普通株式0.6株であります。</p>	分譲土地建物	6,122,960千円	未成分譲土地	3,242,007	建物	2,653,217	土地	3,436,140	計	15,454,326	短期借入金	9,721,700千円	1年以内返済予定長期借入金	566,400	長期借入金	2,273,805	計	12,561,905	グランディ土木建設(株)	107,806千円	グランディプレカット(株)	409,453	授権株式数	普通株式	112,992株	発行済株式総数	普通株式	34,248株
現金及び預金	250,662千円																																																										
分譲土地建物	4,506,189																																																										
未成分譲土地	4,636,789																																																										
建物	3,079,283																																																										
土地	3,855,794																																																										
投資有価証券	80,730																																																										
計	16,409,450																																																										
短期借入金	10,940,800千円																																																										
1年以内返済予定長期借入金	751,938																																																										
長期借入金	3,568,305																																																										
計	15,261,043																																																										
グランディ土木建設(株)	99,153千円																																																										
授権株式数	普通株式	37,664株																																																									
発行済株式総数	普通株式	9,416株																																																									
分譲土地建物	6,122,960千円																																																										
未成分譲土地	3,242,007																																																										
建物	2,653,217																																																										
土地	3,436,140																																																										
計	15,454,326																																																										
短期借入金	9,721,700千円																																																										
1年以内返済予定長期借入金	566,400																																																										
長期借入金	2,273,805																																																										
計	12,561,905																																																										
グランディ土木建設(株)	107,806千円																																																										
グランディプレカット(株)	409,453																																																										
授権株式数	普通株式	112,992株																																																									
発行済株式総数	普通株式	34,248株																																																									

前事業年度 (平成17年3月31日)	当事業年度 (平成18年3月31日)																								
<p>6. 配当制限 商法施行規則第124条第3号に規定する資産に時価を付したることにより増加した純資産額は5,525千円です。</p> <p>7. 当社は、運転資金の効率的な調達を行うため取引銀行4行と当座貸越契約及び貸出コミットメント契約を締結しております。これら契約に基づく当事業年度末の借入未実行残高は次のとおりであります。</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="text-align: right;">当座貸越極度額及び貸出コミットメント総額</td> <td style="text-align: right;">1,750,000千円</td> </tr> <tr> <td style="text-align: right;">借入実行残高</td> <td style="text-align: right;">1,500,000</td> </tr> <tr> <td style="text-align: right;">差引額</td> <td style="text-align: right;">250,000</td> </tr> </table> <p>8. 関係会社項目 関係会社に対する資産及び負債には区分掲記されたもののほか主に次のものがあります。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 70%;">流動負債</td> <td></td> </tr> <tr> <td> 工事未払金</td> <td style="text-align: right;">193,163千円</td> </tr> </table> <p>9. 分譲建物完成前の建売分譲土地は3,047,508千円です。</p>	当座貸越極度額及び貸出コミットメント総額	1,750,000千円	借入実行残高	1,500,000	差引額	250,000	流動負債		工事未払金	193,163千円	<p>6.</p> <p>7. 当社は、運転資金の効率的な調達を行うため取引銀行1行と当座貸越契約及び貸出コミットメント契約を締結しております。これら契約に基づく当事業年度末の借入未実行残高は次のとおりであります。</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="text-align: right;">当座貸越極度額及び貸出コミットメント総額</td> <td style="text-align: right;">500,000千円</td> </tr> <tr> <td style="text-align: right;">借入実行残高</td> <td style="text-align: right;">500,000</td> </tr> <tr> <td style="text-align: right;">差引額</td> <td style="text-align: right;">500,000</td> </tr> </table> <p>8. 関係会社項目 関係会社に対する資産及び負債には区分掲記されたもののほか主に次のものがあります。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 70%;">流動資産</td> <td></td> </tr> <tr> <td> 短期貸付金</td> <td style="text-align: right;">141,000千円</td> </tr> <tr> <td>流動負債</td> <td></td> </tr> <tr> <td> 工事未払金</td> <td style="text-align: right;">390,156千円</td> </tr> </table> <p>9. 分譲建物完成前の建売分譲土地は4,447,886千円です。</p>	当座貸越極度額及び貸出コミットメント総額	500,000千円	借入実行残高	500,000	差引額	500,000	流動資産		短期貸付金	141,000千円	流動負債		工事未払金	390,156千円
当座貸越極度額及び貸出コミットメント総額	1,750,000千円																								
借入実行残高	1,500,000																								
差引額	250,000																								
流動負債																									
工事未払金	193,163千円																								
当座貸越極度額及び貸出コミットメント総額	500,000千円																								
借入実行残高	500,000																								
差引額	500,000																								
流動資産																									
短期貸付金	141,000千円																								
流動負債																									
工事未払金	390,156千円																								

(損益計算書関係)

前事業年度 (自 平成16年4月1日 至 平成17年3月31日)	当事業年度 (自 平成17年4月1日 至 平成18年3月31日)								
1 . 一般管理費に含まれる研究開発費 8,636千円	1 . 一般管理費に含まれる研究開発費 4,100千円								
2 . 関係会社との取引に係る主なもの 受取利息 6,076千円 維持管理業務収入 13,576 受取事務手数料 11,400	2 . 関係会社との取引に係る主なもの 受取利息 6,470千円 維持管理業務収入 23,470 受取事務手数料 15,000								
3 .	3 . 固定資産売却益の内訳は次のとおりであります。 土地 18,181千円								
4 . 固定資産除却損の内訳は次のとおりであります。 建物 50,588千円 構築物 4,447 工具器具備品 235 解体費用 3,350 その他 992 <hr/> 計 59,613	4 . 固定資産除却損の内訳は次のとおりであります。 建物 30,638千円 構築物 4,371 解体費用 3,809 <hr/> 計 38,819								
	5 . 減損損失 当事業年度において、当社は以下の資産グループ について減損損失を計上しました。								
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>場所</th> <th>用途</th> <th>種類</th> <th>減損損失 (千円)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>栃木県 矢板市</td> <td>遊休資産</td> <td>土地</td> <td>31,422</td> </tr> </tbody> </table>	場所	用途	種類	減損損失 (千円)	栃木県 矢板市	遊休資産	土地	31,422
場所	用途	種類	減損損失 (千円)						
栃木県 矢板市	遊休資産	土地	31,422						
	(経緯) 今後の利用計画が無く、地価も下落しているため、 減損損失を認識いたしました。 (グルーピングの方法) 個々の物件単位でグルーピングしております。 (回収可能価額の算定方法等) 正味売却価額を使用し、土地については、主として 路線価等に基づき評価しております。								

(リース取引関係)

前事業年度 (自 平成16年4月1日 至 平成17年3月31日)				当事業年度 (自 平成17年4月1日 至 平成18年3月31日)			
1. リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引				1. リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引			
(1) リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額及び期末残高相当額				(1) リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額、減損損失累計額及び期末残高相当額			
	取得価額相当額 (千円)	減価償却累計額相当額 (千円)	期末残高相当額 (千円)		取得価額相当額 (千円)	減価償却累計額相当額 (千円)	期末残高相当額 (千円)
機械装置	5,000	69	4,930	機械装置	5,000	902	4,097
車両運搬具	79,529	32,434	47,094	車両運搬具	102,019	22,998	79,021
工具器具備品	73,672	43,886	29,785	工具器具備品	77,590	33,620	43,970
ソフトウェア	6,837	5,019	1,818	ソフトウェア	3,889	3,097	792
合計	165,039	81,410	83,629	合計	188,499	60,619	127,880
(2) 未経過リース料期末残高相当額				(2) 未経過リース料期末残高相当額等			
				未経過リース料期末残高相当額			
1年内			28,908千円	1年内			32,086千円
1年超			48,389千円	1年超			91,044千円
合計			77,298千円	合計			123,130千円
(3) 支払リース料、減価償却費相当額及び支払利息相当額				(3) 支払リース料、リース資産減損勘定の取崩額、減価償却費相当額、支払利息相当額及び減損損失			
支払リース料			42,088千円	支払リース料			39,277千円
減価償却費相当額			37,029千円	減価償却費相当額			34,890千円
支払利息相当額			3,944千円	支払利息相当額			7,426千円
(4) 減価償却費相当額の算定方法				(4) 減価償却費相当額の算定方法			
リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。				同左			
(5) 利息相当額の算定方法				(5) 利息相当額の算定方法			
リース料総額とリース物件の取得価額相当額との差額を利息相当額とし、各期への配分方法については、利息法によっております。				同左			
2. オペレーティング・リース取引				2. オペレーティング・リース取引			
未経過リース料				未経過リース料			
1年内			3,558千円	1年内			7,109千円
1年超			2,135千円	1年超			3,260千円
合計			5,694千円	合計			10,370千円
				(減損損失について)			
				リース資産に配分された減損損失はありません。			

(有価証券関係)

前事業年度(自 平成16年4月1日 至 平成17年3月31日)及び当事業年度(自 平成17年4月1日 至 平成18年3月31日)における子会社株式及び関連会社株式で時価のあるものはありません。

(税効果会計関係)

前事業年度 (自 平成16年4月1日 至 平成17年3月31日)	当事業年度 (自 平成17年4月1日 至 平成18年3月31日)
1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳	1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳
(千円)	(千円)
繰延税金資産	繰延税金資産
販売用不動産評価損否認	固定資産減損損失
退職給付引当金否認	退職給付引当金否認
役員退職慰労引当金否認	未払役員退職慰労金否認
関係会社株式評価損否認	関係会社株式評価損否認
未払事業税否認	未払事業税否認
その他	その他
小計	小計
評価性引当額	評価性引当額
繰延税金資産合計	繰延税金資産合計
繰延税金負債	うち、「流動資産」計上額
その他有価証券評価差額金	うち、「投資その他の資産」計上額
繰延税金負債合計	
繰延税金資産の純額	
うち、「流動資産」計上額	
うち、「投資その他の資産」計上額	
2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳	2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳
(%)	
法定実効税率	法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異が法定実効税率の100分の5以下であるため記載を省略しております。
(調整)	
交際費等永久に損金に算入されない項目	
住民税均等割等	
留保金課税	
その他	
税効果会計適用後の法人税等の負担率	

(1株当たり情報)

前事業年度 (自 平成16年4月1日 至 平成17年3月31日)	当事業年度 (自 平成17年4月1日 至 平成18年3月31日)
1株当たり純資産額 400,303円45銭	1株当たり純資産額 236,030円64銭
1株当たり当期純利益金額 118,474円88銭	1株当たり当期純利益金額 55,245円12銭
なお、潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。	同左
	<p>当社は、平成17年4月28日付で株式1株につき3株の株式分割を行っております。</p> <p>なお、当該株式分割が前期首に行われたと仮定した場合の前事業年度における1株当たり情報については、以下のとおりとなります。</p> <p>1株当たり純資産額 133,434円48銭</p> <p>1株当たり当期純利益金額 39,491円62銭</p> <p>なお、潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。</p>

(注) 1株当たり当期純利益金額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

項目	前事業年度 (自 平成16年4月1日 至 平成17年3月31日)	当事業年度 (自 平成17年4月1日 至 平成18年3月31日)
当期純利益(千円)	1,123,702	1,707,421
普通株主に帰属しない金額(千円)	18,000	36,400
(利益処分による役員賞与金)	(18,000)	(36,400)
普通株式に係る当期純利益(千円)	1,105,702	1,671,021
普通株式の期中平均株式数(株)	9,332.80	30,247.40

(重要な後発事象)

前事業年度 (自 平成16年4月1日 至 平成17年3月31日)		当事業年度 (自 平成17年4月1日 至 平成18年3月31日)	
<p>平成17年2月28日開催の当社取締役会の決議に基づき、次のように株式分割による新株式を発行しております。</p> <p>1. 平成17年4月28日付をもって普通株式1株につき3株に分割します。</p> <p>(1) 分割により増加する株式数 普通株式 18,832株</p> <p>(2) 分割方法 平成17年3月31日最終の株主名簿に記載された株主の所有株式数を、1株につき3株の割合をもって分割します。</p> <p>2. 配当起算日 平成17年4月1日 当該株式分割が前期首に行われたと仮定した場合の前期における1株当たり情報及び当期首に行われたと仮定した場合の当期における1株当たり情報は、それぞれ以下のとおりとなります。</p>		<p>平成18年2月3日開催の当社取締役会の決議に基づき、次のように株式分割による新株式を発行しております。</p> <p>1. 平成18年4月1日付をもって普通株式1株につき3株に分割します。</p> <p>(1) 分割により増加する株式数 普通株式 68,496株</p> <p>(2) 分割方法 平成18年3月31日最終の株主名簿に記載された株主の所有株式数を、1株につき3株の割合をもって分割します。</p> <p>2. 配当起算日 平成18年4月1日 当該株式分割が前期首に行われたと仮定した場合の前期における1株当たり情報及び当期首に行われたと仮定した場合の当期における1株当たり情報は、それぞれ以下のとおりとなります。</p>	
前事業年度	当事業年度	前事業年度	当事業年度
1株当たり純資産額 97,428円12銭	1株当たり純資産額 133,434円48銭	1株当たり純資産額 44,478円16銭	1株当たり純資産額 78,676円88銭
1株当たり当期純利益金額 14,730円50銭	1株当たり当期純利益金額 39,491円62銭	1株当たり当期純利益金額 13,163円88銭	1株当たり当期純利益金額 18,415円04銭
なお、潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。	なお、潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。	なお、潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。	なお、潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

【附属明細表】

【有価証券明細表】

有価証券の金額が資産の総額の100分の1以下であるため、財務諸表等規則第121条の規定により記載を省略しております。

【有形固定資産等明細表】

資産の種類	前期末残高 (千円)	当期増加額 (千円)	当期減少額 (千円)	当期末残高 (千円)	当期末減価償却累計額又は償却累計額 (千円)	当期償却額 (千円)	差引当期末残高 (千円)
有形固定資産							
建物	3,523,784	523,086	183,794	3,863,076	397,403	113,639	3,465,673
構築物	76,660	48,749	8,695	116,713	44,189	12,038	72,524
車両運搬具	5,171			5,171	3,629	702	1,541
工具器具備品	178,896	10,672	7,212	182,356	126,230	16,760	56,126
土地	4,037,828	851,626	295,399 (31,422)	4,594,055			4,594,055
建設仮勘定	52,928	411,367	457,136	7,159			7,159
有形固定資産計	7,875,269	1,845,503	952,240	8,768,532	571,452	143,140	8,197,080
無形固定資産							
電話加入権	10,989			10,989			10,989
商標権	27,343			27,343	16,485	2,734	10,857
ソフトウェア	122,447	11,529	65	133,911	64,341	21,345	69,570
無形固定資産計	160,779	11,529	65	172,244	80,827	24,080	91,416
長期前払費用	28,470	20,035	36,669	11,837	4,271	1,531	7,565

(注) 1. 当期減少額欄の()内は内書きで、減損損失の計上額であります。

2. 当期増加額のうち主なものは次のとおりであります。

建 物

柏支店	247,450千円
グランディプレカット工場・事務所	112,700千円
グランディコート東宿郷	77,741千円

土 地

賃貸駐車場4カ所	560,184千円
水戸支店用地	141,396千円
グランディコート東宿郷	74,384千円

3. 当期減少額のうち土地の主なものは、未成分譲土地及び分譲土地建物への振替233,020千円及び減損損失31,422千円であります。

【資本金等明細表】

区分		前期末残高	当期増加額	当期減少額	当期末残高
資本金（千円）（注）1		853,500	1,224,000		2,077,500
資本金のうち 既発行株式	普通株式（注）2（株）	(9,416)	(24,832)	()	(34,248)
	普通株式（千円）	853,500	1,224,000		2,077,500
	計（株）	(9,416)	(24,832)	()	(34,248)
	計（千円）	853,500	1,224,000		2,077,500
資本準備金及 びその他資本 剰余金	（資本準備金）				
	株式払込剰余金（注）1（千円）	618,000	1,566,000		2,184,000
	（その他資本剰余金）				
	自己株式処分差益（千円）	21,165			21,165
	計（千円）	639,165	1,566,000		2,205,165
利益準備金及 び任意積立金	（利益準備金）（千円）	153,475			153,475
	（任意積立金）				
	別途積立金（注）3（千円）	990,000	980,000		1,970,000
	計（千円）	1,143,475	980,000		2,123,475

（注）1．資本金及び資本準備金の当期増加額は、株式上場に伴う公募増資によるものであります。

2．期末日現在、0.6株の自己株式を保有しております。

3．任意積立金の当期増加額は、前期決算の利益処分によるものであります。

【引当金明細表】

区分	前期末残高 （千円）	当期増加額 （千円）	当期減少額 （目的使用） （千円）	当期減少額 （その他） （千円）	当期末残高 （千円）
貸倒引当金	720	136		720	136
完成工事補償引当金	8,997	2,339			11,336
役員退職慰労引当金	121,275		121,275		

（注）貸倒引当金の当期減少額（その他）は、洗替えによる戻入額であります。

(2) 【主な資産及び負債の内容】

現金及び預金

区分	金額(千円)
現金	1,932
預金	
当座預金	1
普通預金	913,000
別段預金	2,000
小計	915,001
合計	916,934

売掛金

(イ) 相手先別内訳

相手先	金額(千円)
一般顧客	2,581
合計	2,581

(ロ) 売掛金の発生及び回収並びに滞留状況

前期繰越高 (千円)	当期発生高 (千円)	当期回収高 (千円)	次期繰越高 (千円)	回収率(%)	滞留期間(日)
(A)	(B)	(C)	(D)	$\frac{(C)}{(A) + (B)} \times 100$	$\frac{(A) + (D)}{(B)} \times 365$
9,951	78,310	85,680	2,581	97.1	29.2

未成工事支出金

区分	金額(千円)
注文住宅	54,584
その他	6,898
合計	61,483

分譲土地建物

所在地	金額（千円）
栃木県	5,750,778
埼玉県	34,040
千葉県	365,739
茨城県	1,313,286
群馬県	535,526
合計	7,999,370

未成分譲土地

所在地	金額（千円）
栃木県	1,436,209
千葉県	953,476
茨城県	1,968,247
群馬県	3,711
合計	4,361,644

未成分譲建物

所在地	金額（千円）
栃木県	875,260
千葉県	132,846
茨城県	294,200
群馬県	78,026
合計	1,380,334

貯蔵品

品目	金額（千円）
パンフレット	5,334
営業マニュアル	4,576
石材	2,213
販促品	3,170
印紙等	4,074
その他	9,835
合計	29,206

工事未払金

相手先	金額（千円）
グランディ土木建設(株)	222,240
グランディプレカット(株)	153,801
丸紅建材(株)	59,719
(株)白井ベニヤ商会	52,040
(有)正和木材	45,065
その他	969,338
合計	1,502,206

短期借入金

相手先	金額（千円）
(株)三菱東京UFJ銀行	3,185,959
(株)足利銀行	2,827,566
(株)みずほ銀行	1,461,266
(株)埼玉りそな銀行	774,640
(株)群馬銀行	758,066
その他	714,200
合計	9,721,700

長期借入金

相手先	金額（千円）
中小企業金融公庫	857,031 (131,698)
(株)足利銀行	776,114 (221,364)
商工組合中央金庫	721,820 (128,398)
(株)三菱東京UFJ銀行	311,640 (48,640)
(株)みずほ銀行	173,600 (36,300)
合計	2,840,205 (566,400)

(注) ()内の金額は内数で、1年以内返済予定額であり、貸借対照表では「1年以内返済予定長期借入金」として流動負債に計上しております。

(3) 【その他】

該当事項はありません。

第6【提出会社の株式事務の概要】

決算期	3月31日
定時株主総会	毎決算期の翌日から3ヶ月以内
基準日	3月31日
株券の種類	1株券、10株券
中間配当基準日	9月30日
1単元の株式数	
株式の名義書換え	
取扱場所	東京都千代田区丸の内一丁目4番5号 三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部
株主名簿管理人	東京都千代田区丸の内一丁目4番5号 三菱UFJ信託銀行株式会社
取次所	三菱UFJ信託銀行株式会社 全国各支店 野村證券株式会社 全国本支店
名義書換手数料	無 料
新券交付手数料	無 料
端株の買取り	
取扱場所	東京都千代田区丸の内一丁目4番5号 三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部
株主名簿管理人	東京都千代田区丸の内一丁目4番5号 三菱UFJ信託銀行株式会社
取次所	三菱UFJ信託銀行株式会社 全国各支店 野村證券株式会社 全国本支店
買取手数料	株式の売買の委託に係る手数料相当額として別途定める金額
公告掲載方法	電子公告とする。ただし、事故その他のやむを得ない事由により電子公告をすることができないときは、日本経済新聞に掲載する。 公告掲載URL http://www.grandy.co.jp/
株主に対する特典	該当事項はありません。

(注) 当社は旧商法第220条ノ2第1項に規定する端株原簿を作成しております。

第7【提出会社の参考情報】

1【提出会社の親会社等の情報】

当社に親会社等はありません。

2【その他の参考情報】

最近事業年度の開始日から有価証券届出書提出日までの間に、次の書類を提出しております。

- | | |
|------------------------------------|---|
| (1) 有価証券届出書（有償一般募集増資及び売出し）及びその添付書類 | 平成17年10月31日
関東財務局長に提出。 |
| (2) 有価証券届出書の訂正届出書 | 平成17年11月16日及び
平成17年11月25日
関東財務局長に提出。 |
| 平成17年10月31日提出の有価証券届出書の訂正届出書であります。 | |
| (3) 有価証券報告書及び
その添付書類 | 事業年度 自 平成17年4月1日
(第15期) 至 平成18年3月31日
平成18年6月20日
関東財務局長に提出。 |
| (4) 有価証券報告書の訂正報告書 | 平成18年8月17日
関東財務局長に提出。 |

事業年度（第15期）（自 平成17年4月1日 至 平成18年3月31日）の有価証券報告書に係る訂正報告書であります。

第三部【提出会社の保証会社等の情報】

第1【保証会社情報】

該当事項はありません。

第2【保証会社以外の会社の情報】

該当事項はありません。

第3【指数等の情報】

該当事項はありません。

第四部【特別情報】

第1【最近の財務諸表】

当社は、継続開示会社のため、該当事項はありません。

第2【保証会社及び連動子会社の最近の財務諸表又は財務書類】

該当事項はありません。

独立監査人の監査報告書

平成17年10月31日

グランディハウス株式会社
取締役会 御中

中央青山監査法人

指定社員 公認会計士 高木 勇三
業務執行社員

指定社員 公認会計士 湯浅 信好
業務執行社員

当監査法人は、証券取引法第193条の2の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられているグランディハウス株式会社の平成16年4月1日から平成17年3月31日までの連結会計年度の連結財務諸表、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結剰余金計算書、連結キャッシュ・フロー計算書及び連結附属明細表について監査を行った。この連結財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から連結財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、グランディハウス株式会社及び連結子会社の平成17年3月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する連結会計年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

追記情報

重要な後発事象に記載されているとおり、会社は、平成17年4月28日付で株式分割を実施している。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

() 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(有価証券届出書提出会社)が別途保管しております。

独立監査人の監査報告書

平成18年6月20日

グランディハウス株式会社
取締役会 御中

中央青山監査法人

指定社員 公認会計士 高木 勇三
業務執行社員

指定社員 公認会計士 湯浅 信好
業務執行社員

当監査法人は、証券取引法第193条の2の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられているグランディハウス株式会社の平成17年4月1日から平成18年3月31日までの連結会計年度の連結財務諸表、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結剰余金計算書、連結キャッシュ・フロー計算書及び連結附属明細表について監査を行った。この連結財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から連結財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、グランディハウス株式会社及び連結子会社の平成18年3月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する連結会計年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

追記情報

1. 連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項の変更に記載されているとおり、会社は当連結会計年度より、固定資産の減損に係る会計基準を適用して連結財務諸表を作成している。
2. 重要な後発事象に記載されているとおり、会社は、平成18年4月1日付で株式分割を実施している。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

() 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(有価証券報告書提出会社)が別途保管しております。

独立監査人の監査報告書

平成17年10月31日

グランディハウス株式会社
取締役会 御中

中央青山監査法人

指定社員 公認会計士 高木 勇三
業務執行社員

指定社員 公認会計士 湯浅 信好
業務執行社員

当監査法人は、証券取引法第193条の2の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられているグランディハウス株式会社の平成16年4月1日から平成17年3月31日までの第14期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、利益処分計算書及び附属明細表について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、グランディハウス株式会社の平成17年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

追記情報

重要な後発事象に記載されているとおり、会社は、平成17年4月28日付で株式分割を実施している。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

() 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(有価証券届出書提出会社)が別途保管しております。

独立監査人の監査報告書

平成18年6月20日

グランディハウス株式会社
取締役会 御中

中央青山監査法人

指定社員 公認会計士 高木 勇三
業務執行社員

指定社員 公認会計士 湯浅 信好
業務執行社員

当監査法人は、証券取引法第193条の2の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられているグランディハウス株式会社の平成17年4月1日から平成18年3月31日までの第15期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、利益処分計算書及び附属明細表について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者であり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、グランディハウス株式会社の平成18年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

追記情報

1. 財務諸表作成のための基本となる重要な事項の変更に記載されているとおり、会社は当事業年度より、固定資産の減損に係る会計基準を適用して財務諸表を作成している。
2. 重要な後発事象に記載されているとおり、会社は、平成18年4月1日付で株式分割を実施している。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

() 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(有価証券報告書提出会社)が別途保管しております。